平成23年（第６回）山鹿市議会12月定例会

会　期　日　程　表

<table>
<tr><th>日次</th><th>月　日</th><th>曜　日</th><th>本　　会　　議</th><th>委 員 会</th></tr>
<tr><td>1</td><td>12月　1日</td><td>木</td><td>開　会　・　提　案　理　由　説　明</td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>2</td><td>12月　2日</td><td>金</td><td rowspan="3">休　　会</td></tr>
<tr><td>3</td><td>12月　3日</td><td>（土）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>12月　4日</td><td>（日）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>12月　5日</td><td>月</td><td>休会（発言通告締切午後５時まで）</td></tr>
<tr><td>6</td><td>12月　6日</td><td>火</td><td>休　　会</td></tr>
<tr><td>7</td><td>12月　7日</td><td>水</td><td>質疑・一般質問</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>8</td><td>12月　8日</td><td>木</td><td>質疑・一般質問・委員会付託</td></tr>
<tr><td>9</td><td>12月　9日</td><td>金</td><td>本会議なし</td><td>建設環境</td></tr>
<tr><td>１０</td><td>12月　10日</td><td>（土）</td><td rowspan="2">休　　会</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>１１</td><td>12月　11日</td><td>（日）</td></tr>
<tr><td>１２</td><td>12月　12日</td><td>月</td><td rowspan="4">本会議なし</td><td>経済観光</td></tr>
<tr><td>１３</td><td>12月　13日</td><td>火</td><td>福祉厚生</td></tr>
<tr><td>１４</td><td>12月　14日</td><td>水</td><td>総務文教</td></tr>
<tr><td>１５</td><td>12月　15日</td><td>木</td><td>議会運営</td></tr>
<tr><td>１６</td><td>12月　16日</td><td>金</td><td>委員長報告･討論･採決･閉会</td><td></td></tr>
</table>

平成23年（第６回）山鹿市議会12月定例会

目　次

第１号（12月１日）　頁

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 5
３．出席議員 …… 5
４．説明のため出席した者 …… 6
５．事務局職員出席者 …… 7
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 8
７．日程第２　会期の決定 …… 8
８．日程第３　議案第80号～議案第121号
報告第22号～報告第25号 …… 9
９．提案理由の説明 …… 11
（１）議案第 80号（本多総務部長） …… 11
（２）議案第 81号（本多総務部長） …… 12
（３）議案第 82号（本多総務部長） …… 13
（４）議案第 83号（本多総務部長） …… 13
（５）議案第 84号（富田市民福祉部長） …… 13
（６）議案第 85号（潮﨑農林部長） …… 14
（７）議案第 86号（倉原教育部長） …… 14
（８）議案第 87号（倉原教育部長） …… 14
（９）議案第 88号（倉原教育部長） …… 15
(10) 議案第 89号（倉原教育部長） …… 15
(11) 議案第 90号（荒木市民医療センター事務部長） …… 15
(12) 議案第 91号（荒木市民医療センター事務部長） …… 16
(13) 議案第 92号（本多総務部長） …… 16
(14) 議案第 93号（山口市民福祉部次長） …… 18
(15) 議案第 94号（冨田農林部次長） …… 18
(16) 議案第 95号（荒木市民医療センター事務部長） …… 19
(17) 議案第 96号（山口市民福祉部次長） …… 19
(18) 議案第 97号（潮﨑農林部長） …… 20
(19) 議案第 98号（潮﨑農林部長） …… 20

(20) 議案第 99号（潮﨑農林部長） …… 20
(21) 議案第100号（潮﨑農林部長） …… 20
(22) 議案第101号（潮﨑農林部長） …… 20
(23) 議案第102号（潮﨑農林部長） …… 20
(24) 議案第103号（潮﨑農林部長） …… 21
(25) 議案第104号（潮﨑農林部長） …… 21
(26) 議案第105号（三森商工観光部長） …… 21
(27) 議案第106号（三森商工観光部長） …… 21
(28) 議案第107号（三森商工観光部長） …… 21
(29) 議案第108号（三森商工観光部長） …… 21
(30) 議案第109号（緒方建設部長） …… 22
(31) 議案第110号（緒方建設部長） …… 22
(32) 議案第111号（倉原教育部長） …… 22
(33) 議案第112号（倉原教育部長） …… 22
(34) 議案第113号（倉原教育部長） …… 22
(35) 議案第114号（倉原教育部長） …… 22
(36) 議案第115号（倉原教育部長） …… 22
(37) 議案第116号（倉原教育部長） …… 22
(38) 議案第117号（倉原教育部長） …… 23
(39) 議案第118号（倉原教育部長） …… 23
(40) 議案第119号（池田副市長） …… 23
(41) 議案第120号（池田副市長） …… 23
(42) 議案第121号（池田副市長） …… 23
(43) 報告第 22号（富田市民福祉部長） …… 24
(44) 報告第 23号（三森商工観光部長） …… 24
(45) 報告第 24号（潮﨑農林部長） …… 25
(46) 報告第 25号（潮﨑農林部長） …… 25
10. 散　会 …… 26

第２号（12月７日）

１．議事日程 …… 29
２．本日の会議に付した事件 …… 30
３．出席議員 …… 30
４．説明のため出席した者 …… 31

５．事務局職員出席者 …… 31
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 33
（１）太田黒鐵郎議員第１問目・第２問目一般質問（１回目） …… 33
〇古荘環境部長答弁 …… 34
〇中嶋市長答弁 …… 34
（２）太田黒鐵郎議員第１問目・第２問目一般質問（２回目）…… 35
〇古荘環境部長答弁 …… 36
〇中嶋市長答弁 …… 36
（３）太田黒鐵郎議員第３問目一般質問（１回目） …… 37
〇富田市民福祉部長答弁 …… 38
（４）太田黒鐵郎議員第３問目一般質問（２回目） …… 40
（５）原　　徹議員第１問目一般質問（１回目） …… 41
〇杉本教育長答弁 …… 42
（６）原　　徹議員第１問目一般質問（２回目） …… 43
〇杉本教育長答弁 …… 45
（７）原　　徹議員第１問目一般質問（３回目） …… 46
〇杉本教育長答弁 …… 47
（８）原　　徹議員第２問目・第３問目一般質問（１回目） …… 49
〇本多総務部長答弁 …… 50
〇潮﨑農林部長答弁 …… 51
〇緒方建設部長答弁 …… 51
（９）原　　徹議員第２問目・第３問目一般質問（２回目） …… 51
〇本多総務部長答弁 …… 53
〇緒方建設部長答弁 …… 54
(10) 原　　徹議員第２問目・第３問目一般質問（３回目） …… 55
〇本多総務部長答弁 …… 56
〇緒方建設部長答弁 …… 57
(11) 森　久雄議員第１回目一般質問 …… 57
〇本多総務部長答弁 …… 60
〇緒方建設部長答弁 …… 62
〇杉本教育長答弁 …… 63
〇倉原教育部長答弁 …… 64
(12) 森　久雄議員第２回目一般質問 …… 65
〇杉本教育長答弁 …… 67

(13) 森　久雄議員第３回目一般質問 …… 68
○杉本教育長答弁 …… 69
(14) 高野誠二議員第１回目一般質問 …… 69
○杉本教育長答弁 …… 71
○緒方建設部長答弁 …… 71
(15) 高野誠二議員第２回目一般質問 …… 72
○杉本教育長答弁 …… 73
○緒方建設部長答弁 …… 74
(16) 高野誠二議員第３回目一般質問 …… 74
○杉本教育長答弁 …… 75
(17) 福本義文議員第１問目一般質問（１回目） …… 76
○富田市民福祉部長答弁 …… 77
(18) 福本義文議員第１問目一般質問（２回目） …… 78
○富田市民福祉部長答弁 …… 78
(19) 福本義文議員第１問目一般質問（３回目）・第２問目（１回目） …… 79
○富田市民福祉部長答弁 …… 80
(20) 福本義文議員第２問目一般質問（２回目） …… 81
○富田市民福祉部長答弁 …… 81
(21) 福本義文議員第２問目一般質問（３回目） …… 82
○富田市民福祉部長答弁 …… 83
(22) 稲葉　昇議員第１回目一般質問 …… 83
○潮﨑農林部長答弁 …… 85
(23) 稲葉　昇議員第２回目一般質問 …… 85
(24) 立木秀木議員第１回目一般質問 …… 86
○倉原教育部長答弁 …… 86
(25) 立木秀木議員第２回目一般質問 …… 87
７．散　会 …… 88

第３号（12月８日）

１．議事日程 …… 91
２．本日の会議に付した事件 …… 92
３．出席議員 …… 92
４．説明のため出席した者 …… 93
５．事務局職員出席者 …… 94

６．日程第１　質疑・一般質問 …… 95
（１）北原昭三議員第１回目一般質問 …… 95
〇荒木市民医療センター事務部長答弁 …… 96
〇倉原教育部長答弁 …… 97
〇三森商工観光部長答弁 …… 97
（２）北原昭三議員第２回目一般質問 …… 98
〇富田市民福祉部長答弁 …… 99
〇倉原教育部長答弁 …… 100
〇三森商工観光部長答弁 …… 100
（３）北原昭三議員第３回目一般質問 …… 101
〇富田市民福祉部長答弁 …… 102
〇倉原教育部長答弁 …… 103
〇本多総務部長答弁 …… 104
（４）芹川正美議員第１回目一般質問 …… 105
〇潮﨑農林部長答弁 …… 106
（５）芹川正美議員第２回目一般質問 …… 108
（６）吉本政幸議員第１回目一般質問 …… 109
〇潮﨑農林部長答弁 …… 110
〇本多総務部長答弁 …… 111
（７）吉本政幸議員第２回目一般質問 …… 112
〇潮﨑農林部長答弁 …… 113
〇本多総務部長答弁 …… 113
（８）吉本政幸議員第３回目一般質問 …… 114
（９）川野　功議員第１問目一般質問（１回目） …… 115
〇潮﨑農林部長答弁 …… 116
〇富田市民福祉部長答弁 …… 116
(10) 川野　功議員第１問目一般質問（２回目） …… 117
〇潮﨑農林部長答弁 …… 118
(11) 川野　功議員第１問目一般質問（３回目）・第２問目一般質問
（１回目） …… 119
〇杉本教育長答弁 …… 120
(12) 川野　功議員第２問目一般質問（２回目） …… 122
(13) 丸山康昭議員第１回目一般質問 …… 123
〇本多総務部長答弁 …… 124

(14) 丸山康昭議員第２回目一般質問 …… 125
〇倉原教育部長答弁 …… 128
(15) 永田紘二議員第１問目一般質問（１回目） …… 128
〇潮﨑農林部長答弁 …… 129
(16) 永田紘二議員第１問目一般質問（２回目）・第２問目一般質問
（１回目） …… 130
〇杉本教育長答弁 …… 131
(17) 永田紘二議員第２問目一般質問（２回目） …… 132
〇杉本教育長答弁 …… 132
(18) 永田紘二議員第２問目一般質問（３回目） …… 134
〇杉本教育長答弁 …… 135
７．日程第２　委員会付託…… 136
８．散　会 …… 136

第４号（12月16日）

１．議事日程 …… 139
２．本日の会議に付した事件 …… 141
３．出席議員 …… 144
４．説明のため出席した者 …… 145
５．事務局職員出席者 …… 145
６．日程第１　議案第80号～議案第121号
陳情第12号 …… 146
７．各常任委員長の報告 …… 148
（１）建設環境常任委員長報告 …… 148
（２）経済観光常任委員長報告 …… 150
（３）福祉厚生常任委員長報告 …… 152
（４）総務文教常任委員長報告 …… 153
８．質　疑 …… 156
（１）丸山寛治議員第１回目質疑 …… 156
〇経済観光常任委員長答弁 …… 156
９．討　論 …… 157
（１）原　　徹議員討論 …… 157
10．採　決 …… 158
11．日程第２　議員提出議案第２号～議員提出議案第５号 …… 160

12. 提案理由の説明 …… 160
（１）議員提出議案第２号（藤本峰秀議員） …… 161
（２）議員提出議案第３号（藤本峰秀議員） …… 161
（３）議員提出議案第４号（藤本峰秀議員） …… 161
（４）議員提出議案第５号（藤本峰秀議員） …… 161
13. 質疑 …… 161
14. 討論 …… 161
15. 採決 …… 161
16. 日程追加　日程第３　議案第122号～議案第129号
意見書案第５号～意見書案第６号 …… 162
17. 提案理由の説明 …… 163
（１）議案第122号（本多総務部長） …… 163
（２）議案第123号（本多総務部長） …… 163
（３）議案第124号（本多総務部長） …… 164
（４）議案第125号（本多総務部長） …… 164
（５）議案第126号（本多総務部長） …… 164
（６）議案第127号（本多総務部長） …… 164
（７）議案第128号（本多総務部長） …… 164
（８）議案第129号（本多総務部長） …… 165
（９）意見書案第５号（職員朗読） …… 165
(10) 意見書案第６号（職員朗読） …… 167
18. 質疑 …… 168
19. 討論 …… 169
（１）原　　徹議員討論 …… 169
20. 採決 …… 170
21. 閉　会 …… 171

１２月１日(木曜日)

平成23年（第６回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成23年12月１日（木曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第80号　専決処分の承認を求めることについて
（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について）

議案第81号　山鹿市暴力団排除条例

議案第82号　山鹿市税条例等の一部を改正する条例

議案第83号　山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例

議案第84号　山鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第85号　山鹿市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

議案第86号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例

議案第87号　山鹿市立視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例

議案第88号　山鹿市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

議案第89号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第90号　山鹿市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例

議案第91号　山鹿市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第92号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第93号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第94号　平成23年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）

議案第95号　平成23年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）

議案第96号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市幸の国健康館「ゆ～かむ」等）

議案第97号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市黒蛭地区コミュニティーセンター）

議案第98号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市蒲生コミュニティーセンター）

議案第99号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市山村・都市交流施設　たかとり自然共育センター「木馬館」）
議案第100号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市一本松農村公園）
議案第101号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿央生産物直売所等）
議案第102号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市特産工芸村等）
議案第103号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市水辺プラザかもと）
議案第104号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市道の駅小栗郷等）
議案第105号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿灯籠民芸館）
議案第106号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第107号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））
議案第108号　公の施設の指定管理者の指定について
（岳間渓谷キャンプ場）
議案第109号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（待合所棟））
議案第110号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（物販棟））
議案第111号　公の施設の指定管理者の指定について
（岳間研修センター）
議案第112号　公の施設の指定管理者の指定について
（椎持研修センター）
議案第113号　公の施設の指定管理者の指定について
（幸ヶ丘研修センター）
議案第114号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市農村集落多目的共同利用施設下分田センター）
議案第115号　公の施設の指定管理者の指定について
（八千代座等）

議案第116号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民スポーツセンター）
議案第117号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民プール）
議案第118号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市サイクリングターミナル）
議案第119号　教育委員会委員の任命について
議案第120号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第121号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
報告第22号　専決処分の報告について
報告第23号　専決処分の報告について
報告第24号　幸の国木材工業株式会社の経営状況の報告について
報告第25号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番	永田　健君
２番	稲葉　昇君
３番	藤本芳雄君
４番	福本義文君
５番	冨丸洋一郎君
６番	藤本峰秀君
７番	北原昭三君
８番	芹川正美君
９番	藤原　豊君
10番	立山秀木君
11番	立山　隆君
12番	原　徹君
13番	平井邦廣君
14番	吉本政幸君
15番	池田誠一君
16番	堀　茂幸君
17番	永田紘二君

18番	森川昭彦君
19番	川野　功君
20番	古荘克郎君
21番	森　芳顕君
22番	家入憲隆君
23番	横手啓介君
24番	高野誠二君
25番	藤原　弘君
26番	森　久雄君
27番	太田黒鐵郎君
28番	丸山寛治君
29番	寺崎勇児君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	杉本作徳君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	富田辰郎君
農林部長	潮崎昭二君
商工観光部長	三森兄臣君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	古荘秀幸君
市民医療センター事務部長	荒木　隆君
教育部長	倉原謙治君
首席審議員兼会計管理者	富安　豪君
市民福祉部次長	有働　博君
市民福祉部次長	山口敦子君
農林部次長	冨田弘海君
環境部次長	中川秀人君
総務課長	原　弘文君
税務課長	奥村正文君
農林振興課長	金光一誠君

商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
都市計画課長	中原　忍君
市民医療センター事務部総務課長	野田修誠君
農業委員会事務局長	西田博之君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	幸村英星君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	中村武志君
書記	森　英州君

○

午前10時00分　開会

○

○議長（横手啓介君）

ただいまから平成23年（第６回）山鹿市議会12月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長からあいさつの申し出があっておりますので許可いたします。中嶋市長。

○市長（中嶋憲正君）

12月定例会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成23年12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用の中、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、師走の声を聞き、一年の締めのときを迎えておりますが、この１年を顧みますと、東日本大震災の発生、原発事故に端を発した電力不足、ＴＰＰ問題、ユーロ圏の金融危機など、これほど一度に多くの国難とも言うべき課題を抱えた年は過去になかったと思います。その中で、震災から必死に立ち上がろうとされている被災地の方々、それを支援する人々、改めて人間のたくましさ、そして人と人の絆の強さを感じさせられたところです。本市におきましても、この１年、多くの課題を抱えた中で、重点施策への着手など、課題解消に向けて取り組んできたところです。その一方で、残された課題もあります。これらにつきましては迅速に対応し、新しい年、次なるステージへと進めてまいりたいと考えております。

本定例会におきましてご審議いただきます議案は、条例11件、予算４件、その他指定管理者の指定23件、人事案件３件、その他１件と報告４件です。これら諸議案につきましては職員をして説明させていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

○

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（横手啓介君）

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、立山隆議員、原徹議員を指名いたします。

○

日程第２　会期の決定

○議長（横手啓介君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月16日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第３　議案第80号～議案第121号
報告第22号～報告第25号

○議長（横手啓介君）

日程第３、議案第80号から報告第25号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

議案第80号　専決処分の承認を求めることについて
（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について）

議案第81号　山鹿市暴力団排除条例

議案第82号　山鹿市税条例等の一部を改正する条例

議案第83号　山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例

議案第84号　山鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第85号　山鹿市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

議案第86号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例

議案第87号　山鹿市立視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例

議案第88号　山鹿市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

議案第89号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第90号　山鹿市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例

議案第91号　山鹿市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第92号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第93号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第94号　平成23年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）

議案第95号　平成23年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）

議案第96号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市幸の国健康館「ゆ～かむ」等）

議案第97号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市黒蛭地区コミュニティーセンター）
議案第98号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市蒲生コミュニティーセンター）
議案第99号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市山村・都市交流施設　たかとり自然共育センター「木馬館」）
議案第100号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市一本松農村公園）
議案第101号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿央生産物直売所等）
議案第102号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市特産工芸村等）
議案第103号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市水辺プラザかもと）
議案第104号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市道の駅小栗郷等）
議案第105号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿灯籠民芸館）
議案第106号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第107号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））
議案第108号　公の施設の指定管理者の指定について
（岳間渓谷キャンプ場）
議案第109号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（待合所棟））
議案第110号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（物販棟））
議案第111号　公の施設の指定管理者の指定について
（岳間研修センター）
議案第112号　公の施設の指定管理者の指定について
（椎持研修センター）
議案第113号　公の施設の指定管理者の指定について
（幸ヶ丘研修センター）

議案第114号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市農村集落多目的共同利用施設下分田センター）
議案第115号　公の施設の指定管理者の指定について
（八千代座等）
議案第116号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民スポーツセンター）
議案第117号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民プール）
議案第118号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市サイクリングターミナル）
議案第119号　教育委員会委員の任命について
議案第120号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第121号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
報告第22号　専決処分の報告について
報告第23号　専決処分の報告について
報告第24号　幸の国木材工業株式会社の経営状況の報告について
報告第25号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について

○

○議長（横手啓介君）

提案理由の説明を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

議案第80号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市も構成団体の一つであります熊本県市町村総合事務組合において、当該組合を構成する矢護川地区簡易水道組合が解散することに伴い、矢護川地区簡易水道組合を脱退させ、あわせて熊本県市町村総合事務組合規約を変更することについて、平成23年11月４日に関係地方公共団体と協議する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第１項の規定により平成23年11月１日に専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。なお、数の減少及び規約の変更手続きにつきましては、地方自治法第286条第１項の規定に基づく関係地方公共団体の協議が必要であり、この協議については同法第290条の規定に基づき熊本県市町村総合事務組合を構成するすべての地方公共団体におきまして、同じ内容による議会の議決を経る必要があります。

附則といたしまして、この規約は解散する矢護川地区簡易水道組合の水道事業を

引き継ぐ菊池市及び大津菊陽水道企業団が矢護川地区簡易水道組合の給水区域に相当する給水区域の拡大に係る水道法の認可を受ける日から施行することとしております。

以上、よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第81号　山鹿市暴力団排除条例について、ご説明申し上げます。

暴力団が市民生活及び経済社会に多大な脅威を与えている情勢を背景として、全国的に暴力団排除への機運が高まる中、熊本県においても熊本県暴力団排除条例が平成23年４月１日に施行されたところです。地域社会から暴力団を排除するためには県、各市町村が連携した対策を講じる必要があることから、本市においても暴力団を排除することについて、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定め、市、市民及び事業者が一体となって地域社会から暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活の確保、経済社会の健全な発展の実現を目指すため制定するものです。

附則といたしまして、この条例は平成24年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第82号　山鹿市税条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年６月30日に公布され、一部の規定を除き、同日から施行されたことに伴い本条例を改正するものです。

主な改正点について、ご説明させていただきます。まず、個人の市民税の改正内容であります。１点目といたしまして、市民税に係る寄付金税額控除の適用下限額を現行5000円から2000円に引き下げるものです。２点目といたしまして、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の所得割の課税の特例について、その対象となる免税対象飼育牛の年間売却頭数を現行2000頭から1500頭に引き下げ、その適用期限を平成27年度まで３年延長するものです。３点目としまして、上場株式等の配当所得等に係る市民税の所得割の課税の特例について、その適用期限を平成25年12月31日まで２年間延長するものです。４点目としまして、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例について、その特例規定の施行日を平成27年１月１日と２年延長し、その適用開始年度を平成27年度とするものです。

次に、罰則規定の創設及び改正内容であります。これは、税制への信頼の一層の向上を図る観点から、創設及び改正するものであり、地方税法の一部改正における過料上限額の見直し内容に合わせた所要の改正を行うものです。主な内容としましては、１点目としまして、市たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税の不申告に係る罰則規定を新たに設け、それぞれ上限額として10万円の過料を科するものです。２

点目としまして、市民税、固定資産税及び軽自動車税に係る不申告等、市民税に係る退職所得申告書の不提出並びに市民税、固定資産税、鉱産税及び特別土地保有税に係る納税管理人の不申告に対して科する過料について、それぞれ現行３万円の上限額を10万円とするものです。その他としまして所要の規定の整備を行うものです。

附則といたしまして、この条例は一部の規定を除き公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第83号　山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案も議案第82号と同様、地方税法等の一部改正に伴い本条例を改正するものです。改正内容は、地方税法の改正により固定資産税の課税標準の特例規定の創設、廃止等の措置が講じられ、当該特例規定において項ずれが生じました。都市計画税の算出に当たりましては固定資産税の課税標準となるべき価格を都市計画税の課税標準としていることから、本条例において引用する地方税法の特例規定の条項について、当該地方税法の特例規定の項ずれに合わせた改正を行うものです。また、市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例規定中の読み替え規定におきましても同様に地方税法附則の固定資産税等の課税標準の特例規定の項ずれに合わせた改正を行うとともに、その他所要の整備を行うものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

議案第84号　山鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を拡大するため、条例を改正する必要があり、提案するものです。

改正の内容といたしましては、災害で死亡した遺族に支払われる災害弔慰金について、支給の対象とされている遺族である配偶者、子、父母、孫、祖父母がいない場合は、同居または同一生計の兄弟姉妹にも支給できるように改正するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第４条第１項の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

議案第85号　山鹿市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を進めるため、関係法律の整備に関する法律が去る８月30日に公布され、土地改良法の一部が11月30日に改正されました。この法改正により、市営土地改良事業の開始、変更、廃止の手続きについて、これまでは県知事の同意を得る必要がありましたが、これからは県知事へ報告するだけで済むことになりました。今回の条例改正はこれに対応するため、条例の第１条から第４条及び第７条を記載のとおりに改正するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。以上、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

○教育部長（倉原謙治君）

議案第86号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、本市が設置しております山鹿市中央公民館及び山鹿地区公民館を仮移転し、あわせてこれらの使用料を改定するため、山鹿市公民館条例を改正する必要があり、提案するものです。中央公民館の位置につきましては、仮移転の予定地であります山鹿市山鹿156番地３、旧九州電力山鹿営業所跡地へ変更するものであります。また、移転に伴いまして山鹿地区公民館を含む山鹿中央公民館の使用料を全面改定するものです。

附則としまして、この条例は平成24年４月１日から施行するものです。なお、経過措置としまして改正後の別表第２の規定は、施行日以後の公民館の利用に係る使用料について適用し、施行日前の公民館の利用及び使用に係る使用料については、なお従前の例によるものです。

次に、議案第87号　山鹿市視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、教育機関としての山鹿市視聴覚ライブラリーを廃止するため、同条例を

廃止する必要があり提案するものです。本条例は、視聴覚教育の振興を図るため制定されたもので、現山鹿市中央公民館に設置され、旧鹿本郡市の公民館連絡協議会において購入しておりました視聴覚教材の16ミリフィルムや映写機等を主に貸し出しております。近年はＤＶＤなどのデジタル機器が普及し、操作もしやすいため利用者もほとんどない状態です。図書室の移転及び貸し出し状況を勘案し、廃止するものです。

附則としまして、この条例は平成24年４月１日から施行するものです。

次に、議案第88号　山鹿市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

山鹿市勤労青少年ホームは昭和48年に開館し、青少年の健全育成のための事業として、主に青少年講座やレクリエーション活動を行ってきました。近年は施設の老朽化も進み、利用者の減少もあり、今回の新庁舎建設に伴う周辺整備に合わせて廃止するものです。なお、現在の青少年ホーム講座は公民館講座の一部として継続してまいります。

附則としまして、この条例は平成24年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第89号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

平成23年８月24日に施行されましたスポーツ基本法第32条で体育指導委員の名称がスポーツ推進委員に変更されました。これを受けまして同条例別表第２中の体育指導委員の名称をスポーツ推進委員に改めるものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

荒木市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）

議案第90号　山鹿市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条第１項及び第２項並びに第７条第１項の規定の基づき、山鹿市病院事業職員の任期を定めた一般職の職員を採用することができるよう条例を制定するものです。ご承知のとおり、医療機関においては高度化及び細分化された医療に対応し、地域住民に対して安心安全な医療を安定的に提供していくためには、継続的に高度な専門性を備えた人材を確保していくことが必要です。特に地方における慢性的な医師等の医療従事者不足の状況下にあっては、高度な専門性を備えた人材を常勤職員として採用す

ることは極めて困難な状況にあります。よって、本条例を制定することにより、例えば高度な専門的知識、経験、または優れた識見を有する定年を超えた医師を最長５年の任期を定めて常勤医師として採用できるほか、専門的な知識、経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、一定期間、適任の職員を部内で確保しがたい場合など、人事管理上、または業務上の事情から一定の期間、一定の専門性を有する者を活用するための採用を行なおうというものです。

なお、本条例の施行日につきましては、人材確保の必要性から平成24年１月１日からといたします。

続きまして、議案第91号　山鹿市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第90号においてご説明申し上げました山鹿市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例の施行に伴い、新たな手当ての種類として、特定任期付職員業績手当を加えるほか、特定任期付職員に対する諸手当の適用除外規定を加え、あわせて所要の規定の整備を行うものです。なお、特定任期付職員業績手当とは、勤勉手当が適用除外となることから、採用当初に期待された以上の特に顕著な業績を上げたと認められる場合に、特定任期付職員、例えば医師等に対して支給しようとするものです。

附則として、本条例は平成24年１月１日から施行するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

議案第92号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開きください。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

第１条　歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に8468万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を306億3864万8000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明をいたします。

12ページをお開きください。

３　歳出、（款）民生費、（目）社会福祉総務費の補正額450万円は、県の補助内示を受け、災害時の要援護者支援として社会福祉施設等を拠点とした地域で支え合う体制づくりをモデル的に実施するものであります。

続きまして、（目）障害者福祉費の補正額は2052万7000円です。地域支援体制整備事業40万円は、県の補助内示を受け、障害児のライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を行うため、個別の支援計画や支援情報を関係機関で共有するシステムを構築するものであります。

次の更生医療給付事業2012万7000円は、透析、整形手術等受給者の増加によるものであります。

13ページになりますが、（目）高齢者福祉総務費の補正額は1756万5000円です。食の自立支援事業208万4000円は、本年６月から週当たり３食を６食へ拡大したことに伴う利用者の増加によるものです。

次の高齢者医療確保事務1548万1000円は、平成22年度後期高齢者医療給付費の精算確定に伴う追加負担金であります。

続きまして、（目）児童福祉総務費の補正額は、469万1000円であります。次世代育成支援対策推進事業49万1000円は、県の地域子育て応援事業の一環として、水辺プラザに授乳スペースを整備するものであります。

次の、放課後児童健全育成事業420万円は、市内14の放課後児童クラブにおける小児対応用ＡＥＤ設置を推進するものであります。

14ページをお開きください。

（目）保育所費の補正額118万1000円は、県の安心子ども基金の追加交付を受け、増加する児童虐待等に関する相談、支援を強化するものであります。保育相談員に係る訪問車両を購入いたします。

続きまして、（款）衛生費、（目）ごみ処理費の補正額225万円は、生ごみ処理機器設置要望者の増加に伴うものであります。

15ページになりますが、（款）農林水産業費、（目）林業振興費の補正額200万円は、森林法の改正に伴い、森林整備地域活動支援交付金の拡充等が図られたことから、対象事業等の見直しを行うものであります。

続きまして、（款）教育費、（目）学校管理費の補正額402万2000円は、市内各中学校部活動の全国大会等への出場を支援するものであります。次の、（目）教育振興費の補正額2695万2000円は、平成24年度から完全実施されます新指導要領に伴うものであります。続きまして、（目）社会教育施設費の補正額100万円は、寄付行為に基づき八千代座備品としてプロジェクター一式を購入するものであります。

以上、歳出予算の概要です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

山口市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　山口敦子君　登壇］

○市民福祉部次長（山口敦子君）

議案第93号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

第１条　歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に１億3600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億8433万6000円とするものであります。

内容につきまして、事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

９ページをお願いいたします。

３　歳出、（款）保険給付費、（目）一般被保険者療養給付費の補正額4000万円。下段の（目）退職被保険者等療養給付費の補正額7050万円。次の、（目）退職被保険者等療養費の補正額300万円は、医療給付費や治療用装具等療養費の増加によるものであります。

次に10ページをお願いいたします。

（目）一般被保険者高額療養費の補正額1800万円、下段の（目）退職被保険者等高額療養費の補正額200万円は、高額療養費の支給が見込みより増加したことによるものであります。次の、（款）諸支出金、（目）一般被保険者保険税還付金の補正額250万円は、国民健康保険税の過年度還付金の増加によるものであります。

以上、概略ご説明申し上げましたが、総括といたしまして、７ページに歳入歳出補正予算事項別明細書総括表を掲載しておりますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

冨田農林部次長。

［農林部次長　冨田弘海君　登壇］

○農林部次長（冨田弘海君）

議案第94号　平成23年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

１ページをお願いいたします。

第１条　歳入歳出予算の総額に、それぞれ245万8000円を追加し、総額を324万円とするものです。内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出により、ご説明申し上げます。

５ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）財産管理費の補正額215万8000円は、分収造林事業による笹

の原団地の間伐事業です。基金費の30万円は、立木の売り払い収入を財政調整基金に積み立てるものです。

以上、概略ご説明申し上げましたが、歳入歳出補正予算事項別明細書総括表を３ページに掲載しておりますので、ご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

荒木市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）

議案第95号　平成23年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、新型インフルエンザ患者入院医療機関として受入態勢の強化を図ることを目的に、県の補助金の内示を受け、医療機器の整備を行うため補正をお願いするものです。以下、議案によりご説明いたします。

１ページをお開き願います。

第１条は、総則です。第２条は、資本的収入及び支出です。まず、資本的収入です。収入の第１款　資本的収入の既決予定額に648万円を加え、総額を８億6766万7000円とするものです。次に、資本的支出です。支出の第１款　資本的支出の既決予定額に746万円を加え、総額を13億4509万5000円とするものです。

以上、総体的事項についてご説明いたしましたが、内容につきましては補正予算実施計画によりご説明いたします。

５ページをお願いいたします。

収入の（款）資本的収入、（項）県補助金、（目）県補助金の補正予定額648万円は、熊本県新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業費補助金です。

次に、支出の（款）資本的支出、（項）建設改良費、（目）器械備品費の補正予定額746万円は、新型インフルエンザ患者入院医療機関として、人工呼吸器３台の整備に要する経費です。

以上、ご審議賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

山口市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　山口敦子君　登壇］

○市民福祉部次長（山口敦子君）

議案第96号　公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称は、１山鹿市幸の国健康館「ゆ～かむ」、２山鹿市「ゆ～かむ」

テニスコート、３山鹿市鹿北ふれあいセンターであります。指定管理者は、福岡県福岡市博多区東比恵三丁目５番３号、安田建物管理株式会社であります。指定期間は、平成24年４月１日から平成27年３月31日までとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

議案第97号から議案第104号までの公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

まず、議案第97号です。公の施設の名称は、山鹿市黒蛭地区コミュニティーセンターです。指定管理者は、山鹿市菊鹿町木野263番地２、菊鹿町黒蛭自治会。指定の期間は、原則３年間のところ当該施設については、地元住民が専ら使用する施設であり、継続的かつ安定的に同一の管理者による管理が望ましいことから、平成24年４月１日から平成29年３月31日までの５年間とするものです。

続きまして、議案第98号です。公の施設の名称は、山鹿市蒲生コミュニティーセンターです。指定管理者は、山鹿市蒲生1693番地、蒲生区自治会。当該施設も地元住民が専ら使用する施設であることから、指定の期間は平成24年４月１日から平成29年３月31日までの５年間とするものです。

続きまして、議案第99号です。公の施設の名称は、山鹿市山村・都市交流施設たかとり自然共育センター「木馬館」です。指定管理者は、熊本市新屋敷一丁目14番30号、特定非営利活動法人自然を愛する会ジュニア・アウトドア・クラブ。指定の期間は、平成24年４月１日から平成27年３月31日までの３カ年とするものです。

続きまして、議案第100号です。公の施設の名称は、山鹿市一本松農村公園です。指定管理者は、山鹿市鹿本町来民1234番地、かもと物産振興会。指定の期間は、平成24年４月１日から平成27年３月３１日までの３年間とするものです。

続きまして、議案第101号です。公の施設の名称は、山鹿市鹿央生産物直売所及び山鹿市鹿央古代の森交流施設です。指定管理者は、山鹿市鹿央町岩原2965番地、鹿央物産館運営グループ味彩会。指定の期間は、これまで３年間としておりましたが、物産館を含む施設については、地元生産者が安心して継続出荷できる体制が望ましいことから、平成24年４月１日から平成29年３月31日までの５年間とするものです。

続きまして、議案第102号です。公の施設の名称は、山鹿市特産工芸村及び山鹿市鞠智城跡物産館です。指定管理者は、山鹿市菊鹿町池永177番地、株式会社花富

亭。指定の期間は、物産館を含むことから平成24年４月１日から平成29年３月31日までの５年間とするものです。

続きまして、議案第103号です。公の施設の名称は、山鹿市水辺プラザかもとです。指定管理者は、山鹿市鹿本町梶屋1257番地、株式会社鹿本町振興公社。指定の期間は、物産館を含むことから平成24年４月１日から平成29年３月31日までの５年間とするものです。

続きまして、議案第104号です。公の施設の名称は、山鹿市道の駅小栗郷、山鹿市木工体験施設「木遊館」及び山鹿市小栗郷カントリーパークです。指定管理者は、山鹿市鹿北町岩野4186番地130、株式会社小栗郷。指定の期間は、物産館を含むことから平成24年４月１日から平成29年３月31日までの５年間とするものです。

以上、よろしくお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森兄臣君）

議案第105号から議案第108号までの公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

まず、議案第105号　公の施設の名称は、山鹿灯籠民芸館です。指定管理者は、山鹿市山鹿978番地、財団法人山鹿市地域振興公社。指定の期間は、平成24年４月１日から平成27年３月31日までとするものです。

次に、議案第106号　公の施設の名称は、山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村）です。指定管理者は、山鹿市菊鹿町矢谷2005番地２、矢谷渓谷観光開発社。指定の期間は、平成24年４月１日から平成27年３月31日までとするものです。

次に、議案第107号　公の施設の名称は、山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり）です。指定管理者は、山鹿市菊鹿町矢谷932番地１、奥矢谷渓谷公園管理運営組合。指定の期間は、平成24年４月１日から平成27年３月31日までとするものです。

次に、議案第108号　公の施設の名称は、岳間渓谷キャンプ場です。指定管理者は、山鹿市鹿北町四丁1787番地、岳間渓谷観光組合。指定の期間は、平成24年４月１日から平成27年３月31日までとするものです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横手啓介君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方淳一君　登壇］

○建設部長（緒方淳一君）

議案第109号及び議案第110号の公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

まず、議案第109号ですが、公の施設の名称は、山鹿バスセンター（待合所棟）です。指定管理者は、熊本市桜町３番10号、九州産交バス株式会社。指定の期間は、平成24年４月１日から平成27年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第110号　公の施設の名称は、山鹿バスセンター（物販棟）です。指定管理者は、山鹿市中央通510番地２、山鹿温泉観光協会。指定の期間は、平成24年４月１日から平成27年３月31日までとするものです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横手啓介君）

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

○教育部長（倉原謙治君）

議案第111号から議案第118号までの公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

まず、議案第111号　公の施設の名称は、岳間研修センターです。指定管理者は、山鹿市鹿北町多久1380番地、田中区。指定の期間は、平成24年４月１日から平成29年３月31日までとするものです。

次に、議案第112号　公の施設の名称は、椎持研修センターです。指定管理者は、山鹿市鹿北町椎持1433番地１、市木区。指定の期間は、平成24年４月１日から平成29年３月31日までとするものです。

次に、議案第113号　公の施設の名称は、幸ヶ丘研修センターです。指定管理者は、山鹿市鹿北町芋生203番地17、幸ヶ丘区。指定の期間は、平成24年４月１日から平成29年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第114号　公の施設の名称は、山鹿市農村集落多目的共同利用施設下分田センターです。指定管理者は、山鹿市鹿本町下分田806番地２、下分田区。指定の期間は、平成24年４月１日から平成29年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第115号　公の施設の名称は、八千代座、八千代座管理資料館、新楽屋及び八千代座交流施設です。指定管理者は、山鹿市山鹿978番地、財団法人山鹿市地域振興公社。指定の期間は、平成24年４月１日から平成27年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第116号　公の施設の名称は、山鹿市民スポーツセンターです。

指定管理者は、山鹿市山鹿978番地、財団法人山鹿市地域振興公社。指定の期間は、平成24年４月１日から平成27年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第117号　公の施設の名称は、山鹿市民プールです。指定管理者は、山鹿市寺島187番地１、ビル環境熊本株式会社。指定の期間は、平成24年４月１日から平成27年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第118号　公の施設の名称は、山鹿市サイクリングターミナルです。指定管理者は、山鹿市山鹿978番地、財団法人山鹿市地域振興公社。指定の期間は、平成24年４月１日から平成27年３月31日までとするものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

池田副市長。

［副市長　池田永実君　登壇］

○副市長（池田永実君）

議案第119号　教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本案は、現委員、木村ゆみ子氏が平成24年３月１日をもちまして任期満了となりますので、新たに徳丸正子氏を本市教育委員会委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会のご同意を求めるものです。なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第120号及び議案第121号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

両案は、人権擁護委員のうち２名の委員が平成24年３月31日をもちまして任期満了となりますので、次期の人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会のご意見を求めるものです。

議案第120号では、現委員、古川芳史氏の任期満了に伴い、新たに古川紀夫氏を同委員に推薦しようとするものです。

議案第121号では、現委員、廣瀬文江氏の任期満了に伴い、新たに森加代子氏を同委員に推薦しようとするものです。

なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横手啓介君）

富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

報告第22号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車での事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分いたしましたので、ご報告申し上げます。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成23年８月21日、午前９時50分頃です。相手方の住所、氏名は記載のとおりです。事故の概要は、山鹿市カルチャースポーツセンターの施設内道路において、方向転換するため後進する際、後続の停車中であった相手方車両に衝突し、相手方車両を損傷させたものです。損害賠償の額は33万円です。和解事項といたしまして、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（横手啓介君）

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森兄臣君）

報告第23号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車による物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分いたしましたので、同条第２項の規定に基づき、ご報告申し上げるものです。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成23年７月27日、午前11時50分頃です。相手方の住所並びに氏名は記載のとおりです。事故の概要は、灯籠祭りＰＲのため熊本市に出向いた折に、熊本市上通りの駐車場内において、方向転換をするために後進していた公用車が、後方に駐車していた相手方の車両に衝突し、相手方車両を損傷させたものです。この事故に係る損害賠償の額は、9万1695円です。和解事項といたしまして、山鹿市は、相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。以上、ご報告申し上げます。

○議長（横手啓介君）

潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

報告第24号及び第25号について、ご報告申し上げます。

市が２分の１以上出資している法人の経営状況について、地方自治法第243条の

３第２項の規定に基づき、報告するものです。

まず、報告第24号　幸の国木材工業株式会社の経営状況の報告についてです。

４ページをお願いいたします。

平成22年度の事業報告書です。下段に書いてありますように、売上高は前年より15.7％増の６億5078万5000円となり、営業活動では1275万3000円の利益を上げ、当期純利益は445万6000円の黒字決算となっております。

５ページから８ページにかけては、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書を掲載しておりますので、ご参照願います。

９ページをお願いいたします。株主資本等変動計算書であります。表の中ほどになりますが、利益の蓄積を表す利益剰余金の当期末残高は9800万8768円となっており、前年から445万円ほど増えております。

10ページから13ページまでは、平成23年度の事業計画に関する書類であります。本年度は、新製材ラインの稼働の年となり、生産能力を高めながら経営力の向上を目指すこととされております。

続きまして、報告第25号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告についてです。

４ページをお願いいたします。

平成22年度の事業報告書です。厳しい経営環境の中で、売上高は前年より20.9％減の4545万7000円となり、営業活動ではマイナス670万8000円、営業外収益を含めましても当期純利益はマイナス365万1000円の赤字決算となっております。

５ページから７ページにかけては貸借対照表及び損益計算書を掲載しておりますので、ご参照願います。

８ページをお願いいたします。株主資本等変動計算書です。表の中ほどになりますが、赤字決算の影響で、利益の蓄積を表す利益剰余金の当期末残高は、マイナス295万8794円に落ち込んでおります。

９ページから11ページまでは、平成23年度の事業計画に関する書類であります。前期の厳しい状況を踏まえて、今期は新たな取り組みとして、インストラクターの養成講座の開講や、シルエットアートという、より立体的に表現する新しい技術を取り入れることで、新会員の発掘につなげるとともに、学校現場との連携にも取り組みながら、社員一同心を新たに気持ちを引き締め、業績の回復に努めていくとされております。今後、これら法人を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にありますが、市といたしましては、幸の国木材工業に対しては早期民営化を、また菊鹿フラワーバンクに対しては、赤字解消による経営健全化の努力を強く求めていきたいと考えております。以上で報告を終わります。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（横手啓介君）

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時00分　散会

～～～

１２月７日(水曜日)

平成23年（第６回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成23年12月７日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

○

発言通告

１．太田黒　鐵郎

一般質問

（１）ごみの減量化と資源化の取り組み予定と現状について

（２）新たなごみ処理施設の建設計画スケジュールについて（市長）

（３）慢性腎不全による人工透析対策について

２．原　徹

一般質問

（１）大阪維新の会の「教育基本条例案」と市の教育条件整備について

（２）市職員の人事異動について

（３）住宅新築・増築助成制度と住宅リフォーム助成制度について

３．森　久雄

一般質問

（１）山鹿市の防災対策について

（２）山鹿城（上市城）調査について

（３）山鹿上野焼窯跡調査について

４．高野　誠二

一般質問

（１）学校再編による空き校舎に特別支援学校（養護学校）を誘致することについて

（２）南島県道55号山鹿植木線交差点改良事業について

５．福本　義文

一般質問

（１）生活保護について

（２）認知症対策について

６．稲葉　昇

一般質問

（１）道の駅小栗郷について

７．立木　秀木

一般質問

（１）学校規模適正化事業

①米野岳中学校区における統合小学校の進捗状況について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番	永田　健	君
２番	稲葉　昇	君
３番	藤本芳雄	君
４番	福本義文	君
５番	冨丸洋一郎	君
６番	藤本峰秀	君
７番	北原昭三	君
８番	芹川正美	君
９番	藤原　豊	君
10番	立山秀木	君
11番	立山　隆	君
12番	原　徹	君
13番	平井邦廣	君
14番	吉本政幸	君
15番	池田誠一	君
16番	堀　茂幸	君
17番	永田紘二	君
18番	森川昭彦	君
19番	川野　功	君
20番	古荘克郎	君
21番	森　芳顕	君
22番	家入憲隆	君
23番	横手啓介	君
24番	高野誠二	君
25番	藤原　弘	君
26番	森　久雄	君

27番　太田黒　鐵　郎　君
28番　丸　山　寛　治　君
29番　寺　崎　勇　児　君
30番　丸　山　康　昭　君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	杉本作徳君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	富田辰郎君
農林部長	潮﨑昭二君
商工観光部長	三森兄臣君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	古荘秀幸君
市民医療センター事務部長	荒木　隆君
教育部長	倉原謙治君
首席審議員兼会計管理者	富安　豪君
市民福祉部次長	山口敦子君
農林部次長	冨田弘海君
環境部次長	中川秀人君
総務課長	原　弘文君
職員課長	阿蘇品貴司君
介護保険課長	川崎美明君
健康増進課長	田中修政君
農林振興課長	金光一誠君
商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
都市計画課長	中原　忍君
市民医療センター事務部総務課長	野田修誠君
文化課長	早田弘隆君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	幸村英星君

局長補佐兼議会総務係長	渡　邊　義　明　君
議　事　係　長	中　村　武　志　君
書　　記	森　　英　州　君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（横手啓介君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（横手啓介君）

日程第１　質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。太田黒鐵郎議員。

［27番　太田黒鐵郎君　登壇］

○27番（太田黒鐵郎君）

27番、太田黒鐵郎です。通告のとおり、一般質問３問を一問一答方式でお尋ねいたします。

１問目は、資源循環型社会の構築を基本とするごみ処理についてですが、このことについては、山鹿市の最重要課題であり、毎回定例議会のたびに各議員から頻繁に質問が出されてきましたが、私もこの件についてお伺いしていきたいと思います。

最近、市民の皆さんから焼却施設の問題やごみの分別方法について尋ねられることが多くなり、平成25年度からごみの出し方や処理の方法はどうなるのかというようなことに、大変関心を持っておられます。６月議会において、市長は答弁の中で、地球環境のことを考えれば、ごみは燃やさない、焼却施設を持たない方向で検討していきたいが、結果、安定的、継続的な処理を第一に考え、現状の処理技術や経費等を考慮すれば、現時点では焼却処理が望ましいと結論に至った、今後は焼却施設の建設に向けて検討すると、このような重要かつ重大な方針転換をなされ、新たな焼却施設を建設することを決定されました。しかし、現実的には平成25年３月までには新たなごみ処理施設の完成は不可能であります。

ついては、１問目の質問ですけれども、平成25年４月に向けたごみの減量化、資源化は必要不可欠であります。その取り組み予定と現状について、担当部長にお尋ねいたします。

２問目は、新施設の用地選定から建設スケジュールなど、現時点で結構ですので、どのように考えておられるのか、このことについては市長にお尋ねしたいと思います。

１回目の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

これより、執行部の答弁を求めます。古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

○環境部長（古荘秀幸君）

太田黒議員の一般質問の１問目、ごみの減量化と資源化の取り組み予定と現状について、お答えいたします。燃やすごみの減量化は、これまでの社会構造であった大量生産、大量消費、大量廃棄の生活習慣を改めることはもとより、処理費用のコスト削減や自然への環境負荷を低減させるためには、重要かつ至極当然な取り組みであると考えております。つきましては、本市が掲げます資源循環型社会の構築を基本として、資源化が可能なごみを最大限リサイクルすることで、燃やすごみの減量化を積極的に推進する体制に改める必要があります。

そこで、現在も合併前のままで、市内各地域で異なっております従来のごみの排出方法や回数、分別の仕方などを、平成25年４月からは効率かつ効果的な新分別方法で市内の統一化を図ることとしております。この新分別方法による統一化をスムーズに移行するために、昨年度よりモデル事業を実施しており、本年度は31行政区のモデル地区、約2389世帯、これは市内全世帯の12.1％、８世帯に１軒の割合において新分別方法によるモデル事業を取り組んでいただいたところであります。結果といたしまして、モデル地区における燃やすごみの減量効果は、地区によっては５割から６割程度減少している状況であり、特に生ごみと紙製容器包装の分別には大きな効果が出ているところであります。来年度の予定としましては、モデル地区事業を継続しながら、新たな分別方法について、市内全域の行政区においての住民説明会を開催することとしており、市民の皆様に戸惑いを与えないよう、スムーズな移行に努めてまいりたいと考えております。また、生ごみの排出抑制の方策として、本年10月より各家庭における生ごみ処理機器設置補助の事業も再開いたしております。市民の皆様の反響も大きく、予算額を超えた申請がなされており、今議会に追加の予算をお願いしているところです。以上、答弁を申し上げます。

○議長（横手啓介君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

太田黒議員の一般質問の２問目、新たなごみ処理施設の建設計画スケジュールについて、お答えいたします。新たなごみ処理施設の建設については、これまで市民・議会・行政の中で論議され、本年６月定例会におきまして、今後は焼却施設の建設に向け検討を行うと方針を示したところであります。この焼却施設については、市民生活にとって必要不可欠な施設でありますので、本市の最重要課題として認識いたしております。したがいまして、今後、慎重かつ早期の完成に向け、全力で取

り組んでまいります。なお、このことを関係部署に強く指示いたしておるところです。その中で、最も重要であります建設候補地の選定方法については、建設候補地の地権者、周辺住民の皆様のご理解とご協力を得るため、また市民の皆様への透明性を図るため、行政区単位で応募していただく公募方式の採用を検討しておるところであります。なお、９月には公募方式の成功事例の先進地研修を担当部署で行ってきたところであります。

ご質問の、新たなごみ焼却施設の現時点での建設スケジュールについては、大まかではありますが、平成24・25年度の２年間で建設候補地を決定し、その後、平成26・27年度に用地の取得及び各種調査、平成28年度に設計等を経て、平成29・30年度に施設の建設を行い、平成31年度から施設の稼働を予定しておるところです。

以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

太田黒議員、了解ですか。

○27番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（横手啓介君）

太田黒議員。

［27番　太田黒鐵郎君　登壇］

○27番（太田黒鐵郎君）

ごみの減量化、資源化については、ただいまの答弁の中で、来年度から市内全域で取り組んでいくということですが、生ごみの堆肥化や資源化可能なごみのリサイクル等を徹底的に推進したならば、焼却するごみの量は最終的にはどのくらいに見込まれておるのか、現在の焼却しているごみの量と比較してどのようになるのか、お示しください。

市長におかれましては、この問題は最重要課題と言いながら、取り組みに非常に危機感がない、そして人任せなところがあり、臭い物にはふたをして逃げるというようなことでは解決に至らないと思います。鹿本町の町長ではありません、６万市民の方から選ばれた首長、いわゆる山鹿市長です。もう少し危機感を持って率先して事に当たっていただきたい。このように思います。この問題に失敗するようなことがありますならば、市長は政治生命にかかわる問題です。この重要課題については、市長は首をかけて、保身ではなく、捨て身で取り組んでいただきたい。このように思うわけです。

最後に、この問題の取り組みに対する市長の気概を伺っておきます。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

○環境部長（古荘秀幸君）

太田黒議員の一般質問２回目、新分別方式の具体的取り組み内容と、取り組むことによる燃やすごみの減量化の予想についてお答えいたします。先ほど答弁いたしましたとおり、現在、モデル地区においては、燃やしているごみの中から、生ごみ、紙製容器包装、プラスチック類、草木類を資源ごみとして新たに分別収集することで、燃やすごみの減量化に取り組んでいただいております。今後も大きな効果が期待できると考えております。具体的には、平成25年４月以降、市全域においてモデル地区と同様の取り組みをしていただくことで、現在燃やしているごみの量、年間約１万2000トンが市民の皆様のご協力により、最終的に約5600トンに半減できると推計いたしております。つきましては、新分別及び収集方法といたしまして、資源ごみとして４種類を追加するとともに、収集回数の見直しなど、排出しやすい環境を整え、市民の皆様がわかりやすいよう取り組みたいと考えております。今後も、市としましては、資源循環型社会の構築を目指していく中で、ごみの減量化は重要な課題であり、市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、市民ニーズに合った施策を実施してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの太田黒議員の２回目のご質問にお答えいたします。この燃やすごみの問題は、私があえて申すまでもなく、市民の皆様の日々の生活に直結したものであり、安心・安全なまちづくりの大きな要素の一つであります。今日の状態には危機感を持っておるところです。行政を預かる私どもといたしましては、この重要かつ喫緊の課題に対しまして、539名、職員心を一つにして一丸となって臨むものであります。かつまた、この件は市民の皆様の理解、ご協力なくして成し得るものではありません。私は市民、行政一体となって取り組む、その先頭に立って解決を図ってまいります。このことは一刻の猶予もありません。速やかに、かつ不退転の覚悟でみずからの全身全霊を持って事に当たってまいります。

以上、私の思いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（横手啓介君）

太田黒議員、了解ですか。

○27番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（横手啓介君）

太田黒議員。

［27番　太田黒鐵郎君　登壇］

○27番（太田黒鐵郎君）

ただいま市長からの答弁で、市長の思いは十分わかりましたが、とにかくこの問題につきましては、ぶれることなく慎重かつ機敏に取り組んでいただきたい。このように思うわけです。

東京の小金井市のことはご存知と思いますが、ごみ焼却場の件で市長は引責し、辞職をしております。小金井市長の二の舞にならないように努力していただきますように、衷心よりお願いを申し上げます。私も微力でありますけれども、全面的にご協力いたしますとともに、広域議会といたしましても、この案件に対しまして全力で取り組んでいくことを誓いまして、この点の質問を終わります。

次に、３問目ですけれども、慢性腎不全による人工透析の対策についてお尋ねいたします。このことにつきましては、兵庫県尼崎市の取り組みがテレビで放映されたということで、市民の方々から山鹿市の取り組みについて問われることが非常に多くなり、関心を持っておられるということですので、お伺いするわけです。我が国は、戦後、経済成長に伴い食生活の欧米化、または自動車社会等により、カロリーの過剰摂取並びに運動不足による肥満、いわゆるメタボと言われるような体質の人が多くなり、近年、生活習慣病と言われる高血圧、糖尿病、心臓病などが急増して、１億総半病人とまで言われるようになりました。そのような生活習慣病の進行に伴い、合併症として、気づかないうちに腎機能が低下し、慢性腎不全となり、血液中の老廃物をろ過して尿をつくる機能の低下により、人工透析療法を余儀なく受けなければならないというような人が急増しています。いわゆる2010年末の日本の透析患者は29万7000人を超えており、人口比にすると100万人当たり2320人で、この数字は世界一ということです。しかも数年、年におよそ３万7000人が新たに透析を始め、２万7000人が亡くなられておりますので、毎年透析患者が１万人のペースでふえていることになるわけです。まさに日本は透析王国ということです。山鹿市においても透析患者数は平成19年度が161名でありましたが、平成22年度は214名となって、毎年17、18名ずつ増加しております。また、増加に伴い医療費も比例して伸びております。透析患者の一人当たりの年間医療費は450万円程度かかると言わ

れておりますが、透析が必要な慢性腎不全患者は身体障害者の１級認定を得ることができますので、最終的に個人負担は月額1000円程度の負担というようなことを聞いております。このようなことを踏まえて、私は兵庫県尼崎市の取り組みについて調査をいたしました。尼崎市は新たに透析を受ける人の数を減らした市です。まず、腎臓の状況を調べる検査が徹底しております。次に、蛋白尿検査、腎臓機能がどれぐらい残っているかパーセントで表す検査。これはクレアチニン検査です。このクレアチニンの値から自分の腎臓の機能が何パーセント残っているか、一発でわかる早見表が日本腎臓学会から発表されているそうですが、尼崎市は健康診断の結果を単なる数値の羅列ではなく、オリジナルチャートを作成しているようです。このチャート表によると、健康診断の結果がすべて反映され、もちろん血管を痛める原因ごとに４段階に分けて表示し、各項目を矢印で結んでいます。さらにリスクの高い事項につきましては、色つきで示すことで矢印を逆にたどれば自分の病気の原因がわかるというようになっております。そのため、何から取り組んでよいかが一目でわかるすぐれたものです。このように、保健師が知恵を絞り、工夫して、そして徹底した努力により、透析患者を減らすことに成功したというようなことです。

そこで、私たちの山鹿市では人工透析療法に対するどのような対策をしておられるか、具体的にお伺いします。生活習慣病についての認識、それから２点目に山鹿市の人工透析者数の推移について、３点目には人工透析の医療費及び個人負担の詳細について、４点目に山鹿市の人工透析対策の取り組みについて、５点目に保健師の配置状況について。まず１回目、以上、お尋ねをいたします。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

太田黒議員のご質問の、慢性腎不全による人工透析対策について、お答えいたします。まず１点目の、生活習慣病についてですが、生活習慣病は、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣が原因により、糖尿病、高血圧、心臓病、高脂血症、肥満症などの病気を招くものです。さらに改善しないまま放置しておくと重症化し、脳卒中、心筋梗塞や人工透析等に至ることもあります。

次に２点目の、山鹿市の人工透析者数については、平成22年度で214名です。内訳は、山鹿市国民健康保険が58名、後期高齢者医療が106名、その他社会保険等が50名となっています。

次に３点目の、人工透析の医療費及び個人負担についてお答えいたします。人工透析の医療費につきましては、年間約450万円程度かかります。また、個人負担に

つきましては、所得により差はありますが、一般的には月額5000円の負担をされております。さらに重度心身障害者医療費助成を申請すれば、最終的には外来で月額1020円の負担となります。

次に４点目の、山鹿市の人工透析予防の取り組みについてお答えいたします。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療保険者が40歳以上74歳以下の被保険者に平成20年度から糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健診と保健指導の実施が義務づけられました。市としましては、健診対象者を19歳以上74歳以下に拡大し、また健診内容に腎臓の働きを見る血液検査（クレアチニン、尿酸等）を独自に追加して実施しております。まず、特定健診を受けた方に対して、地区担当の保健師、栄養士が地域に出向き、自分の健診結果が今どの段階にあるのか、そのまま放っておけば将来どのような病気を発症するのか、改善策は何かを理解していただくために結果説明会を行っております。特に腎臓の働きが半分以下で、人工透析になる可能性の高い方には、医療機関への受診勧奨や、健診結果に基づいた保健指導を実施しております。また、人工透析を受けておられる方の40％は糖尿病が原因という実態から、独自の二次検査を実施して、糖尿病にならないように家庭訪問等により指導を行っているといころです。議員が先ほど述べられました、尼崎市が実施しているような方法で山鹿市も取り組んでいるところです。

このような予防に的を絞った保健指導の成果であるかはわかりませんが、平成22年では人工透析の件数及び診療費用の割合は、県下14市の中で一番低い状況となっております。しかしながら、山鹿市の特定健診受診率は、まだまだ低い状況にあります。そのため、未受診の方への家庭訪問、また各地域や各種会議等へ出向き、特定健診の必要性について説明を実施しているところです。

今後も継続して健診受診の勧奨強化に努め、生活習慣病を予防することにより市民の健康増進を図り、ひいては医療費の削減及び市民の負担の軽減を図ってまいります。

５点目の、保健師の配置状況については、健康増進課に11名、いきがい推進課に３名、介護保険課に４名、各総合支所に１名ずつの22名となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（横手啓介君）

太田黒議員、了解ですか。

○27番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（横手啓介君）

太田黒議員。

［27番　太田黒鐵郎君　登壇］

○27番（太田黒鐵郎君）

ただいま部長の答弁で、山鹿市の取り組みについては大体わかりました。とにかく尼崎市と同じようなことをやっておりますというようなことですけれども、それならば透析患者はふえないというようなことですが、山鹿市はふえておるというようなことです。まず私は、透析患者を減らせということは非常に難しい問題であると思うわけです。抑制ということでなければならないということで、これよりもふやさないというような対策を取っていただきたい。

ただいま答弁にありましたように、健康診断の受診率が非常に懸念される、悪いということですけれども、これはやはり今、広報で載せたとか、オフトークで放送したとかいうことでは、なかなかその意識が浸透しないのではなかろうか考えます。私が思うところに、例えば市役所、それからいろいろな施設や事業所からまず総員で健康診断を受けるような体制に持っていかにゃならんというようなことじゃなかろうかと思います。そして、その後では、各集落ごとに、このことを徹底しながら、いわゆる各集落のランクづけあたりをして公表するというようなことをやっていくならば非常に受診率が上がるのではなかろうかというようなことを考えております。またあわせて、これに非常に受診率が良いところには奨励金は出さんでもいいけれど、もし出しても医療費が下がるということならば問題ないというようなことを考えますので、何か今後そういう工夫をしていただきたいということです。

それから、答弁の中に、腎機能の働きが半分以下になった方を受診勧奨や結果に基づく指導を実施しているというようなことですが、腎機能が半分低下した人からやるということじゃなく、その手前からのやはり予防というものをやっていかなくてはならないと私は思うわけです。

人工透析の件数、それから診療費というのは、今ありましたように、県下14市の中で一番低いということは、非常にいいことです。それから高齢者の就業率、これは42.29％で、14市の中で一番高い。どういうことかと言いますと、高齢者の人が強い人が多いということです。そういうことじゃなかろうかと、これも非常にいいことです。それから国保ですが、一人当たりの医療費も14市の中で一番低いというようなことで、非常にいい成績ですけれども、これが成績がいいからといって、これでいいというわけではないと思います。医療費の抑制だけの問題ではもちろんありませんけれども、患者にとりましても週３回の１回４時間かかるような治療を受けなくてはならないということですので、心身ともに大変な負担が掛かります。最近は慢性腎不全保存療法ということが多く言われるようになっておりまして、患者が透析をしないで生活を送っていくということが大変注目されておりますので、こ

のことも十分研究していただきたい。

それから保健師の配置ですけれども、今ありましたように、22名の中でいきがい推進課が３名、介護保険課が４名、各支所に１名ずつ、健康増進課が11名との説明ですけれども、私はこの配置が適当であるかどうかと思っておりますが、必須要件ではないところに配置されているようなことを考えるわけです。保健師本来の仕事として、的を絞って効果的に配置した方がいいのではないかと思いますので、検討していただきたい。

いろいろなことを申し上げましたけれども、さらに研鑽、努力されますことを要望をしておきたいと思います。

今回の私の一般質問は、これで終了いたします。

○議長（横手啓介君）

以上で、太田黒議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、原　徹議員の発言を許します。

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

○12番（原　　徹君）

12番、日本共産党の原　徹です。一般質問をいたしますが、その前に資料を準備いたしましたので、資料配付の許可を議長にお願いいたします。

○議長（横手啓介君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第150条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

［資料配付］

○12番（原　　徹君）

第１問目は、大阪維新の会の「教育基本条例案」と市の教育条件整備についてお尋ねいたします。この件だけ一問一答方式でお願いいたします。

先の９月定例議会では、一般質問に12名が登壇し、その中の５名の議員が教育問題を取り上げられました。教育に対しての関心の深さ、また教育への期待、疑問、不安というものがあらわれているのではないかと思うわけであります。ただ、その中で、一議員から、大阪府の橋下知事が国旗国歌を無視し、立たない先生たちに罰則を与えるという条例を制定された。本当にすばらしいものを制定されたと思うと、こういう橋下氏賞賛の発言がありました。この発言が本会議での発言であること、また橋下氏は、自分たちの教育政策を全国に広げていくことを公言している、こういう立場から、大阪だけの問題ではないと考え、あえて取り上げ、検証してみたいと考えるわけであります。

橋下氏が率いる大阪維新の会は、本年６月府議会で、大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例制定の件を十分な審議もなく数でもって強行採決しました。その条例には、第３条に、府の施設において、利用者の見やすい場所に国旗を掲げるものとする。第４条に、国歌の斉唱にあっては、教職員は起立により斉唱を行うものとすると、起立しての君が代斉唱を強制しております。しかし、懲罰を与える条文はどこにもありません。それは日本国憲法第19条には、思想及び良心の自由はこれを侵してはならないと、内心の自由を保障しており、君が代を起立して斉唱しなかったからといって罰を与えることはできないということであります。そこで、橋下大阪維新の会は、さらに強制と処分ができるように、大阪府教育基本条例案を提出し、大阪を拠点に日本全体のシステムを変えると吹聴して、知事から市長にくらがえ当選したわけであります。日の丸、君が代が国旗・国歌として法制化されたのは、今から12年前の1999年８月であります。当時のマスコミ各社の世論調査では、当初は法制化に賛成と反対が45％前後で拮抗しておりました。しかし、７月のＪＮＮの調査では、法制化反対が56％とふえ続けていたわけであります。しかし、８月９日、国会での強行採決で法制化が決まり、国旗・国歌となったわけです。しかし、今でもこの日の丸、君が代について、とりわけこの君が代については、さまざまな考えや意見があるわけであります。この件について、翌日８月10日の熊日新聞社の社説は、次のように解説を述べております。日の丸、君が代を国旗・国歌とするなら、もっと時間をかけて日の丸や君が代で心が傷ついた人々の精神的後遺症がいえるのを待つというのが最低限、通るべき道だったのではないか。数に物を言わせて力でふたをしたところで、わだかまりが消えるわけではない。国民の心の調和という、最も肝心な問題を残したままで、日の丸、君が代を国民総合のシンボルと言うには、相当な無理がある。ことは日本国憲法で保障している思想・信条の問題自由に関わる問題であると、このように述べているわけです。また、当時の首相、小渕総理大臣は国会で、国旗・国歌を国民の内心にまで立ち入って強制することはないと、明確に答弁されていたのであります。

まず、教育長に伺っておきたいと思います。地方の教育行政をつかさどる教育委員会は、一般行政から独立した組織となって、教職員の人事や教育予算の編成に携わっています。なぜこのように教育委員会が一般行政から独立分離した組織になっているのか、その辺を説明願いたいと思います。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

ただいまの原議員の１回目のご質問にお答えいたします。議員お尋ねの趣旨は、教育委員会が一般行政から独立していることの意味についてです。まず教育委員会は、行政委員会の一つとして、都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防ぎ、中立的、専門的な行政運営をするためにあると私は認識をしています。議員もご承知のように、昭和22年３月に公布・施行された教育基本法のもとで、我が国の教育は充実・発展し、豊かな経済社会や安心な生活を実現するなど、多くの成果を挙げてきました。しかしながら、制定から半世紀以上が経過し、我が国の教育をめぐる状況が大きく変化し、さまざまな課題が生じてきました。そこで、平成18年12月に約60年ぶりに教育基本法が改正されました。改正前と改正後を比較してみますと、改正後の教育基本法第16条第１項において、教育は不当な支配に服することなく、法律の定めるところにより行われるべきことを規定し、教育行政は国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力のもと、公正かつ適正に行われなければならないと規定をしています。また、その役割分担や必要な財源措置については、３項目を新設して明記してあります。このことは、一般行政と教育行政が行う役割をさらに明確にし、教育委員会の政治的中立性の確保のためであると考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

原議員、了解ですか。

○12番（原　　徹君）

議長。

○議長（横手啓介君）

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

○12番（原　　徹君）

教育長から、教育委員会が一般行政から独立している理由が詳しく説明されました。しかし、さらに私から補足をさせてもらいますと、戦前は、教育に国家権力が介入し、日の丸・君が代などを踏み絵に、国家のため、天皇陛下のためにと軍国主義教育を推進し、多くの若者を侵略戦争に送り込み、数千万人という犠牲者を出したわけであります。その軍国主義教育の反省の上に立って定められたものであると、このように思うわけです。したがって、先ほど教育長が述べられましたように、教育基本法第16条、教育は不当な支配に服することなくと、この条文が教育基本法改

定後も明記されているわけであります。橋下氏は、今の日本の政治に必要なのは独裁だと言って、弁護士でありますけども、弁護士としての資質を問われるような暴言であると思いますが、大阪府教育基本条例案の全国浸透を狙っております。しかし、この条例案に対して、各界から急激に反対の声が上がっております。大阪府立高校のＰＴＡ協議会、大阪府弁護士会、日本ペングラフ、府教職員の７割、約7000人の反対署名、府立高校校長会も異議を唱えております。そして何よりも重大なのは、橋下知事がこの人と任命した６名の教育委員のうち、教育委員長を初めとする５名の教育委員が白紙撤回を求め、もしこの条例案が可決されるならば総辞職するとの見解を表明していることであります。この点だけ見ても、橋下大阪維新の会の教育政策の異常さが認識できるのではないでしょうか。

そこで、大阪維新の会が提案しております教育基本条例案に対して、県立高校の前校長を経験されております、また今発言されましたように山鹿市教育長として、どのような見解を持っておられるのかを伺いたいと思うわけであります。

その前に、橋下大阪維新の会が提案しております条例案を抜粋した資料を配付しておりますので、幾つかを紹介してみたいと思います。全部で第９章53条で構成されております。第２条、まず互いに競い合いという言葉が目立つわけです。競争力の高い人材を育てるとか、こういった競争と罰則です。第６条、知事は府立高等学校を実現すべき目標を設定する。知事が学校の目標を決めるというのですから、まさに戦前への逆戻りではないかと思うのですが、大変大きな問題じゃないかと思います。第７条、学力テストなど、全国学力テストが行われていますが、それを市町村別、また学校別に公開する。学力テストを公開していた50年前、経験していますけども、もう学校は退廃化してしまう、競争競争で。それを経験をしております。それをまたやろうというわけであります。第13条、教育委員が知事が決める目標を実現の責務を果たさなかった場合、教育委員を罷免できる、首にすることができる。まさにこういうことでしょうかね、独裁政治と言われていますが。第15条、校長の任命に当たっては、職歴、年齢は関係ない。マネジメント能力、つまり運営、経営能力の高さを基準に意欲ある者を公募する。だから教員でなくてもいいわけです、校長は。果たしてこういうので出来るのかどうか、非常に疑問です。第20条は、教員を５段階評価に相対評価する。そこにパーセントが書いてありますが、Ｓが一番よく、Ｄが一番悪い。５％です。だから、山鹿で言いますと500人教員がいたとしますと、５％だから25人はいつもＤをつくらんといかんわけですね、どんなによくても。そのＤを２年連続取ったら解雇できる、首にすることができる。それから第37条、職務命令に違反した場合は減給または戒告。２度目の職務命令違反は停職。第38条、３回違反した教員には免職。先ほど日の丸・君が代は処罰ができないと言

いますが、これを使うわけです、職務命令で違反ということで、首にしたり停職にしたりすることができるわけです。こういう条例であります。

一部を紹介したわけでありますが、こういう教育基本条例を全国に広げようとしているわけです。私の見解を述べておきますと、本条例案は、教育の基本となる子どもの育ちと学びをどう支えるかという理念がなく、子どもも教師も競争によって点数を上げる教育で、教育という本来の目標から逸脱していると思うわけであります。また、条例案の７割はいかにして橋下氏の意に服しない問題教師を処分し、排除するかという規定で占められており、教育基本条例としてふさわしいものとなっておりません。教育は、息の長い仕事であります。多種多様な人間をはぐくみ、それによって社会と世界を豊かにする仕事であります。そこから激化する国際競争に対応できる人生も生まれれば、自然や文学や音楽の方がおもしろい、あるいは自分の暮らしや趣味や家庭の方が大切という人間も育ってくるのではないでしょうか。

いずれにしても教育は、人間を一つの型やルールにはめ込んで管理するものではない。このように考えるわけです。教育長の率直なご見解をお願いいたします。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

原議員の２回目のご質問にお答えいたします。大阪維新の会の教育基本条例案について、教育長としての見解をお尋ねですので、私の考え方を申し上げたいと思います。まず、大阪維新の会の教育基本条例案は、政治の政策集団の政策条例案であります。特にその条例案の第６条から第20条において、首長への権限の集中が強化されています。その内容は、ただいま議員からご説明がありました内容です。このような点を考えますと、現行の教育基本法や諸法規の精神、また教育委員会の存在意義から多くの課題があるものと考えられます。子どもたちの健全な発達のためには、教育は学習期間を通じて一貫した教育目標、学校運営方針のもとに安定的に行われることが必要です。議員のご指摘のように、教育は息の長い仕事ですし、結果が出るまで時間がかかり、その結果を非常に把握しにくい特性があります。学校教育目標や学校運営の方針変更などの改善・改革は、急激にではなく、目標に向かって段階的に進めるべきであると私は考えます。最後に、教育においては、その内容は中立公正であることが極めて重要であることから、私は政治的に中立な立場から、行政運営を行うよう努めていますし、現行の教育基本法や諸法規のもとで教育委員、教育長としての職務を遂行していくことを基本としております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

原議員、了解ですか。

○12番（原　　徹君）

議長。

○議長（横手啓介君）

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

○12番（原　　徹君）

大変気を使った遠慮深い見解だったと思いますけども、私が率直に教育長の見解を言いかえれば、市長、首長ですね、府知事への権限が集中・強化された条例が並んでおる。したがって、首長への権限の集中を防ぎ、中立的・専門的に行うべき教育行政、これへの介入ではないか。教育基本法に反していると、こう私は教育長は言いたかったのではないかと考えるわけであります。教育委員会というものが、この条例案によりますと何のためにあるのか、こう言いたかったのではないかと思います。

11月17日に東京大学の佐藤学教授、小森陽一教授、教育評論家の尾木直樹、そして女優の竹下景子さんらが呼びかけ人となって、大阪府教育基本条例案反対のアピールが発表されました。学者・文化人58人が賛同者になっており、映画監督の山田洋二、エッセイストの永六輔、作家の浅田次郎、俳優の杉良太郎さんらの著名人が名を連ねております。アピールは、教育には子どもと教師らとの自由な人間同士の魂の交流が不可欠であると指摘し、知事が設定する教育目標に従わない教育委員や教職員を罷免・処罰するという条例案は、教育の力をなえさせ、子どもたちから伸びやかな成長を奪うと批判し、教育を知事や議会の支配下に置くことは憲法と教育基本法の大原則に反すると警鐘を鳴らしております。さらに多くの国民が力を合わせ、条例案を阻止し、子どもの伸びやかな成長のために考え合い、話し合おうではないかと訴えているわけであります。なお、教育長は先ほど、中立という言葉を何回か使われましたが、中立というのは、なかなかわかりにくいわけであります。何を基準にして中立というのか。私は日本国憲法と国の教育基本法、これが基準になるということを付加しておきたいと思います。

次の質問に入ります。教育行政の最大の仕事は、子どもたちが学校生活で幸せを享受できる条件を確立していくことであると考えます。その観点から、山鹿市の教育条件整備について、４点質問いたします。

１点目、山鹿市の教職員は、非正規、臨時の教師の採用がかなり多いと聞いております。事実とするならば、来年度は正規の教師をより多く配置して、じっくりと

安定した教育実践ができるようにすべきではないでしょうか。

２点目、子どもは宝であります。市長が言われるとおりであります。学力世界一を連続して達成しておるフィンランドのように、現在の40人から30人規模の学級に編成して、一人一人に行き届いた教育が保障されるべきであると考えます。先進国と言われる国で、40人学級を放置しているような国は日本だけであります。熊本県は１年と２年を35人学級に、財政措置をしております。さらに熊本市は独自に３年と４年にも35人以下学級を実現して財政措置をしているわけです。山鹿市も３年生まではと私は思って聞いてみましたところ、山鹿市の３年生は少子化現象で40人学級になっているのは来民小１校だそうであります。したがって、市が財政措置によって１人だけ教員を採用するならば、40人学級というのはなくなるわけであります。そういう教育条件を確立すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

３点目は、学校図書館司書補助員であります。山鹿市では読書推進員と呼ばれているようですが、本年度まで６名が配置され、教育効果も上がり、学校側から大変歓迎されているわけであります。さらによその市は全校配置でありますから、この山鹿市もすべての学校に読書推進員を配置すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

４点目です。梅雨時の教室は、地球温暖化によって高い気温と湿度、さらには子どもたちの体温で最悪の教室環境になります。特に梅雨時です。せめて扇風機でも設置して、子どもたちが授業に集中できるように条件整備をすべきではないでしょうか。菊池市や人吉市、これは冷房装置が完備されておりますし、合志市も考えているということです。このことを頭に入れてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

原議員の３回目のご質問にお答えいたします。まず１点目の、正規教職員配置の件につきましてお答えします。平成23年度の山鹿市勤務の教職員は、４月１日現在で、正規教職員が366名、非正規教職員、臨時が87名の、計453名です。87名の内訳については、養護教諭５名、事務職員11名、学校栄養職員２名、講師69名、この講師というのは児童・生徒に直接授業を教える教師です。そして、69名の講師のうち、20名は国内留学や産前産後、育児休暇で休んでいる教諭の補充と、35人学級の補充であり、どうしても臨時でなければならないものです。したがって、実質の講師の数は49名、パーセントにいたしますと10.8％となります。ちなみに熊本市は、教職員3024名に対して講師が約243名、8.03％です。特に山鹿市の場合は、学校の再

編・統合を目前にして、教職員を減らさねばならない等の課題もあり、少し講師の数が他地区より多くなっているかと思います。ご指摘のように、正規教職員をより多く配置していただくことが最善でありますので、今後はしっかりと県に要望してまいりたいと考えています。

次に、ご質問の２点目、学級編成を現在の40人から30人規模の学級に編成へとのご質問にお答えします。全国的な傾向として、特に小学校において課題を抱える児童がふえています。先天的な障害を持つ児童だけでなく、後天的な障害を持つ児童が近年、特に多くなってきている状況です。現在、山鹿市では小学校18校、中学校６校に特別支援学級を設置していますが、通常学級の中にも数名ずつ学習に遅れを来している児童がいます。そのため、一人一人に行き届いた教育を保障するために、県の施策として、チームティーチング・少人数加配制度、山鹿市の施策としてサポートティーチャー制度により担任外の先生を補充して、学習支援を行っている実情です。30人規模の学級編成は、市町村教育長会で毎年県・国に要望をしています。例えば、今年度の県教委への要望内容は、小中学校全学年35人学級の導入、また小学校では１年から３年までが30人、４年から６年までは35人学級、中学校は全学年35人学級ということを要望いたしました。今後は、国も検討していくものと考えています。

続きまして、ご質問の３点目、本市の読書活動推進員に関するご質問にお答えいたします。本事業は、平成20年度から小学校を対象に３名でスタートし、本年度は中学校までを対象とするため６名へ増員しております。これまでの活動によりまして、図書室の大がかりな模様がえや傷んだ書籍の仕分けや廃棄など、手間のかかる改善作業に一応のめどがつきました。現在は、小中学校26校を巡回し、図書や図書室の整備から、読み聞かせなどの活動をしながら、本年度は各学校への図書管理システムの導入も進めており、書籍の維持管理と利活用の向上が期待できます。現在の６名は、それぞれの担当区域を持ちながらも、相互の学校へ出向いて応援や研修を重ねるなど、非常によい形で協力できております。したがいまして、来年度まではこの体制としながら、次の段階の活動目標を見定めるとともに、配置の優先度・必要性と毎年度の経費を勘案し、必要な職員配置と各事業の充実に努めてまいりたいと考えます。

最後に、ご質問の４点目、扇風機設置による環境改善についてお答えします。現在、学校規模適正化事業と学校施設の耐震化事業の二つの大規模事業を展開しておりますが、それに加えて、子どもたちの安全にかかわるような補修箇所も多く、その修繕経費も多額なものとなっております。学習環境改善のため、扇風機やエアコンの設置についても必要性を感じておりますが、子どもたちの安全・安心を確保す

ることが最優先と考え、取り組んでいるところです。今後、学校再編等の大型事業、温暖化の傾向を踏まえた環境対策やエコ対策など、学校施設整備の全体計画の策定を計画しており、その中で学習環境の状況等をしっかりと把握し、空調設備等の整備も含め、検討を進めてまいりますので、今しばらくお時間をいただきたいと存じます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時10分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時23分　開議

○議長（横手啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

○12番（原　　徹君）

次の２問と３問は一括で質問いたします。２問目は、市職員の人事異動についてであります。既に来年度に向けての人事異動について、担当課は作業を開始していると思いますが、職員の人事異動は勤労意欲にかかわり、市民サービス向上にも反映する重要な課題であります。平成22年度末の人事異動について、例年になく、職員から納得がいかない旨の声を耳にしました。私は人事異動について、平成21年３月議会でも取り上げておりますが、当時の総務部長、現在の副市長ですが、職員の人事異動については多少の不満はつきものであり、原議員の耳に入ったら職員課か総務部長に申し出るように指導してくれとの答弁があっておりました。そのことを職員に話しますと、自分たちにとっては総務部長という人は雲の上の人である、言えるはずがありませんということでありました。また、頼りにしております市職員労働組合も、人事異動についてはアンタッチャブルだそうでありまして、そこで再度、私が取り上げるわけであります。働きやすい職場づくりとともに、市民サービス向上を願って、平成21年３月議会の答弁から、３点質問いたします。

１点目、10月に人事異動希望調査を提出させ、11月に各部長、総合支所長と協議して、異動案を作成するとのことでありましたが、調書には留任を含めて第何希望まで書けるようになっているのでしょうか。

２点目、平成21年当時は特別な理由もわからず、１年で異動になった人がいるかと思えば、同一課15年から20年以上勤務という人もいました。このような不公平な人事はなくなったのか、お尋ねいたします。

３点目、当時の総務部長は、同一課に過度の長期在籍は問題があり、後継者育成の観点からも、計画的な配置に努め、同一課在籍年数の基準を考えたいと答弁しておられます。その後、どのような基準を設けられたか、お答えください。

３問目は、住宅新築・増築助成制度と住宅リフォーム助成制度についてお尋ねいたします。本年度より県下14市のトップを切って農林振興課が担当する住宅新築・増築助成制度と都市計画課が担当いたします住宅リフォーム助成制度がスタートしました。市長を初め担当課のご尽力のたまものと感謝しております。地元産の木材利用を促進し、市の林業の活性化を図るとともに、地元建設業者の仕事を興して地域経済の活性化を目指して創設されたものであります。長引く不況で仕事が激減している建設業者にとって、大きな期待が持たれ、本事業に登録した業者数は93業者と聞いております。

初めに、この二つの制度の利用状況について伺います。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

原議員の一般質問の２問目、市職員の人事異動について、お答えをいたします。まず、人事異動につきましては、毎年、各行政分野の計画を踏まえ、重点施策、主要事項など、本市の組織目標を達成するため、重点的に人員配置を行うとともに、あわせまして職員及び後継者の育成を図るよう行っております。

ご質問の、希望欄につきましては、まず異動希望の有無、それから今後行いたい業務内容・担当部署、さらに今後進みたい方向・職種、例えば総合職であるとか専門職であるとか、それと、それぞれの理由等、その他、今後伸ばしたい能力や受講したい研修、職務遂行上の問題点や自己の状況意見など、幅広く記載するようにしております。希望の記入欄は２欄ですが、幅が広いためにそれ以上書くことも可能です。また、平成21年度当時の長期的な勤続年数の者の解消と、同一課在籍年数の基準につきましては、新規採用職員については、従来どおり基本的に３年で異動を行うこととしております。ただ、本市におきましては、合併後、先ほど申し上げました主要施策の実施に向け、また簡素合理化に向け、常に組織の見直しを行ってきました。あわせて団塊の世代と呼ばれます方々の大量退職という状況もありまして、特定の年数での在職年数の基準を定めるということには至っていない状況です。それとともに長期勤続者の解消につきましても、事務事業の状況等からすべては達成できていないところです。逆に昨今では、数年で各職場を異動する者だけではなく、それぞれの部署での業務に精通した専門職と言いますか、経験豊かな核となる職員

も求められておりますので、このような職員の育成も必要と考えているところです。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

住宅新築・増築助成制度の利用状況についてお答えいたします。本年４月から温もりのある住まいづくり事業に取り組んでおり、山鹿産材を活用した住宅の申請件数は、12月１日現在で、新築15件、増築１件の16件で、助成額464万7000円となっております。申請者からは、支援していただき大変ありがたいと好評を得ているところです。今後もさらに本事業を広く市民や関係団体に周知し、山鹿産材の需要拡大と林業の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方淳一君　登壇］

○建設部長（緒方淳一君）

原議員の３問目の住宅リフォーム制度の利用状況についてお答えします。本年度より、市民の生活環境の向上と住宅耐震化の促進、定住促進並びに地域経済の活性化に寄与することを目的に、既存の住宅を市内の住宅リフォーム登録業者を利用してリフォームを行う場合に、その費用の一部を助成する事業としてスタートしたところです。現時点までに、この助成制度で申請された方は12件、総額189万円の受付を行っており、事業を終了された方には大変好評をいただいているところです。現在も本事業の利用を検討されている方が多く、制度への関心が高い状況です。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

原議員、了解ですか。

○12番（原　　徹君）

議長。

○議長（横手啓介君）

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

○12番（原　　徹君）

２回目です。人事異動についてです。私は前回、血の通った人事異動となるよう

に、本人の希望と全く異なった異動となる場合、内示前に本人に説明するように求めました。それに対して総務部長は、個人の異動希望を十分に尊重しながらも、組織の必要性や適材適所など考慮した上での異動なので、説明は考えていない。このように拒否されました。さらに、異動の有無にかかわらず、与えられたその部署で全力を尽くす使命感を持ってもらいたい。職員は与えられた中で自分の職責を果たすことが最も大事なことだと、このように答弁され、そのことが自分自身の信頼につながるとも言われたわけであります。私も市の職員である限り、与えられた部署で職責を果たすことについて、当時の総務部長の答弁に全く異論はない、同感だと言ったわけであります。しかし、その部署が自分の希望している部署と同一であった場合、あるいは希望していない部署であっても、一度説明があっていた場合は納得した人事になるのではないだろうかと、気持ちよく職務を全うすることができるのではないかと、職員の異動希望を調査するのもこの点にあるのではないかと考えるわけであります。そうでなければ、異動希望調査など実施する必要がないはずであります。作成された人事案が総務部長から課長へ、課長から職員へと伝わる、そして職員の希望も課長を経て総務部長に伝わる。このような循環型の血の通った人事異動が行われるならば、不満も少なくなって、理想に近い人事異動となるのではないか。そして、そのことが市民サービスの向上にもつながるのではないかと、こう考えるわけであります。もう一度その点からご答弁を簡潔にお願いいたします。

住宅リフォーム助成制度についてであります。住宅新築・増築助成制度の利用が16件で助成が464万円。リフォーム助成利用が12件で助成が189万円とのことでありました。新築の方がかなりの利用率で、効果も順調に上がっていると思うわけですが、リフォームの方は期待外れではないでしょうか。93業者から期待されている中で、12件の利用では仕事興しになりません。現在、この制度は全国各地で施行されております。そして、住民から歓迎されて、利用率が高いと聞いております。山鹿の場合、なぜ利用率が低いかを明らかにしなければならないと考えるわけであります。そうしないと、本制度の意義がなくなります。

私は次の３点から、建設部長の見解を伺いたいと思います。１点目は、リフォーム対象の建物に建設時期の制限がつけられているということであります。私は、親戚に、この制度を紹介したら大変喜んで、申請に出かけました。ところが昭和50年の建築物なので、昭和56年以降の建物でなければだめだと言われたということで、申請が出来なかったわけであります。その後、同じ理由で３人ほどから電話がかかってきました。建築して40年前後が経過し、台所や浴室、相当傷んできているのでリフォームしたいと決心したのに、どうして建築時期に昭和56年度以降と制限がつけてあるのか。これでは仕事がふえないのが当然ではないか。このような制限をな

くして、リフォーム希望者は全部受け入れ、制度の目的である仕事興しをやるべきと思うわけであります。その点、いかがでしょうか。

２点目は、これも私の近所で70歳代の方が浴室を中心にリフォームされましたが、大変喜んでおられました。そのように評価されておりましたけれども、申請書類が複雑で、途中でやめようかと思ったと言っておられました。たしか10枚ぐらいの書類が必要だそうであります。これに比べますと、新築・増築の方はたしか５枚以内で済むわけであります。もっとこの書類を簡潔にすべきではないかということを指摘しておきたいと思います。全国でもこの手続きを簡素化したら、急激に申請者がふえたという話も聞いております。この点から、ご見解をお願いします。

３点目に、市民に周知徹底していないのではないか、宣伝が不足しているんじゃないかということも述べておきたいと思います。私もこの建築時期、昭和56年度以降の建物というのは、つい最近知ったわけです。したがって、こういう制度を知らない市民がまだ多いのではないかと思います。もっと工夫して宣伝をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。２回目を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

市職員の人事異動についての２回目の質問にお答えいたします。現在の異動希望につきましては、先ほど申しましたように、人材育成の観点から、異動希望に加え、今後行いたい業務内容や、今後進みたい方向なども調査しているところです。また、これらにつきましては、それぞれの個人が所属長を通さずに、直接職員課に提出することとしております。これは、異動を希望する場合、勤続年数が長い場合に限らず、やはりいろいろな職員の考え方があるわけでして、それを、所属長を通さず、直接扱うことで自由な意見が出てくるものと考えているからです。したがいまして、個人の自由な意見や思いと、それぞれの所属長の立場での意見、時にはこれらが相反する場合もありますが、これらを総合して判断しているところですので、個人への説明につきましては考えていないところです。さらに本年度からは、人材育成の観点から、従来10月に１回行っておりました各所属長の面接の機会をふやしまして、まず期首の４月頃に各所属長が部下職員と１回目の面接を行い、さらに人事評価の際の10月に２回目の面接を行いまして、それぞれの職員の状況や思いを把握するように改めたところです。その後、現在、その真っ最中ではありますが、職員課におきまして、それぞれの所属長から組織、人事に関するヒアリングを行いまして、より客観的な職員配置に努めているところです。なお、私は血の通った人事を行って

いると思っておりますし、先ほどありましたように、総務部長が雲の上の人というような職員がいるのであれば、それは私のコミュニケーション不足と反省をいたしているところです。以上、お答えします。

○議長（横手啓介君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方淳一君　登壇］

○建設部長（緒方淳一君）

２回目のご質問の１点目、昭和56年以前の建物も対象にできないかについてお答えします。昭和56年５月31日以前に、旧耐震基準で建てられた建築物は、耐震性が劣るものが多いと思われます。そこで国は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震化の促進を図ってきたところです。本市でも、山鹿市建築物耐震改修促進計画を平成21年３月に策定し、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策を定めております。議員ご質問の、昭和56年５月31日以前に建築された住宅におきましては、建築行政を進める立場として、安心で安全な住宅へ誘導していくことが必要ですので、耐震診断を受けていただき、その結果、安全な住宅である場合にリフォーム助成事業を受けられるような事業制度にしております。なお、耐震診断を実施される方の経費軽減を図るため、木造住宅の耐震診断に要する経費の３分の２以内の額で８万円を限度として助成を受けることができる耐震診断事業のご案内も同時にいたしております。

次に２点目の、書類の簡素化ができないかということですが、公費を公平公正に使用するために、必要最小限の申請書類として提出をお願いしております。また、申請に当たっては、登録業者により作成する部分が多く、代理申請も可能ですので、申請者の負担にならないよう配慮しております。

次に３点目の、事業啓発ができていないのではないかということですが、４月より本制度の説明チラシを全戸に配布するとともに、施工業者の登録説明会及び制度講習会などを開催しており、さらに市民向けの説明会を５会場で実施いたしました。このように、事業啓発には積極的に推進してきたところです。本年度スタートした事業ですので、継続して事業啓発に努め、次年度以降の需要の増加を期待するものです。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

原議員、了解ですか。

○12番（原　　徹君）

議長。

○議長（横手啓介君）

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

○12番（原　　徹君）

人事異動については、職員の考えをしっかり把握してやるということで、もう既に対策がいろいろ考えられているようですので、ぜひそういった血の通った人事をお願いしておきます。

次に、人事異動の件で、女性職員の管理職登用について質問いたします。この件も平成21年３月議会で、男女共同参画推進室の総合計画であります、女性職員の管理職への登用を促進する、それを実現するよう要請したことがあります。その後、幼稚園長、保育園長などに主幹という役職が導入され、審議員や課長補佐、係長にも女性職員が徐々に登用されて、改善されてきていると思うわけであります。しかし、先日の広報やまがを見ますと、部長５人、課長50数人いる中で、依然として課長はまだゼロです。50数人いる課長の中で女性はゼロ。次長職に今日は紅一点、山口市民福祉部次長ただ一人なんです。本当にいつも思いますね。議員席にいて、今の世の中にあって異常だと思うわけであります。市内の教職員の場合を聞いてみたんですが、26小中学校あるうちに女性校長４人、女性教頭３人となっています。その割合から見ても女性職員の部課長登用が極めて少ないのではないか。人材がいないというなら仕方がありません。県内の女性の管理職登用は、全国でも最低クラスで、さらに山鹿市は遅れているのではないかと思うわけであります。先ほど言いましたように、我々議員を見ましても、定数30人のうち女性はゼロ、女性議員不在の市議会は県内14市のうちでたしか山鹿市のみだったと思います。山鹿市の有権者を見ますと、女性有権者は２万5700人、男性は２万1700人です。男性が3500人少ないです、有権者は。それなのに、男ばかりの議員。私も何か居づらくなっているわけですが、それなのに女性の立候補すらもゼロということで、前回選挙が終わったときには、熊日のコラムで大分批判するような記事が載っておりました。このような男性優先的な山鹿市の風習を打開していくためにも、補佐役ではない女性の部長、課長の誕生が望まれますが、いかがでしょうか。

次に、住宅リフォームについてですが、住宅リフォームを希望する年代は70歳前後が最も多いのではないかと推察しております。それは今後やってくる高齢者生活に向けて、部屋をバリアフリー化しておこうとの考えが強く、また住宅も昭和56年以前の建物が多いからではないかとも思うわけです。ただ、年金生活なので改修工事までは無理だが、台所やトイレぐらいをリフォームしておこうという考えが多いと思うわけであります。そのような人たちに耐震診断、耐震改修工事、そしてリフ

ォームとなれば、やっぱりリフォームを躊躇してしまい、もう先は短いんだからこのままでよかかと、あきらめてしまう現実ではないかと思います。安心で安全な住宅として耐震改修を促進するというのであれば、耐震診断だけでなく、耐震改修工事にも助成制度を新たに設けて、リフォームしやすい環境をつくってやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。以上で質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

３回目のご質問、女性の管理職登用につきましてお答えをいたします。まず、女性職員の登用の状況につきましては、女性職員の役付職員の割合、これは主任、係長級以上の職ですが、29.9％。それから一般行政職員の管理職以上の割合、これは実際に管理職手当が支給されている職員ですが、6.8％、女性職員５名という状況です。これらにつきましては、合併後の平成18年度と比較をいたしますと、役付職員の割合が26.6％から29.9％、3.3ポイント。管理職の割合が2.7％の２人から6.8％の５人へと4.1ポイントそれぞれ増加しているところです。本市の男女共同参画計画における目標数字としましては、役付職員の割合を30％としておりますので、ほぼ達成できているというところです。

さて、ご指摘のように、管理職員中、女性の課長そのものはおりませんが、その一方で、女性管理職が管理・監督者としてその責を十分果たしているということは議員ご承知のとおりのことと思います。女性職員の登用につきましては、その必要性を十分認識しつつ、引き続き役付職員への任用を行い、今後さらなる登用を図っていきたいと考えています。また、女性職員の労働条件につきましては、仕事と家庭の両立ができる職場の実現に向けて、山鹿市特定事業主行動計画に基づき、妊娠中、出産後の配慮や、育児休業等の休暇の取得促進、環境整備などに取り組んでいる次第であります。

いずれにいたしましても、現下の地方分権、地域主権の時代にありまして、職員の育成ということが喫緊の課題ですので、いずれの職場ですとか業務内容、役職、性別ということに関係なく、みずから研鑽し、みずからの職責を果たすような人材の育成に努めてまいる所存ですので、これからもよろしくお願いいたします。

○議長（横手啓介君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方淳一君　登壇］

○建設部長（緒方淳一君）

耐震改修補助についてお答えします。今年度から昭和56年５月31日以前に、旧耐震基準で建てられた建築物に対し、戸建木造住宅耐震診断事業を創設して、助成を行っているところです。今現在については、耐震改修補助までには至っておりません。しかし、現在検討を行っているところです。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

以上で、原議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は１時から再開いたします。

午前11時52分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時00分　開議

○議長（横手啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、森久雄議員の発言を許します。

森議員。

［26番　森　久雄君　登壇］

○26番（森　久雄君）

26番、民主党、森久雄です。一般質問を三つほどさせていただきます。

まず１問目ですけれども、山鹿市防災体制についてお伺いをいたしますが、その前に確認しておきたいことがありますので、まずそのことを伺います。①北緯33度東経130.7度を震源とする地震についてです。私が調べた範囲での表現になりますけれども、2011年４月から北緯33度東経130.7度を震源とする地震が群発をしています。その場所を地図上で見ますと、山鹿市の米田地区でありまして、６月29日まで13回を数えています。また隣の植木町は、北緯32.9度東経130.7度にあると思いますが、２月17日から４月２日までに７回、震度はいずれも１から３程度です。菊池市でも数回発生をしておりまして、その中には震度５もあっております。これらの地震についての解析ができているのかどうなのかを伺います。また、この際お聞きをしておきたいことは、過去に発生した県内の地震災害についてです。熊本県に存在する活断層や地溝などの説明を含め、地震履歴と被災状況、被災地において今日的に講じられている防災対策などをご紹介ください。

２点目です。東北太平洋沖地震、津波大災害にかんがみた本市の防災対策について伺います。イ、ホームページで山鹿市建築物耐震改修促進計画、先ほども緒方部長から何度も言葉が出ましたが、その計画を読みました。内容は、阪神淡路大震災にかんがみた計画策定となっており、今回の東日本大震災からの教訓と、それに伴

う新たな対策の必要性など、何も触れてありません。計画はそのままで見直しは行われていないと思いますが、そのことについての是非を伺いたいと思います。ロ、阪神淡路大震災は、平成７年に発災していますので、今年で16年目になりますが、計画は何がどこまで進捗をしたのか、定期的な確認結果をお知らせください。定期的な確認というのは、改修促進計画にそう表記してありますので、お尋ねをするわけです。ハ、目標年度は平成27年度としてありますが、現実的にはかなり厳しい取り組みであろうと思いますが、現時点ではいかがお考えでしょうか。ニ、発災後の対応についてお伺いをしたいと思います。防災マップに避難所が示してありますが、避難所が果たせる機能として、その想定しているものの内容を明らかにしてください。ホ、自治体間の災害時における相互応援協力体制協定は本市に存在しますか。ヘ、知人の政令指定都市、仙台市議から、東日本大震災からの教訓として、発災後における市の権限と限界の熟知が必要であったと聞かされました。スピードを必要とする、多岐にわたる取り組みに、県や国の権限に属すること、市の権限でやれることとが分かれておりまして、そのことが障壁にもなり、取り組みに遅れを生じていくジレンマを覚えたと訴えられました。市として、何をどこまでできるかということについての把握は十分でしょうか。最後に、小・中・高校生の協力についても仙台市議は大変な力になると報告されました。災害発生後、小・中・高校生を避難所に保護しておくことだけでなく、彼らにどんな場所でどのような協力をどこまで求めるのか、あるいは求め得るのか、またそれらを彼らに日常的に理解していただいておくことの取り組みも重要であったとの報告でした。この点、いかがお考えになりますか。

次は、２問目です。皆さんは初めてお聞きになることもあろうかと思いますけども、ぜひ睡魔が襲っても辛抱して聞いていただきたいと思います。山鹿城（上市城）調査について幾つか伺って、ご要望も申し上げます。先の６月の定例会においては、福本議員から、城村城についての熱心なご質問がありました。しかし、答弁された内容は、質問者を満足させるものではなかったのではないかと聞き取りました。城村城は豊臣秀吉の京都北野天満宮での大茶会を中止させたという、肥後国衆一揆攻防の激戦地であり、この地は本市にとりましても日本史的にも重要な史跡の一つであり、同様に大切な観光史跡であると思っています。しかしながら、本市教育委員会は、民有地が多く占めておることによる調査の困難性を理由に、さほどに熱意も興味も示されないことでは、菊鹿のあんずの丘に建立された隈部親永像も気分よく立ってはいられないのではなかろうかと思うところです。親永の息子、隈部親泰も父と共に佐々成政に徹底抗戦した場所を調査をせずしては、父、親永像建立にいまいち合点がいかぬなと、泉下で小首をかしげているのではないでしょうか。

さて、私の質問は、山鹿城が国衆一揆までは確実にその存在を示していたということをご認識をいただき、山鹿城についての可能な限りの学術調査を行っていただきたいということを訴えるものです。

合併前に編さんされた山鹿市史では、山鹿城の初見を歴史の中では観応２年、1351年10月１日付の懐良親王の感状、阿蘇家文書に見ることができると記載をしております。また、戦国期の山鹿周辺は、菊池伝記によりますと、周辺城主としては隈本城に、城越前守親賢、山本郡の下之城には内空閑権大輔鎮房、山鹿郡の城村城には隈部親永、そして山鹿郡の湯町上市城には山鹿彦次郎重安、山鹿郡芋生城には辺春親行家人芋生摂津守などがあると記しております。

中世、国衆一揆前の九州は肥前の龍造寺氏、豊後豊前の大友氏、薩摩日向の島津氏が覇を争っていました。山鹿、山本、玉名、合志、菊池各郡の周辺城主たちは覇権争いの嵐の中で、生き残りをかけて、その時々の力の強い者に頼ったり、利用したり、離れたりしていました。そういう中で、島津氏が最も勢力を拡大し、肥後北部進出を果たしてきました。島津が肥後北部を制圧していく過程は、島津義弘幕下として肥後計略に当たった上井覚兼の日記からうかがい知ることができます。上井覚兼というのは、義弘の家老で、武将で大変教養の高い武将でした。その中に、山鹿城にかかわる内容が概略以下のように記されていますので、少し皆様方にお伝えをしたいと思います。天正12年、1584年９月５日、島津義弘が八代に上陸をします。７日には早くも合志の親重、山鹿刑部大輔が肥後出陣を祝う使いを八代まで送っております。13日は山鹿氏が有働伊賀なる者を人質に出して降参を願い出ています。14日には隈部親泰が投降する条件として、隈部氏が支配している山鹿、山本、菊池の３郡のうちに山本と菊池の２郡を差し上げるけれども、山鹿郡はそのままにしていただきたいと。そしてまた、隈府城近くの1000町ばかりをいただきたいと申し出ております。15日になりますと、植木の吉松に陣を張った島津勢が山鹿城の駐屯を求めたのに対して、山鹿氏の家老の有働が、城内には女、子どもが戦火を避けて避難をしてきておりまして、城内は取り乱れていて島津勢の駐屯は無理であるから、宗方村に駐屯してほしいと、山鹿城の入城を拒んでいます。以下は略しますが、以上のように、山鹿城にかかわる事件が歴史上に鮮明に残されています。この後、島津氏は九州制圧までもう一歩のところまでいきますが、天正15年、豊臣秀吉の九州征伐により、薩摩大隅に押し込められ、肥後は佐々成政に与えられ、その後、肥後国衆一揆へと時代が進んでいきました。山鹿城の城主山鹿氏や、その家老、有働氏らも、山鹿城を捨てて隈部親泰らとともに城村城に立てこもり、成政との戦いに臨んでいきました。その後の山鹿城の記載はなかなか見いだせませんが、国衆一揆までの存在については、史実的にもはっきり証明しているものだと思います。中世期、

山鹿郡の中心部にあった山鹿城の歴史と概要等が明らかになることは、これからの山鹿観光にとりましても決してマイナスにはなりません。むしろ山鹿の歴史の奥深さとなって人々の関心や興味を触発させることとなり、観光発展の一助になることは疑う余地もありません。加えて申し上げておきます。過去に学術調査が行われていれば、例えば、かなり著名な本であります、「日本城郭大系」の熊本編に当然記載されているはずですけれども、残念ながら見当たりません。よって、本市教育委員会によるぜひとも調査を求める次第であります。誠意ある答弁を求めます。

３問目です。山鹿上野焼窯跡調査について、今一度要請をいたします。これはもう３回目になります。私は平成20年12月、21年12月の２回にわたって窯跡調査をお願いをしました。聞き取り調査をやるとか、人手が足りないとかお答えになり、本音の部分では教育委員会は実行に移すという意思はみじんもないのではと勝手に思い込み、あきらめようとも思いました。しかし、客観的にこのことを考えてみたところ、教育委員会の存在は、発掘調査をすべき義務があるはずだと思うのであります。山鹿市史上巻の529ページ、531ページにはっきりと上野村出身の陶工が山鹿焼を焼いたと書き記しているのであります。よって、調査の裏づけもないままに市内外の皆さんに市史を読ませ、山鹿上野焼という陶器あるいは磁器が江戸期に本市で焼かれていたと語ることは許されません。調査をしなければいけません。再三申し上げますが、調査の結果で御用窯であったかどうかの期待はしませんけれども、もし仮にそれを裏づける破片の一片でも出れば、本市のみならず熊本県、九州の焼き物の歴史を塗りかえることにもなろうと思うのであります。今回、くどいようですが３回目の質問になります。はっきりとお答えをいただきます。調査に入るか入らないか。入りませんと言われたら身もふたもありません。

以上で１回目の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

山鹿市の防災対策についてのご質問の１点目、山鹿市を震源とする地震及び県内での地震発生状況についてお答えをいたします。ご指摘のとおり、ここ数カ月、北緯33度０分、東経130度７分、ここ山鹿市を震源地とする地震が規模は小さいながらも断続的に発生しており、また10月には菊池市におきまして震度５強を記録する地震が発生をいたしております。なお、平成20年以降におきまして、山鹿市で震度３以上を記録した地震は４回発生しており、市民の皆様も不安を抱かれているものと拝察をいたします。これらの地震について、熊本地方気象台では過去のデータ等

から即座に大規模地震につながるものではないものと解析をしておりますが、地震は予測困難な自然災害であることから、怠りなき体制を整えておく必要があるものと認識しております。また、熊本県内で発生した震災の主なものを挙げますと、昭和16年には震度５を記録した日向灘地震が発生しており、死者３名を出したこの地震は大分県を中心に宮崎、四国地方にまで被害が及ぶほか、本県では人吉地方で被害が発生いたしております。その他、昭和43年に同じく人吉地方に大きな被害をもたらしたえびの地震、昭和50年には阿蘇地方で震度５、昭和59年、62年には再び日向灘で発生した震度４の地震により、人吉、阿蘇地方などで家屋の損壊や人的被害が発生いたしております。近年では平成17年に天草芦北地方を震源とする地震により、大矢野地区で震度５弱が記録されています。

次に、地震を引き起こす原因とされる活断層の状況ですが、本県内に形成される別府・島原地溝帯において複数の断層が確認されている中で、主な活断層として、阿蘇外輪山から八代海南部まで延びる布田川・日奈久断層帯や、別府湾から熊本・大分県境まで延びる別府一万年山断層帯、県の南東部に延びる人吉盆地南縁断層などがあります。なお、これらの活断層の活動により、万一、地震が発生した場合においては、熊本市などで震度６強の揺れが発生することが予測されることなどが国の機関である地震調査研究推進本部の評価結果としてまとめてあるところです。このように、予測困難な地震により、今日まで全国各地で多くの被害が発生しており、その教訓を生かしながら国・県、そして市町村でさまざまな対策が講じられているところです。幾つか例を挙げますと、建築基準等の見直しによる建物や橋梁などの耐震対策や防災行政無線の整備、津波情報など、緊急を要する防災情報について、国が直接国民に情報を伝達する全国瞬時警報システムＪ－ＡＬＥＲＴの整備などが進められているところです。また、ソフト面としまして、防災計画や防災マップ等の整備強化、備蓄品の整備、地域防災力の向上を図るための自主防災組織の設立促進の取り組みが加速化しているところです。

続きまして、ご質問の２点目です。東日本大震災にかんがみた本市の防災対策についてご答弁を申し上げます。初めに、避難所が果たす機能についてですが、大規模災害時における広域避難所として、小中学校の体育館や研修センターなど、56カ所を避難施設として指定しております。ご承知のとおり、避難施設は被災者の一時的応急生活の場としての役割を果たすものであり、現在、避難者用の食料として300人、３日分を対応できるよう備蓄しております。しかしながら、被害が拡大し、避難生活が長期化することもあり得ることから、備蓄量の充実についても検討していく必要があるものと考えます。

次に、自治体間の災害時における相互応援協力体制につきましては、県内14市に

よります熊本県都市災害時相互応援に関する協定を締結しておりますほか、義士親善友好都市24自治体によります災害応急対策活動の相互応援に関する協定を締結しております。なお、東日本大震災発生の際には、協定に基づき、被災された２自治体、岩手県一関市、茨城県笠間市に対し、飲用水等の生活物資の支援を行ったところです。

次に、発災後の復旧等対応におきます市の権限につきましてお答えいたします。復旧・復興事業につきましては、一定規模以上の被災を受けた場合、災害救助法の適用を受けることとなり、被災直後においては、国から包括的な被災者支援を受けることができます。しかしながら、復旧段階になると個々の事業ごとに関連する法令に基づき、国と地方の相互負担により、市町村管理道路や上下水道などのライフラインの復旧などを基本的に市町村で実施することとなります。ただし、災害の規模や被災の状況によりましては、国や県が直接事業主体となって取り組む場合もあるとのことであり、このため国と県との緊密な連携により、各種の復旧事業に取り組んでいく必要があるものと認識をしております。

最後に、避難時における小・中・高校生の協力要請についてお答えいたします。災害発生時における市民等の協力体制は不可欠です。特に避難所を開設した場合においては、行政や民間ボランティアスタッフのみでの運営には限界があることから、避難者も一体となって運営に参加していただく必要があり、学生層においても避難所における物資の積みおろしや仕分け作業、避難者への食料の配給、高齢者等の生活支援など、可能な限りでの協力を期待するところです。そのようなことから、今後の学校教育においては、災害への心構えや避難知識の習得のみならず、支え合いの心、共助の精神をはぐくむよう、これまで以上の心の教育も必要であると考えます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方淳一君　登壇］

○建設部長（緒方淳一君）

森議員の１問目の東日本大震災にかんがみた本市の防災対策についてお答えします。近年、日本各地で地震が頻繁に発生している状況の中、平成17年11月に改正された国の建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、県では平成19年３月に熊本県建築物耐震改修促進計画を策定され、市では県の内容を踏まえ、平成21年３月に山鹿市建築物耐震改修促進計画を策定したところです。議員お尋ねの山鹿市建築物耐震改修促進計画の見直しについてですけれども、この計画は昭和56年５月31日以前の耐震性が十分でないと言われる旧耐震基準により建築された建築物を耐震性

のある建築物へ改修していこうというものです。平成７年におきました阪神淡路大震災により倒壊した家屋は、昭和56年に建築基準法が改正される以前の旧耐震基準で建築された建築物に被害が集中したという統計もあります。今回の東日本大震災による家屋の被害は、津波による被害が多く、現時点では耐震基準等を見直すという情報は聞いておりませんので、現行の計画により進めていきたいと考えております。

次に、計画は何がどこまで進捗したかとのご質問ですが、計画の中の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策としまして、まず行政として、市民の模範となるよう、積極的に耐震診断及び耐震改修に努めることとし、地震発生時の災害応急活動及び避難・救護・復旧活動に支障を来さないよう、庁舎や学校・病院等の耐震化や建てかえを進めております。また、先ほど原議員にご答弁申し上げましたけれども、耐震診断及び耐震改修の促進を図るために必要な環境整備に努めることとして、今年度から戸建木造住宅耐震診断事業を創設し、耐震診断を実施される方の経費軽減を図るため、木造住宅の耐震診断に要する経費の３分の２以内で８万円を限度として助成を行っております。さらに、耐震改修の補助についても現在検討しているところです。また、ソフト面では建築物の地震に対する安全の向上に関する啓発及び知識の普及としまして、地震について注意喚起や地震災害意識の高揚を図るため、地震防災マップを作成し、昨年12月に全戸配布したところです。

次に、目標年度は平成27年度としてあるが、現時点ではどう考えているかとのご質問ですが、本計画では平成21年３月の計画策定時点で全住宅の耐震化率は62％と推計されております。平成27年度末までに90%を目標とすることとなっております。議員ご指摘のとおり、現実的にはかなり厳しい取り組みであろうと考えております。今後は、市民が必要な知識を身につけ、地震が起きたときに冷静に判断ができるよう、広報誌等を活用した防災情報の提供や、先ほど申しました耐震診断、耐震改修を積極的に推進し、目標の達成に努力したいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

森議員ご質問の、災害時における小・中・高校生の協力についてお答えいたします。小中学校の義務教育におきましては、まず児童生徒の生命尊重、安全第一を基本として、迅速・的確な避難と、家族のもとへ確実に帰すことが、災害時の最優先課題であると考えております。しかしながら、もし中長期にわたる避難生活を強い

られる状況になった場合においては、児童生徒であっても今、自分たちにできることは何かを考えることも必要だと思います。小・中・高校生にできる活動として考えられるものは、年齢にもよりますが、物資の仕分けや運搬のほかに、高齢者の生活や介護支援、被災地や学校再開に向けての作業の手伝い等が直接的な協力として考えられます。また、児童生徒など次の時代を担う子どもたちは、被災地にとって希望そのものでもあります。これまで学習や練習を重ねてきた音楽、演劇、朗読などを披露することも協力の一つだと思います。児童生徒のこのような取り組みにより、避難者等の心に元気と勇気を与え、復興に向けての活力になり得るとも考えられます。しかし、非常時に児童生徒がこのような活動に取り組むには、日常の学校生活における心の教育が不可欠となります。先の3.11におきました未曽有の東日本大震災を目の当たりにした同じ日本人として、運命に耐え、苦境に立ち向かう被災地の方々の姿を通して、今、自分たちにできることは何かという思いを風化させることなく、児童生徒の心に根づかせることも学校教育の大切な役割であると考えております。以上のような視点を持って今後の指導に当たってまいりたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

○教育部長（倉原謙治君）

森議員の山鹿城調査についてのご質問にお答えいたします。山鹿城跡は山鹿の上市にあった中世の城跡です。その概要と歴史的意義等につきましては、ただいま森議員の詳しいご紹介のとおりですし、また遺構につきましても目視の範囲内では清瀧神社と光専寺の間の堀切的な遺構が確認できるところであります。学術調査につきましては、学問的な調査という意味におきまして、発掘調査を初めとして測量調査や文献調査、聞き取り調査など、さまざまな調査の方法があろうかと存じますが、特に埋蔵文化財におきましては、残存遺構等の確認作業である発掘調査が最も一般的であると考えられます。この発掘調査に関します全国的な流れといたしましては、平成16年に文化庁が示しております行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準におきまして、発掘調査は結果的に遺跡自体の解体・破壊をもたらすという一面があり、そのため可能な限り現状のままの保存が望ましいこと。また、調査実施に当たっては調査目的を明確にし、必要最小限にとどめるべきことが求められているところであります。本市におきましても、こうした基準にのっとり埋蔵文化財の発掘調査につきましては、開発に伴う記録保存を目的とするもの及び将来的な保存整備を目的としたものについて実施をしているところです。今後も保存活用等を目的

とした発掘調査を行うに当たっては、市の総合計画に沿って将来の整備・活用の見通しを全市で固め、調査計画を立てるとともに、その調査体制を整えた上で慎重に実施すべきと考えているところです。

一方、文献調査や聞き取りについては、肥後国誌や鹿郡旧語伝記などの文献や、湯町絵図などの史料をもとにして、現在の地形や地名などを参考にしながら、城の領域に関する想定は可能かと考えております。城の主郭の位置や築造時期など、詳細な部分までの把握は困難でありますが、現状におきまして現在知られている資料による地域の想定作業を進めるとともに、その推定される城域の範囲において建物の建てかえなどの開発行為があった場合、必要に応じて試掘調査や立会い調査などを実施し、山鹿城跡の情報を少しずつでも積み重ね、市民の皆様への情報を発信していければと考えているところです。

次に３問目の、山鹿上野焼窯跡調査についてのご質問にお答えいたします。山鹿上野焼窯跡は、数点の古文書や過去に窯業関係資料が採取されていることから、森議員が以前ご紹介されたように、ある程度把握がなされております。窯跡の詳細把握の必要性、また窯跡自体の価値については承知をしているところですが、山鹿城跡と同様に、当窯跡についても開発行為による遺跡破壊の危険性がない現状におきましては、現状のまま後世に残していきたいと考えております。どうぞご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

森議員、了解ですか。

○26番（森　久雄君）

議長。

○議長（横手啓介君）

森議員。

［26番　森　久雄君　登壇］

○26番（森　久雄君）

もうしばらく私の質問を続けますので、お聞きをいただきたいと思います。本多総務部長と緒方建設部長におかれましては、私のお聞きしたいことについては最大、お話をしていただきまして、私の聞きたい部分については、安心というものを覚えているところです。ただ、答弁の中にもありましたけれども、怠りなきようにという表現を使われましたけれども、まさしくその怠りなきように、防災体制については取り組みを進めていっていただきたいと思っているところですので、よろしくお願いします。

それから、教育長におかれましては、２回目で教育長には小中高生のそういう対

応についてのお考えをと思いましたけども、総務部長の答弁の後に十分な説明を賜りまして、まことにありがとうございました。今後ともよろしくお願いしておきたいと思います。

それでは、再度、山鹿城とそれから哀れなるかな上野焼窯跡調査についてお尋ねをしていきたいと思います。これからは答弁は教育長に立っていただければと思いますので、教育長、しっかりお答えを賜りたいと思います。学術調査、あるいはいろんな調査の方法があるということを倉原教育部長がお示しになりました。それで、ちょっと視点を変えて私がお尋ねをしていることの伏線的なものを若干述べさせていただいて、それについてどう思うかお答えをお願いしたいと思いますので、今から申し上げます。鞠智城の国営公園化を目指す取り組みについて少し見解を伺います。聞くところによりますと、今日の鞠智城の姿にするまでには50億円もの巨額の投資が行われてきたと聞いております。そして今も発掘調査が続いております。広い面積ですので、これから先も調査は続いていくものと思います。そして発見、判明をした遺構や遺物などは逐次公開をしていかれると思います。そして、段階としては、国特別史跡指定が国営公園化へのクリア条件になっていき、それをクリアした後で、国営公園化という実現がかなうというふうに聞いておりますけれども、実現に向けて、これまで県、山鹿、菊池の両市、関係諸団体等でさまざまな取り組みがなされてきました。今も続いております。では、そのような営みのすべてがですね、一体その先に何があるからというのでしょうか。期待をしていることは何だと認識をされていますか。この点について、噛んで含めるようにご説明をいただきたいと思います。

そして次は、教育委員会は山鹿市の観光発展にどのような貢献ができるかという点についてのご見識を伺いたいと思います。そんなものは関係ないよと、所管外であるからノーコメントということであればですね、自席から答弁なしとお答えになっていただいて結構です。私の稚拙な考えを述べたいと思いますが、私は観光とは幸せを感じる観光でなければと思っています。観光地と言われる所に住む人、そこを訪れる人々がともに、お迎えしてよかった、訪れてよかったと幸せを感じる所でなければと思っています。では、そこの観光資源というものはどんなものか。先人が残した歴史に裏打ちされた本物の遺跡、遺構、遺物、それに加え、歴史の中で消え去ることなく今日まで継続されてきた、伝承されてきた建築物や伝統の技、それに自然の恵みの温泉、景勝地などであろうと思うのです。それらを郷土の誇りとして大切に保存継承しつつ、訪れる人々に十分満足をいただけるよう、心からのおもてなしを添えることが観光だと思っております。幸せを感じる観光だと思っております。教育長は、本市教育委員会は山鹿市の観光発展にどのような貢献をされてき

たと、また山鹿の観光をどのように捉えておられますか。さらには、これまでの観光のあり方についてこれからの観光田園都市山鹿の観光とはどうあるべきか。高邁なるご見識をお伺いしたいと思います。

２回目の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

ただいまの森議員の２回目のご質問にお答えをしたいと思います。第１点目ですが、鞠智城の国営公園化、これは議員もご承知のように、県挙げて、あるいは山鹿市、菊池市挙げて取り組んでおることでありまして、大変先が長い、非常に難しい問題を含んでおりますけれども、これはもし国営公園化ができましたならば、熊本県にとっても山鹿市にとっても大変に意義あるものであると考えております。文化財の保存活用という観点から考えましても非常に重要であるし、それから議員ご指摘の観光面からも山鹿市にとっては非常に大切なことではなかろうかと、このように考えます。

２点目におっしゃいました、教育委員会が市の観光振興への協力についてということですが、本市の観光振興につきましては、ご承知のとおり、商工観光部観光課において事務担当をされているところですが、教育委員会といたしましては、新たな学術的情報を把握できた段階において、すぐさま情報の共有化を図り、そしてその段階において観光振興へ協力していきたいと考えるところです。例えば山鹿小学校６年生におきましては、毎年市内の歴史を主題とした演劇公演の学習を通して地域理解を深めております。これは一つの例ですが、各学校ともいろいろな手法を用い、地域の歴史についての学習を展開されており、こうしたことが子どもたちにとりましてふるさとへの誇りへとつながるものと考えるところです。そして、子どもたちが成長し、市外へ出ることになったとしても、ふるさと自慢としてここ山鹿について熱く語ってくれるものと信じております。そうしたことが将来、必ずや観光の振興へもつながってくるものと信じております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

森議員、了解ですか。

○26番（森　久雄君）

議長。

○議長（横手啓介君）

森議員。

［26番　森　久雄君　登壇］

○26番（森　久雄君）

簡潔にご答弁をいただきました。今、いみじくも教育長言われましたとおり、鞠智城も観光に先々大いに貢献をしていく、あるいは超ビッグな目玉の観光施設になるということもあって、必死な取り組みを今しているものと申されたと思います。そしてまた、それぞれ教育委員会がみずからの本業としてなし得た、あるいは調べた、学術調査などに基づいて、新しい素材が出来たならばそれを共有化して、ひいては観光資源につなげていきたいということも申されたと思います。であれば、私は再三申し上げていることを３回目少し表現を変えて言いますけども、山鹿市史で述べている山鹿というところは、湯町というところです。その湯町と山鹿城の件では、ずっと昔をさかのぼってみれば、この山鹿というところは、特に旧山鹿のこの町中の湯町というのは、温泉と湯町城を中心に鎌倉末以来の像成寺や金剛光明寺、金剛乗寺、あるいは清瀧宮とか大宮神社などがあって、それらがこの湯町城を取り囲んでいたような町を形成していたと市史は表現をしております。そしてまたもっと時代をさらにさかのぼれば、山鹿の庄という時代がありましたけれども、そのときでも肥後北部の経営の拠点であったというふうに記しているところです。そういうふうなですね、山鹿市史はそういうふうに表現していまして、先ほど倉原教育部長が鹿郡旧語伝記ということを表現で使われましたけども、そこには上市の城主は山鹿太郎重光より数代続いて、山鹿彦次郎重安までこの上市に住んで、天正15年に城を空けて、城村の親泰の城にこもって成政と戦うというふうに書いてあります。この上市城、山鹿城には三つの口があって、南は清瀧口、西は像成寺口、北は菊池口、東の口には空堀があって清瀧より竹林寺村を通って吉田川まで堀切があったと記してあります。１回目の質問の説明とは別に、このようにも山鹿城について説明があっております。それで、先ほど倉原部長は、いろんな調査の方法があると言われました。調査の方法があるんだったら調査をしてください。私がぜひ広く知らしめてほしいものはそんなに長時間かけて、大金をかけて調査をしたものをほしいと言っているわけではなくて、教育委員会が幾つかある調査の方法の中のどれかをチョイスして、それによって調査をしたという調査結果の資料をつくっていただきたいということを言っているわけですので、何か先ほど文化庁の話をされましたけれども、自分たちで山鹿のことを教育長も考えて発展につなげたいということを言われるんであったら躊躇する必要もないし、何も大げさに構える必要もないわけですから、やってください。そのことを、議論がかみ合わないかもしれませんけれども、３月も議会はありますし、頑張りたいと思いますけども。そして、上野焼については、教育長、上野家に伝わる先祖付は読まれましたか。読んでおられるとすれば、

それはもう調べる必要があるんじゃないですか。何か現状を倒壊させたり壊したりするからって、窯の跡は壊れているんですよ。壊れた跡に何があるかを調べてくれと言っているんですよ。何も出なければ出なくて、徒労に終わるかもしれませんけど、それはそれでいいのではないかと思うんです。調べるということが大変重要なことだと思っております。これ以上はくどくは申しませんけれども、最後にですね、再びここに立っていただいて、やってください、やるとおっしゃっていただきたいと思っております。時間があればもう１回ぐらいここに立って、別のまた意見を言いたいと思います。これで終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

森議員の３回目のご質問にお答えいたします。先ほど述べられましたように、平成20年から３度目のご質問をしておられると、私もその経過をしっかり読んでみました。確かに森議員が今日は３度目の質問ということです。その点についてお答えをしたいと思います。山鹿城跡並びに上野焼窯跡の歴史的意義と重要性については、議員ご指摘のとおり、教育委員会といたしましても大変重要であるし、認識を深くしているところです。ただ、先ほど教育部長が答弁いたしましたとおり、発掘調査については残すべきものはできるだけそのまま残すことを心がけたい、また文献調査、現地調査等についてはできる所から少しずつでも実施していければと考えるところです。なにとぞよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

以上で森議員の一般質問は終了いたしました。ここでしばらく休憩いたします。

午後１時54分　休憩

―――――――――――――――○―――――――――――――――

午後２時06分　開議

○議長（横手啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、高野誠二議員の発言を許します。

高野議員。

［24番　高野誠二君　登壇］

○24番（高野誠二君）

24番、鹿進会の高野です。今回は一般質問を２問行います。先日、ゆるキャラの

全国の投票がありました。見事にくまモンが25万票ぐらいですか、１位を取りましたけども、実はチヨマツも出ておったとご存知ですか。九州というか熊本から七つ出ておったんです。くまモンとキャプテン海道くん、これは多分天草だろうと思うんですけど、マジャッキーというシャクです、荒玉地区が出ておったと思います。ころう君といって鞠智城ですね、チヨマツ、ヒットくんて僕は知らないですけど、五岳くんと火の子ちゃんは阿蘇から出ておったですけど、この七つのうちチヨマツは５位です。全国で211位、得票数が794で、定数が20人になる市会議員は落ちています。ころう君が96位ということで留飲を下げておりますけれども、くまモンはこれで10数億円の経済効果があったということで、もしチヨマツが出たということをもっと広めていただければ、もっと投票があったんじゃないかなと思って、ちょっともったいないと思っているこのごろです。

それでは一般質問の第１問目、学校再編による空き校舎に特別支援学校（養護学校）を誘致することについての質問をいたしたいと思います。今日は教育長がまた大活躍で、私のときにはいい答弁をよろしくお願いします。たしか私が１期目の折、平成10年９月議会で養護学校誘致に対する質問をした際に、結論から言いますと、当時の教育長は手をつなぐ育成会などが中心となり、期成会を設置して誘致する方法が望ましいのではないかという答弁がありました。市民からの要望をもとに、市民運動にして盛り上げるのが一番よいのではないかという答弁でした。当時、養護学校は県下に６校でありました。今は何と18校あります。これは平成19年に全国で特別支援教育が始まったときに養護学校と盲学校、聾学校を総称して特別支援学校となったものでありますから、以前とはちょっと比べられませんけども、それでも随分学校数がふえております。しかし相変わらず鹿本地域だけはありません。これはなぜでしょうか。先述した市民運動がなされなかったからかなと考えておりましたけど、いろんな議員が今まで質問されておりますね。そういうことはないと、みんなそれぞれが努力をされたと思っております。平成21年６月議会で、永田紘二議員の質問に対して、特別支援学校に在籍している人数はその当時25人、その前の年と変化していませんけれども、山鹿市内の特別支援学級数は10学級26人の増加が見られるという答弁でありました。10学級とまた26人ふえておるということです。あれから２年経っておりますけれども、まず現在の状況をお知らせください。特別支援学校に在籍している小中学部の児童数、生徒数その内訳、また山鹿市内の小中学校における本年度の特別支援学級数と児童数をお答えください。

それから、学校再編による使用しなくなった学校の使い道が示された例はありますでしょうか。もしあったならご紹介ください。

２問目、南島県道55号山鹿植木線交差点改良事業についてお尋ねします。この事

業は、以前から住民の方々の強い要望があっているとのことを聞いております。確かに、鹿央方面から斜めに国道に侵入するのは、大変見通しも悪く危険でありまして、その手前にはＪＡ米田とＡコープがありますので、そこからも車両が発進するという状況がありまして、大変事故が多発するところです。これだけの危険性をはらんでいる交差点であるのは、皆さん周知のことだと思いますけれども、まず交差点改良工事の今までの経緯と今後の計画についてお尋ねをいたします。１回目を終わります。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

高野議員の１回目のご質問にお答えいたします。私的になりますが、私も県立養護学校、現在の特別支援学校に勤務経験がありますので、養護学校の実情についてはある程度理解をしておるつもりです。まず現在、熊本県内に18校の特別支援学校があります。この中には知的障害、肢体不自由、病弱養護学校、いろいろ病種があるわけです。高等部がある学校、ない学校があります。平成23年度山鹿市の児童生徒の特別支援学校の在籍人数は、小学部８人、中学部10人、高等部が36人、合わせて54人となっております。その中でも知的障害の児童生徒については、小学部８人、中学部９人、高等部32人の合計49人となっております。また山鹿市小中学校26校の特別支援学級は、小学校におきましては33学級、児童数74人、中学校におきましては14学級、生徒数42人、合計116人となっております。

次に、学校再編により使用しなくなった学校の使い道について、全国の活用事例をご紹介いたします。まずギャラリー（展示室）及び研修室、文化・芸術・スポーツの発表交流のための施設、高齢者住居配食センター、託児所、放課後児童施設などの活用を初め、自然体験活動等の研修施設、宿泊施設、レストラン、特産品直売施設、体験型子ども博物館、スポーツトレーナー育成専門学校、それから授産施設や介護支援施設等の活用もあります。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方淳一君　登壇］

○建設部長（緒方淳一君）

高野議員の一般質問の２問目、県道山鹿植木線交差点改良工事についてお答えします。県道山鹿植木線は、山鹿市南島を起点に鹿央地域、玉名郡玉東町を経て熊本市植木町へ通じる路線であります。通勤・通学路や生活道路としての利用も多く、

主要地方道として熊本県が管理されている道路であります。起点側の南島工区の改良工事については、平成９年度に事業が始まり、交差点付近を除いて平成20年度に完了しております。鹿本地域振興局土木部に確認しましたところ、交差点改良工事を行うには、交差点の形態等を決めるための協議が必要であり、国道３号を管理している国土交通省及び道路法により熊本県公安委員会との協議を継続して行っているとのことでした。また、国道３号に右折レーンや歩道の設置が必要であります。現在、国道３号の歩道整備とあわせて施工するよう計画しており、国土交通省と工事実施に向けての協議をしているとのことでした。山鹿市としましても安全面、利用面からぜひ改良工事をお願いしたい交差点ですので、地域の方々と協力しながら国・県へ早期着工していただくよう要望していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（横手啓介君）

高野議員、了解ですか。

○24番（高野誠二君）

議長。

○議長（横手啓介君）

高野議員。

［24番　高野誠二君　登壇］

○24番（高野誠二君）

２回目を行います。まず、学校再編により統廃合された学校の使途ですけど、いろんな使い道があるというのはわかりました。私はぜひ学校再編で統廃合された学校に特別支援学校の誘致をお願いし、その有効利用と地域の活性化をぜひ図っていただきたいと思っております。こういう考え方は、どこの自治体でもやると思いますので、特別支援学校を現在持っていない鹿本地区こそプライオリティーがあると思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、今答弁いただきました特別支援学校と学級の児童数についてですけれども、やはり平成21年に比べても特別支援学校の在籍者は34人程度ふえておりますし、学級は47ということで４学級ふえております。ということは、山鹿市内の特別学級から特別支援学校に行く人も当然ふえてくるということになります。生徒さんたちは通学時間が長いと大変辛い思いをされると思いますので、そこは早急な誘致が必要ではないかと思います。そこで、平成21年６月議会での教育長の答弁の中に、平成21年５月28日に熊本県教育委員会において、県立特別教育整備推進協議会の初会合で特別支援学校の児童、生徒の急増等、特別支援教育をめぐる状況の変化に対応した今後の整備方針が検討され、平成22年２月をめどに最終報告をまとめ、平成22年

度中に整備計画を策定するとありましたが、その報告をお願いいたします。また、教育長が、これをチャンスと受けとめて、特別支援学校の誘致をやりたいとのお考えを述べられておりますけれども、その後どうなりましたでしょうか。答弁をお願いします。

それと２問目の県道の件ですけども、国土交通省と熊本県公安委員会との協議が数回行われているということですけれども、何回程度行われたのでしょうか。また、その主な内容が具体的にわかりましたらお知らせください。そして、いい返事がちょっとありましたけれども、今後の展望はどうなるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。２回目を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

高野議員の２回目のご質問にお答えいたします。議員ご質問の整備計画については、平成23年５月10日付で「県立特別支援学校整備計画」として熊本県教育委員会が策定されました。その整備計画には、知的障害特別支援学校がない地域（上益城、芦北、鹿本）の受け入れ態勢の検討・整備を進めるとあります。その詳細として、鹿本地域に既存施設を活用した整備を検討すると明記されております。時期としましては、平成22年度から26年度に、ある程度の期間を要するものは検討に着手するとされています。さらに、協議会報告書には、整備に当たっては可能な限り地域内の県立高校の空き教室や県有施設、統廃合の小中学校等を有効活用するとあります。５月10日の整備計画が策定されました後、本年５月19日、私は熊本県教育庁の高校教育課特別支援教育室長のところに飛んで行き、話し合いを持ち、資料等を提示しながら山鹿市の要望をお願いしたところです。特に協議会報告書に統廃合の小中学校の有効活用について触れてありましたことと、平成26年度までには検討に着手するとされておりましたので、山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画に基づき、現状では川辺小と鹿北の３小が想定されます。そのような状況から、実際、川辺小と広見小の建物の状況を含めて資料を作成し、それを提示してきたところです。また、今年の10月28日には熊本県教育委員会県教育庁と、市町村教育長部会との懇談会が毎年あります。その中で、私は特別支援学校の分校や分教室の設置をぜひお願いしたいと、再度要望をしてきたところです。その際の回答は、非常に明快な回答で、一言でした。平成26年度までに検討に着手するという回答をいただいております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方淳一君　登壇］

○建設部長（緒方淳一君）

２回目のご質問の、交差点協議の回数と内容についてお答えします。交差点協議は、熊本県と国土交通省が12回、県と公安委員会が７回行われております。また内容は、交差点及び取りつけ部分の形態、設計速度、視距・視認性の確保、右折レーンの設置、歩道の設置、横断歩道の位置、信号機設置個所の確保、信号待ちでの滞留スペース確保など、24項目について協議が行われております。なお、県としましても現況道路の交差点が鋭角で見通しが悪く危険なことや、交通量も多いことから、早く改良工事を行わなければならない交差点であると十分認識されていますので、国道３号の計画に合わせて工事を行いたいと考えているとのことでした。

以上、お答え申し上げます。

○議長（横手啓介君）

高野議員、了解ですか。

○24番（高野誠二君）

議長。

○議長（横手啓介君）

高野議員。

［24番　高野誠二君　登壇］

○24番（高野誠二君）

県道の件につきましてですけど、かなり前向きな答弁だったと思います。あの辺は旧鹿央町の方々が山鹿に出てこられるときに利用される場所であります。旧鹿央町の住民の方々は納税率が一番いいんです、一番ちゃんと払っておられますので、ここは鹿央町の方々の通勤や買い物に使われる道路でありますので、ぜひ早急な改良をよろしくお願いしたいと思って、質問はしません。

特別支援学校についてですけども、明確な答えが言われたと、検討しますと。すごい明確かなと思います。一見すると大変前向きな話が今ずらっとありました。でもやっぱり検討するとい言葉が僕はどうも漠然としたものを感じます。検討に着手するということは、具体的にどの程度のものだろうかということ、そして、もし鹿本地域に特別支援学校をつくるとなったとして、その実現にはどのような手続き、手順があるのでしょうか。その手続きとそれに係る期間、問題点などありましたらお知らせください。そして、先ほど言われましたけれども、具現化に対する教育長の強い気持ちがありましたら、またお伝えいただければ幸いです。これで質問を終

わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

高野議員の３回目のご質問にお答えいたします。先ほど２回目の答弁で申しましたように、本年５月10日付で策定されました「県立特別支援学校整備計画」におきまして、平成22年度から26年度までの時期において、知的障害特別支援学校がない地域（上益城、芦北、鹿本）の受け入れ態勢の検討整備を進めると整備内容が示されております。それに基づきまして、急を要するところ、本年４月に松橋西養護学校、芦北養護学校の高等部、非常にこれは急を要しております。分教室をそれぞれ甲佐高校、芦北高校の余裕教室を活用して開設がなされました。したがいまして、残るは鹿本地域です。これから鹿本地域の受け入れ態勢の検討に着手されるのだと思われます。

次に、特別支援学校設置の実現に当たりましては、この整備計画や山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画に基づき、既存施設を活用した分校・分教室設置に向けて県と十分に相談していく必要があります。

いずれにしましても、平成25年４月に山鹿小と川辺小、また鹿北３小が統合校としてスタートした後、より具体的な動きが始まるのではないかと思っております。

問題点としましては、小学部、中学部の設置のほか、高等部が非常に急増しております。高等部の設置となりますと、生徒たちの将来の就労に向けた作業場がいります。これも考える必要が出てまいります。大きな課題があると思います。鹿本地域での特別支援学校の設置は、長年の保護者や教職員、地域の皆さまの大きな願いです。児童生徒の一人一人の教育的ニーズにこたえられ、安全で安心かつ十分な学習環境で学ぶことができる特別支援学校の設置は、山鹿市民の願いとともに喫緊の課題でもあります。県へのさらなる希望や申し入れを行い、設置に向けて全力を尽くして取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

以上で高野議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、福本義文議員の発言を許します。

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

○４番（福本義文君）

議席番号４番、福本です。発言通告にしたがいまして一般質問を２問させていただきます。これは一問一答にてよろしくお願いします。

では１問目、生活保護についてです。今のこの日本の国も戦後長い間、自民党政権でありましたが、近年、自公民政権、その後、民主党政権へと変わり、国民は民主党に対しての大きな期待がありました。しかし、国内の景気は農業、工業、商業と、どれ一つとっても厳しいものであります。年々景気は冷え切っていくのが現状ではないでしょうか。このような厳しい社会をあらわしているかのように、全国の生活保護受給者数が戦後の厳しい時代1951年、昭和26年ですけど、当時が204万人から205万人が受給されておりました。それが国政のあり方はもとより、国民の並々ならぬ努力、働き、頑張りで年々景気はよくなり、元気で活力ある国へとよみがえりました。このような中、1995年、平成７年には受給者数が88万人までに減少しております。その後、1999年、平成11年には100万人を突破しております。それから高齢化や不況に伴い、リストラや雇用の非正規化による失業者がふえ、受給者数も年々増加しております。2011年、今年３月には戦後の厳しい時代と同じ200万人を突破しております。そして、皆様もご存じのように３月11日の東日本大震災、原発事故の影響もあるのか、それから一段と厳しくなり、この７月には205万人を上回り、過去最多の受給者数を記録しております。熊本県においても最近の新聞紙上によると、平成22年度末、受給者世帯が１万6000世帯に近づいております。金額も363億円を上回っております。そして、不正受給者が平成17年から21年度では6000万円から8000万円ぐらいとなっていましたが、平成22年度では199件、１億5507万円と倍増しております。また、熊本市においては受給者世帯が１万254世帯１万4195人で、受給額は231億円と、生活保護世帯、受給額とも増大しております。また近年、大都市では暴力団などによる不正受給者が増加していたり、ホームレスなどを無料低額宿泊所へ勧誘したりする、いわゆる生活保護ビジネスとも言われる受給者のピンハネ業等が問題になっております。また、新聞でも見てわかりますように、きのうの新聞では厚生労働省は生活困窮者支援と生活保護制度見直しを総合的に進める生活支援戦略を来年秋までに策定する方針を打ち出したと載っておりました。また、きょうの新聞では同じ厚生労働省は、全国で生活保護を受給している人が今年８月時点で205万9871人となっており、過去最多を更新したと発表しております。また、戦後の混乱期の余波が続く1951年以降、60年ぶりに最多を更新した。７月から9376人がふえたと新聞にも載っておりました。そこで、山鹿市の生活保護受給者の申告状況、制度について、わかりやすくお示しください。

次に、ケースワーカー、いわゆる担当職員の仕事内容を詳しくお示しください。

次に、求職者支援制度についてですが、この制度は生活保護受給者のためのものだと思いますが、この制度のあり方、効果、期待等をお聞かせください。

これで１回目の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

福本議員の１回目のご質問にお答えいたします。１点目についてですが、生活保護制度は病気やけがなど、何らかの理由により生活に困窮している家庭で、あらゆる手立てを講じてもなお、健康で文化的な最低限度の生活を送ることができない場合に支援する制度です。まず、保護を受けるためには申請が必要となります。申請書の受理後は、生活保護が必要であるかどうか、またどの程度の保護が必要かを判断するために調査を行います。主な調査の内容として、生活保護申請に至った経緯、家族のこれまでの生活状況、収入・預貯金・生命保険・資産などの状況、親子・兄弟姉妹からの援助の状況、働いている人・病気で働けない人の状況等について、家庭や医療機関、金融機関等へ調査を行っております。その調査結果を踏まえ、福祉事務所においてケース診断会議を開催し、開始するか却下するかの決定を行っているところです。

次に、毎月の生活保護の支給方法ですが、本人の希望により、口座振り込みまたは窓口払いのどちらかで支給を行っております。現在の支給状況は、口座振り込みが62％で、窓口払いが38％になっております。

２点目のケースワーカーについては、個々の被保護世帯の相談に応じてケースワークを行う専門員です。現在、生活保護係には５人のケースワーカーがおり、１人で約64世帯を担当し、定期的に家庭訪問を行い、自立へ導くための生活支援を行っているところです。また、世帯の中には支援が困難なケースもあり、大変苦慮しているところです。そのようなケースについては、担当者だけでなく、所長を初めとして福祉事務所全体で対応しているところです。

３点目の、求職者支援制度は、本年５月、職業訓練の実施等による特定求職者の支援に関する法律が公布され、10月より実施されたところです。制度内容としては、ハローワークにおいて安定した就職を実現するための支援として、雇用保険を受給できない方、受給が終了した方に対し、無料の職業訓練を実施するとともに、収入や資産等、一定の支給要件を満たす場合に、受講を容易にするための給付金が支給されるものです。本市においても制度の活用を図っていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（横手啓介君）

福本議員、了解ですか。

○４番（福本義文君）

議長。

○議長（横手啓介君）

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

○４番（福本義文君）

この生活保護法については、多少理解はできたかと思います。しかし、この受給者の中には支援が困難なケースも見受けられ、大変苦慮をしているとお答えがありましたが、どういったところに苦労されているか、大変さを具体的にお示しください。

それと、求職者支援制度については、新しい制度で効果や成果等はこれからだと思いますが、対象者には積極的にハローワークとタイアップして、訓練受講申し込みを進めていただきたいと思います。また、先ほどの県内の受給者数の実態を見れば、国・県・熊本市の数字が恐ろしいものであります。そこで、山鹿市の受給者の現状を具体的にお示しください。また、不正受給者の実態はどうなっているかも重ねてお尋ねします。これで２回目を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

２回目のご質問にお答えいたします。本市の過去３カ年の受給者の状況は、平成20年度は世帯数252世帯、人員331人、平成21年度は278世帯、378人、平成22年度は305世帯、418人と、年々増加をしております。1000人に対しての保護率といたしましては、7.68パーミルです。ちなみに、熊本県平均は12.70パーミル、全国平均は15.90パーミルとなっております。世帯の類型としましては、高齢者世帯が159世帯で、その中でひとり暮らしの世帯が141世帯となっております。次に傷病者世帯が64世帯、障害者世帯が34世帯、母子世帯が９世帯、その他世帯が53世帯となっております。次に、平成22年度の保護費の決算額ですが、約６億5500万円です。扶助費の種類としましては、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等の８種類があり、中でも医療扶助が約53%を占めている状況です。

今後の見通しとしましては、景気回復の兆しがいまだ見られず、失業者や収入が安定しない人の増加や、受給者の高齢化の進行等で、今後も保護世帯は増加するの

ではないかと考えております。

次に、不正受給の状況につきましては、定期的な家庭訪問を行う中で、収入があった場合の申告の義務について、詳しく説明しているところではありますが、過去３年間で５件発生しております。内容としましては、就労収入と年金収入の未申告です。なお、不正受給防止対策としましては、保護開始時と、年度当初において生活保護のしおりを配布して、権利と義務の説明の中で、収入があった場合の届け出の義務について、周知徹底を図っているところです。

次に、支援が困難なケースについては、精神疾患を有する方、アルコール依存症の方、稼働年齢層で就労に結びつかない方等です。このようなケースは、福祉事務所長を交えて検討会を開催して、福祉事務所全体で支援に当たっているところです。

以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

福本議員、了解ですか。

○４番（福本義文君）

議長。

○議長（横手啓介君）

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

○４番（福本義文君）

それでは３回目に入ります。過去３年間を見れば252世帯331名から、305世帯418人とよそに負けじと山鹿市においてもかなり増加が見えます。保護費を見れば、前年度の決算額が６億5500万円とは大変なものだと思います。これからもこの増加傾向にあると考えられます。

そこで、私からの提案でありますけど、医療費扶助が約53％と半分以上を占めているということは、やはり病弱の方が多いかと思われますけど、そういった人には、定期的な健康診断を義務化等で進めていただくならと思います。

そこで、社会福祉事務所の今後の進め方、対策等をお聞かせください。

次に、２問目、これも福祉関係でありますけど、認知症対策についてです。近年、認知症の人が高齢化社会の中、年々増加しております。認知症対策については、あちらこちらの市町村でも認知症フォーラムや認知症サポーター養成講座等が開催されております。山鹿市においても、山鹿市総合計画の一つに高齢者福祉の推進の中、独居高齢者や認知症など、生活支援を必要とする人が増加しており、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅福祉や介護サービスのさらなる充実と多様化が必要であるとか、24時間365日提供できる介護サービスや福祉サービスの体

制づくりを進めるとなっております。今後、さらに増加する認知症高齢者に対して、早期からの支援体制や適切なケアの提供、地域でのサポート体制を充実する。このような認知症高齢者に対する計画はなされておりますが、これら認知症とは一つの病であり、現代社会の環境、家庭構成の変化が大きな問題ではないでしょうか。現代社会の風潮ともいえる核家族化による高齢者、老夫婦だけの生活、ひとり暮らし、近所づきあいの薄れ、助け合い、きずなのなさなど、昭和の時代から見れば寂しい時代になっております。これから先は一段と親子、近所との人間の愛、きずな、助け合いがなくなっていくような気がします。そこで、山鹿市ではどれだけの認知症の人の把握ができているか、お示しください。

次に、認知症地域支援体制構築事業についての適切なケアの内容や、地域のサポート体制などを具体的にお示しください。これで１回目を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

３回目の一般質問の、増加する生活保護世帯に対する今後の対策について、お答えいたします。働ける現役世代が雇用の場を確保できずに、生活保護の相談・申請に及ぶケースが増加しているため、平成21年度より就労支援員を配置して就労支援を積極的に行い、パートや正規雇用へと結びつけて、自立へ導いているところです。今後も定期的な家庭訪問の実施により、生活実態の把握や個々のニーズに対応する支援を行い、生活保護の適正な実施に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、認知症対策についてお答えいたします。まず１点目の、山鹿市における認知症の人の数は、要介護認定調査の結果からの集計ですが、平成23年４月現在で日常生活に何らかの支障を来す症状のある認知症の人が1916人で、これは山鹿市全高齢者の11.2％に当たります。ただ、認知症があっても介護保険の認定を受けておられない方もいらっしゃいますので、もっと多くなるのではと推測しております。２点目の、認知症地域支援体制構築事業ですが、平成19年度から認知症の人を地域で支える体制づくりのため取り組んできた事業です。その柱といたしましては、一つ目が早期発見・早期支援体制づくり。二つ目が適切な認知症ケアの提供。三つ目が啓発と地域サポート体制づくり。四つ目が権利擁護や虐待防止体制整備等です。具体的には、介護保険課内に設置しております地域包括支援センターに認知症専門の相談員を配置し、早期から医療や介護サービスにつなげる体制を取っております。また、ケアについては認知症の方の特徴として、環境の変化に適応することが難しいということがあります。そのためできるだけなじみの人や住まいなどの環境を変

えずに落ち着ける状況をつくるということが認知症の人に最も必要な適切なケアのあり方だと言われております。そこで、本市においても認知症グループホームや小規模多機能居宅介護などの地域密着型サービス事業所の整備等を進めているところです。また、地域の中では認知症サポーターの養成とともに本市独自に認知症地域サポートリーダーを養成しております。サポートリーダーの方々には、地域での啓発や見守り活動、徘徊ＳＯＳネットワークの協力などの活動を行っていただいております。さらに権利擁護の体制を整えるために、社会福祉協議会と協議し、昨年、社会福祉協議会に成年後見センターが設立されました。このような体制づくりを通して少しずつではありますが、認知症の方やそのご家族が安心して暮らし続けられるまちづくりを目指しているところです。以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

福本議員、了解ですか。

○４番（福本義文君）

議長。

○議長（横手啓介君）

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

○４番（福本義文君）

認知症の人が2000人近くと言われていますけど、現実的には、それ以上おられるような感じがいたします。これはもう大変な高齢化社会、そしてそういった病、本当に恐ろしい時代かなと思います。答弁の中に、地域包括支援センターに認知症専門の相談員を配置されているとありましたが、もう少し具体的にお願いします。

それと、認知症地域支援体制構築事業の成果、問題点、苦労等があればお聞かせください。

次に、最近よく耳にする防災無線やオフトーク等で行方不明者の放送がなされておりますが、そのほとんどが認知症の人ではないでしょうか。そこで、最近の行方不明者の状況を具体的にお示しください。これで２回目を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

２回目のご質問にお答えします。１点目の、これまで取り組んできた事業の成果や課題ですが、まずご質問にありました相談対応の体制と内容等についてご説明いたします。地域包括支援センターは、高齢者の総合的な相談窓口としての役割を持

っておりますが、特に認知症に関する専門的な相談に対応するため、平成21年度より認知症の専門知識や経験を有する相談員を１名配置しております。相談員はご家族や地域の方々からのさまざまな相談に応じて、ご本人に合った医療や介護サービスにつないだり、認知症から起こる生活上での困りごとの解決方法をアドバイスするなどの活動を行っております。平成22年度の認知症に関する相談総数は347件で、地域の方やご家族から早い段階でのご相談がふえ、適切な医療や介護サービスにつながる方がふえております。また、認知症サポーターの数は本年11月現在で8233人、人口比14.6％となっております。これは全国的にも高い数字です。次に、認知症地域サポートリーダーも337名の方を養成し、地域での啓発や支援活動を継続していただいております。一方、課題といたしましては、そのように多くのサポーターがおられる反面、まだまだ地域全体に認知症の理解が浸透しておらず、ご本人やご家族が地域で孤立したり、悩みを抱え込んでしまわれて対応が遅くなってしまう場合も多く見られます。高齢者ご本人やそのご家族に対するきめ細かい情報提供の仕組みや、認知症を隠さず、恥じず、気軽に相談でき、支え合える地域の体制づくりが求められております。

２点目の、最近の行方不明者の状況ですが、山鹿警察署管内での行方不明者の届け出のうち、認知症と思われる高齢者の行方不明事故は、昨年が12件、本年は11月末で既に14件です。その内訳は男性が８人で女性が６人。年齢は60歳代が１人、70歳代５人、80歳代８人となっております。なお、市の消防団が出動・捜索しましたのは今年度はこれまで５件です。そのうち２名の方が不幸にもお亡くなりになって発見されております。以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

福本議員、了解ですか。

○４番（福本義文君）

議長。

○議長（横手啓介君）

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

○４番（福本義文君）

それでは最後の質問に入ります。年々ふえているこの行方不明者の実態がわかりました。そこで私、２年ほど前から位置情報の確認ができる通称ＧＰＳですけど、ＧＰＳ端末器を認知症の人たちに持ってもらうように要望しておりましたが、現在どのような利用促進がなされているかお聞かせください。これは家族の方、地域の方はもとより、大変不安であり心配でもあります。また要請を受け、出動される消

防団の方々も仕事を休んでの行方不明者の捜査は大変なものであります。そういった観点から、ぜひＧＰＳの機能を生かしたものをこういった認知症の方には常に持ってもらうような方法を考えてください。以上で質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

３回目のＧＰＳ端末の活用促進についてお答えいたします。行方不明による事故を防ぐために、昨年度後半より行方不明になられる可能性のある方について、位置情報の確認ができるＧＰＳ端末機器を貸し出すモデル事業を行っております。現在まで５人の方にご利用いただいており、その方々が実際に行方不明になられたケースはありませんが、利用されることでご家族の安心につながっているようです。ご本人やご家族が使いやすい仕組みで、継続して実施できるよう、次年度に向けて検討を行っているところです。認知症の問題を身近なことと捉え、理解し、互いに支え合う地域をつくるため、今後とも多くの市民の皆様にご協力いただけるよう、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

以上で福本議員の一般質問は終了いたしました。ここでしばらく休憩いたします。

午後３時00分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午後３時15分　開議

○議長（横手啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、稲葉昇議員の発言を許します。

稲葉議員。

［２番　稲葉　昇君　登壇］

○２番（稲葉　昇君）

２番議員の稲葉昇です。鹿進会です、よろしくお願いいたします。今年も残すところわずかになりました。今年を振り返りますと、日本あるいは世界的に大きな災害の多い年であったと思います。日本におきましても東北の大震災が発生し、未曾有の災害でした。一日も早い復興を願っています。幸いにして、九州において台風が４年間上陸せず、秋の実りまで、まずまずの成績ではなかったろうかと思います。しかしながら、政府といたしまして、野田総理大臣がＴＰＰ環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆる自由貿易に参加することを示されました。日本はこの経済連携協

定が先の見えない不安であろうと私は思います。私たち山鹿市議会にとりましても、１年前、ＴＰＰ反対決議文を国会へ提出をいたしました。最後の最後まで反対の異議を通したいと思います。私、農業通です。これを一生懸命思って頑張っていきたいと思っております。

前語りを言わせていただきます。私は、20年前にアメリカの農業研修視察をいたしました。行先はカリフォルニア州・サクラメント・サリナスということで、内容は、米農家あるいは畜産農家、野菜農家、花卉農家を視察いたしました。まず偉大な国だと思い、びっくりしたの一言でした。こんな国が農業生産を自由化して日本に向けて持ってきたら日本の農業はなくなるなと、20年前に思いました。その行先の中の米農家ですけども、平たん地が２キロも３キロも続いて、米も飛行機で種をまいておるということを見て、この素晴らしい大きな国が米農家をこういうふうにやっておるかということで、これがまた日本に来るかというふうなことを思って感心した形で、恐ろしさもありました。畜産農家にいたしましても、ハリス牧場というところを視察いたしました。この牧場、一人の経営者ですけども、10万頭の家畜を１軒で飼育しておるということで、見渡す限り牛の山で、びっくりするほど牛、牛、牛ということで、もうびっくりでありました。そういった中、野菜につきましてはサクラメント、あるいはサリナスということの中から、広い平原の中でメロンですけども、ハネジューメロンといって非常に球の大きいメロンがあるわけです。そのメロンが今日本の16度か17度のメロンの糖度ですけども、同じくらい糖度もあり、非常においしいメロンがあります。そういったものもやがては日本にくるかなというふうな思いをして見てきたわけです。それから、花卉農家にいたしましても花の施設を見ましたけども、施設がやはり６メーターという間口がありますけども、これが100連棟続いた中で栽培されておる。非常に日本の100倍というふうな感じで視察をしたわけです。そういった中、これが日本にじわじわと押し寄せてくるというふうな思いでいるところで、私自身もこの貿易には非常に危険性があるという思いでいるところです。前置きが長いわけでもありますけども、そういうことで一生懸命反対運動に取りかかっているわけです。

質問は、今回１問だけいたしますが、昨年、北の玄関口、鹿北にあります道の駅小栗郷の店舗の改修の検討をお願いいたしました。その後の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

道の駅小栗郷の改修に向けた検討状況についてお答え申し上げます。道の駅小栗郷は、平成９年４月にオープンし、13年を経過しておりますが、この間、地産地消の拠点及び雇用の場として、地域においてなくてはならない施設となっております。しかしながら、オープン当初に比べ、大幅な来客者増や、消費者ニーズなどに対応するために施設の一部増改築等が続けられてきた結果、雨天時に足元を雨水が流れ、転倒の危険性があったり、各館への通路に段差があり、高齢者等の通行に不便があったり、屋外通路での販売のため夏場、冬場で野菜の鮮度が著しく落ち、お客様に不快感を与えたりといった不具合が生じており、一定の改修が必要と考えております。改修に当たっての基本的な考え方は、まずお客様にとって安全かつ利用しやすい施設であること、消費者ニーズを的確にとらえた施設であること、商品の安全性を保てる施設であることと考えております。そのため、これまでアンケート調査による消費者ニーズの把握や施設の点検調査を実施しました。アンケート調査では、消費者からも通路が狭い、段差が多く危険な個所がある、雨漏りがひどく足元が濡れるなど、不満の声が出ていたり、施設の点検調査では雨水対策が不十分であることなどが確認できました。今後は現在の利用形態の分析とその課題整理、望ましい改修のあり方などについて、設計業者、マーケティングの専門家、出荷協議会、株式会社小栗郷など関係者と十分意見を交わしながら、よりよい施設となるよう、今年度中には改修のための基本計画を策定したいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

稲葉議員、了解ですか。

○２番（稲葉　昇君）

議長。

○議長（横手啓介君）

稲葉議員。

［２番　稲葉　昇君　登壇］

○２番（稲葉　昇君）

すばらしい前向きな答弁をいただきありがとうございました。私も１年前から地域の皆さん方の要望をお聞きし、そしてまた今日の質問に当たったわけでもあります。設計業者、マーケティングの専門家、出荷協議会、小栗郷の関係者と十分意見を交わしながら、よりよい施設となるよう、今年度中に改修のための基本計画を策定したいという立派な答弁をいただきました。今年は、道の駅にいたしましても８月に夏祭りを行いました。その時点で、山鹿灯籠踊りを披露していただきましたけ

れども、非常に皆さん方喜んで見られました。そういった中でもやはり山鹿灯籠踊り等もぜひどしどし出ていただきたいというふうに思っておるところです。それから、秋の、11月ですけども、新たに大根フェスタということで催し物をいたしました。これも最初でありましたけども、いずれは日本各地47都道府県の大根を集めて大根競りをするならばというふうな思いを持っているところです。

以上、提案に代えさせていただきます。

○議長（横手啓介君）

以上で、稲葉議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、立山秀木議員の発言を許します。

立山議員。

［10番　立山秀木君　登壇］

○10番（立山秀木君）

本日最後の質問者となりましたけども、あと少し、ご辛抱をお願いしたいと思います。10番、鹿進会の立山秀木です。通告に従いまして、１点だけ質問いたします。学校規模適正化事業のうち米野岳中学校区における統合小学校の進捗状況についてお伺いいたします。児童数の減少に伴う複式学級の解消のために、平成21年度より取り組まれております本事業も山鹿小学校・川辺小学校の統合、それから鹿北地区の３小の統合がいずれもめどが立ったと思いますけども、計画に上げられておりました米野岳中学校区４小学校と、菊鹿地区の進捗状況については、非常に情報が少なくて、果たして計画されておりました合併特例債が利用できます平成26年度中の建設が本当にできるのかと危ぶむ声や、計画から３年が経過しても一向に動き出していないような事業に対しまして、小学校の統廃合計画は白紙になったてなとか、統合小学校はほんなこてできるのかというような声を聞くようになりました。また、地区座談会におきましては、中学校周辺が建設予定地ということで説明されておりましたけども、ある住民からは現施設を利用して建設するとの話も聞きました。非常に住民の関心も高い事業であるということから、いろんな情報が流れていると思いますけども、現時点における進捗状況のご報告を願いたいと思います。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

○教育部長（倉原謙治君）

立山議員の一般質問、米野岳中学校区における統合小学校の進捗状況についてお答えいたします。現在取り組んでおります小学校の再編計画については、平成21年１月に策定しました山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画に基づき進めていると

ころです。計画期間は、平成26年度までを第一次計画期間として、それぞれの計画期間内に統合について保護者や地域の方のご理解をいただき、事業に着手できるよう取り組んでいるところです。このうち米野岳中学校区の再編については、これまで統合校の位置や統合までのスケジュールなど、具体的な説明や意見交換等を行い、参加者の中ではご理解をいただいたところですが、近年、一部地域において、統合についての不安や意見等も出てきたため、再度、４小学校の保護者役員と統合に向けた意見交換を行っているところです。一方、校区内の山内小学校では、２学年が一つの教室で学ぶ複式学級が発生しており、この複式学級の解消がこの事業の最大の目的であるため、複式学級の早期解消にも努めてまいりたいと考えております。したがいまして、米野岳中学校区の統合再編については、今後の社会情勢の変化や将来の児童数の推移等もしっかり見極めながら、また地域や保護者の皆様方とも十分協議を行い、子どもたちにとって、よりよい教育環境を整備する所期の目的を果たすよう進めてまいりたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

立山議員、了解ですか。

○10番（立山秀木君）

議長。

○議長（横手啓介君）

立山議員。

［10番　立山秀木君　登壇］

○10番（立山秀木君）

非常に模範的な答弁をいただきましたけども、要は３年間経過してもほとんど進捗していないというような状況ではないかと思いました。社会情勢の変化とか、将来の児童数の推移を見極めながらとの答弁ですけども、この点は、計画の段階で出生率等を十分に検討されて計画されたものであると思います。また、住民への十分な理解を得ることは大事なことだと思いますけども、むやみに時間を費やしても事業は進まないと思います。計画が発表された当時、山内小学校で１学年１名しかいなかった生徒も今は中学２年生です。もう少しスピーディーな事業展開をしていかないと、統合が実現したときには次の統合が必要になってきてしまいます。計画どおり、平成26年度中の建設に向けて、教育委員会のリーダーシップを発揮していただきますよう期待しますとともに、事業経過の情報もオフトークとか広報やまが等を通して、定期的に伝えていただければと思います。この点についての答弁は大体想像ができますので必要ありませんけども、倉原教育部長のおひざ元でもあります。早期実現を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、立山議員の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（横手啓介君）

これをもちまして、本日の質疑・一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時34分　散会

～～～

１２月８日(木曜日)

平成23年（第６回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成23年12月８日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．北原　昭三

一般質問

（１）医療費の抑制について

①ジェネリック医療品の使用促進について

②胃がん対策について

（２）学校関係について

①小中学校のパソコンソフトウェアについて

②ミストシャワーの設置について

（３）山鹿市のＰＲについて

①よへほ号の利用状況等について

②オリジナルナンバープレートについて

２．芹川　正美

一般質問

（１）山鹿市の農業状況について

①新規作物等の支援について

②福岡ターゲット構想

③就農状況と後継者支援等

３．吉本　政幸

一般質問

（１）農業生産基盤の整備について

①農地・水保全管理支払交付金事業

②未整備（土堀）幹線排水路整備

（２）消防団支援について

①組織整備、団員確保及び予算の確保

②積載車出動における問題点（運転免許）

４．川野　功

一般質問

（１）物産館の管理及び指定管理者について

（２）教育問題について

①小中学校連携及び不登校といじめ対策について

②小中学校教諭の人事について

５．丸山　康昭

一般質問

（１）人口減少と活性化対策について

６．永田　紘二

一般質問

（１）有害鳥獣被害防止対策について

（２）「子どもはやまがの宝だ宣言」について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番	永田　健	君
２番	稲葉　昇	君
３番	藤本芳雄	君
４番	福本義文	君
５番	冨丸洋一郎	君
６番	藤本峰秀	君
７番	北原昭三	君
８番	芹川正美	君
９番	藤原　豊	君
10番	立山秀木	君
11番	立山　隆	君
12番	原　徹	君
13番	平井邦廣	君
14番	吉本政幸	君
15番	池田誠一	君
16番	堀　茂幸	君
17番	永田紘二	君

18番	森川昭彦君
19番	川野　功君
20番	古荘克郎君
21番	森　芳顕君
22番	家入憲隆君
23番	横手啓介君
24番	高野誠二君
25番	藤原　弘君
26番	森　久雄君
27番	太田黒鐵郎君
28番	丸山寛治君
29番	寺崎勇児君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	杉本作徳君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	富田辰郎君
農林部長	潮崎昭二君
商工観光部長	三森兄臣君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	古荘秀幸君
市民医療センター事務部長	荒木　隆君
教育部長	倉原謙治君
首席審議員兼会計管理者	富安　豪君
市民福祉部次長	山口敦子君
農林部次長	冨田弘海君
環境部次長	中川秀人君
教育部首席教育審議員	川野富士夫君
総務課長	原　弘文君
企画課長	大林秀樹君
子育て支援課長	坂梨真樹君

国保年金課長	飯田啓詩君
農林企画課長	戸次由夫君
商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
建設課長	宮崎錦也君
市民医療センター事務部経理課長	永田臣司君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	幸村英星君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	中村武志君
書記	森英州君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（横手啓介君）

これより、本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（横手啓介君）

日程第１　昨日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。

北原昭三議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

○７番（北原昭三君）

発言通告にしたがいまして、一括質問にて今回３件の一般質問をさせていただきます。質問の前にお礼を申し上げます。先般、交通空白地帯へのあいのりタクシーを導入いただきまして、大変ありがとうございました。多くの方々の利用を期待をいたしたいと思います。

それでは質問に入ります。まず初めに、医療費の抑制について、ジェネリック医薬品、別名を後発医薬品とも言われておりますけども、この医薬品の使用促進についてお伺いをいたします。皆様ご存じのとおり、ジェネリック医薬品とは、先発薬品の特許が20年から25年経って切れた後に、ほかの製薬メーカーが同じ有効成分で製造し、販売する医薬品の総称で、先発薬品と比較して、開発費が低いことから薬価が先発薬品の２割から７割程度となっております。しかも錠剤によっては、工夫がされており、飲みやすくなるなどの付加価値がついているものもあると聞いております。ジェネリック医薬品の普及は、患者さんの薬剤費負担を大きく軽減させるだけでなく、医療費の抑制につながることで、医療保険財政の改善につながると考えられます。

そこで質問をいたします。１点目、市民医療センターでの医薬品全体に占めるジェネリック医薬品の使用割合は、過去３年間でどう推移しているでしょうか。また外来処方における現在のジェネリック医薬品の使用状況についてお伺いをいたします。

２点目は、ジェネリック医薬品を国は平成24年度までに普及率を30％まで引き上げることを目標としております。実現に向けて取り組む課題だと思っております。今後の取り組み方針と目標設置に対して、何か考えがありましたらお示しいただきたいと思います。

２件目としまして、小学校・中学校のパソコンソフト等について、お尋ねをします。まず事例を紹介します。互換ソフトを導入することで、５年間で約2000万円の削減ができた自治体としまして、愛媛県松山市があります。内容は、市内の小学校・中学校の普通教室、特別支援教室の約1500室に生徒用のパソコンがそれぞれ１台ずつ設置をされているそうです。教育委員会の担当課で互換ソフトの導入について検討していただき、先生方の意見を踏まえ、経費削減に取り組まれたそうです。

それでは質問をいたします。１点目、山鹿市内の小学校、中学校のパソコンの台数についてお伺いをいたします。

２点目、小学校、中学校で利用されているソフトは、１台幾らぐらいのソフトを使用されているか。またどのようなソフトを利用されているかお伺いします。

３件目、山鹿市のＰＲについてお伺いをします。山鹿市の観光客の増加等を図るために、また山鹿から博多駅までの交通機関として、平山温泉・山鹿・福岡行き直行バスよへほ号が往復２便運航しております。年会費4500円で乗り放題とすばらしい企画だと私は思っております。私も会員登録して、先月利用させていただきました。自分の車で行くならばガソリン代、高速代、駐車料金も必要で、往復すれば4500円以上経費がかかると思います。また車をお持ちでない方々には大変重宝されております。山鹿温泉観光協会が主体と思いますが、このよへほ号の利用状況について、４点お伺いをいたします。

まず１点目、当初会員登録目標を6000人と聞いておりましたが、現在の会員登録者数についてお伺いをいたします。

２点目、今までいろんなＰＲ等をされてきましたが、今後、どのようなＰＲを考えておられるか、ありましたらお示しをいただきたいと思います。

３点目、登録者全体から見た場合の会員の山鹿、福岡の内訳はどのようになっておりますでしょうか。

４点目、バス利用者の声など、アンケート等を取っておられると思いますが、どのような意見、要望がありますか。内容についてお伺いをいたします。

以上で１回目の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

これより執行部の答弁を求めます。

荒木市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）

北原議員の一般質問の１件目、ジェネリック医薬品の使用促進について、お答えいたします。ご承知のとおり、ジェネリック医薬品、いわゆる後発医薬品は、価格

が安いことにより、患者さんの負担が軽減され、医療保険財政の効率化からも使用促進が求められているところです。当センターにおいても、平成21年７月の入院診療におけるＤＰＣ（診断群分類別包括評価）の本格施行から、特に後発医薬品の使用促進に努めているところです。全医薬品数に占める後発医薬品の採用品目数の割合については、平成21年12月末では10.2％、606品目中の62品目。平成22年12月末では24.3％、687品目中の167品目。平成23年９月末では30.3％、717品目中の217品目と推移しており、30％を超えているところです。また外来処方における現在の後発医薬品の使用状況については、当センターが院外処方を実施しているため、院外調剤薬局にお伺いしたところ、全処方数の約50％程度が何らかの後発医薬品が含まれており、そのうち約15％から20％程度が調剤薬局において患者さんに説明の上、同意を得て先発医薬品から後発医薬品に変更しているのではないかと思うとのことでありました。さらに、使用数量ベースでは、全医薬品使用数量の約25％程度を後発医薬品が占めているものと思うとのことでした。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

○教育部長（倉原謙治君）

学校関係についてのご質問で、小学校のパソコンのソフトウェアについてお答えを申し上げます。まずパソコンの設置台数です。設置台数については小学校20校で児童用で992台、教師用で347台、中学校６校で生徒用509台、教師用174台で、総設置数2022台となり、児童生徒３名に１台を設置しているところです。導入しておりますソフトについては、ウインドウズのオペレーティングシステムを初めマイクロソフトの表計算やワープロソフト、同じくワープロソフトの一太郎、事業支援ソフトのスカイメニュー、教育用ソフトのキューブキッズ、教師の業務支援ソフトとしてキュートスタッフ、さらにはウイルス対策ソフト、セキュリティソフトなどを導入しております。ソフトウェアの中には学校で１つ導入するものやパソコン１台に１つ導入するものがあります。ソフトの導入経費としましては、平成22年度に市として11校にパソコン1095台を導入した際のソフトウェア導入経費として約9800万円、単純に１台当たり約９万円です。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森兄臣君）

北原議員ご質問の３件目、山鹿市のＰＲについての福岡・山鹿直行バスよへほ号

の利用状況についてお答えいたします。よへほ号は、福岡と山鹿の交通アクセスを整備することにより、山鹿市への観光客の増加を図るとともに、福岡市と山鹿市の相互交流を促進するということを目的として、山鹿温泉観光協会が事業主体となり、本年４月から運行しております。現在の会員登録数は4940人で、会員の約６割が福岡県在住の方、残り４割が山鹿市を含めた熊本県内在住です。

次に、よへほ号のＰＲについては、福岡都市圏の会員確保のため、福岡市内での新聞、雑誌への広告のほか、地下鉄全駅へのポスター掲示、４月、６月、７月、11月に周知のための観光キャンペーンとあわせた会員受付会を福岡において開催しております。また、山鹿市を含めた県北地域に対しましては、チラシの新聞折り込みや使送便でのチラシの全戸配布等を行っております。さらに当市が発行しております観光情報誌「四季彩」や、灯籠まつりのパンフレットでもよへほ号を掲載し、ＰＲしております。

次に、会員に対するアンケート調査については、来年度の事業実施の参考にするため福岡へ向かう第３便利用の会員に実施しました。内容は利用回数、山鹿市滞在においての食事の場所、料金、土産代金、宿泊料、次年度の会費についてお尋ねしております。サンプル数は250ですが、食事の場所は５割の方が旅館で、残り５割が市内の物産館や食堂などとなっております。料金は1000円から2000円、土産代も1000円から2000円が大半を占めており、９割の会員が日帰りの利用でした。個別の意見として、予約がなかなか取れないという不満もありましたが、山鹿での滞在時間をふやす運行時間の設定への要望や、来年度の継続を望む意見等が寄せられております。以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

北原議員、了解ですか。

○７番（北原昭三君）

議長。

○議長（横手啓介君）

北原議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

○７番（北原昭三君）

それでは、２回目の質問をいたします。１件目、ジェネリック医薬品についてお伺いをします。山鹿市民医療センターでは、全医薬品数に占めるジェネリック医薬品の採用品目の割合の推移については、平成21年、22年、23年と年々ふえており、また外来処方におけるジェネリック医薬品の使用状況も25％程度との答弁でした。患者さん方の利用幅が広がったのかなと思うわけであります。患者さんが同意をす

れば、薬剤師の判断で新医薬品から後発医薬品への切りかえを認めたほか、後発医薬品を多く処方する薬局の診療報酬を優遇するなどの支援策にも乗り出したと聞いております。他市ではこのジェネリック医薬品の利用促進のために、名称として希望カードまたはお願いカードというのを発行していると聞いております。口頭でジェネリック医薬品でいいですと言わなくても、患者の方が国民健康保険被保険者証と一緒にこのカードを提示すれば、ジェネリック医薬品を処方してもらえるそうです。こうしたカードの作成、配布についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

続きまして、学校関係につきまして、小学校・中学校のパソコンソフトについてお伺いをいたします。先ほどはちょっと遠くの学校の事例でありましたけども、近くでは合志市が小学校を対象に互換ソフトを導入されておりまして、120万円の削減ができたと聞いております。通常のソフトはいろいろありますが、１万円から２万円と聞いておるわけですが、互換ソフトは1000円ぐらいだと聞いております。山鹿市の小学校・中学校の総設置台数は2022台と先ほど答弁がありました。今後、順次リース契約の更新になる時期かと思います。そこで質問をいたします。１点目、パソコンはリース契約と思いますが、早いもので次回の更新はいつごろでしょうか。２点目、先ほど他市の実績報告をしましたが、今後、単価の安い互換ソフトの導入についての考えをお伺いをいたしたいと思います。

３件目、よへほ号についてお尋ねをします。直行バスのおかげで福岡から山鹿温泉または平山温泉に来ることができる、山鹿市から福岡に買い物に行けるなど、楽しみがふえたとの声を多く聞きます。また、博多から空港にも近くて便利など、多くの方が当事業の次年度継続を要望されております。私も継続を要望する１人です。次年度も継続されるのか、現段階での状況、考えをお聞かせいただきたいと思います。以上で２回目の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

ジェネリック医薬品希望カード等の取り組みについてお答えします。まず最初に、山鹿市の医療費の状況についてご説明します。平成22年度の１人当たりの医療費は、国保で30万7846円、後期高齢で85万1020円であり、県下14市でどちらも一番安い状況です。しかしながら、医療費は年々増加しており、医療費の抑制は重要な課題であると認識しております。議員ご提案のジェネリック医薬品希望カードについては、後期高齢者医療では、昨年保険証と一緒に全員に配布しておりますが、国民健康保険事業ではまだ配布しておりません。国保事業としては、適正受診への協力チラシ

を本年５月に広報やまがと一緒に全世帯に配布しておりますが、そのチラシでジェネリック医薬品の活用のお願いをしているところです。今後の対応ですが、議員ご提案の希望カードの配布という方法もありますし、また、実際に処方された薬をジェネリック医薬品に変えた場合の差額を個人に通知して普及促進を図るという方法などもありますので、いろいろな方法を検討していきたいと考えております。なお、注意点として、使用できない病気の種類もありますし、製薬会社ごとに添加物等が異なる場合や飲み合わせが新薬と違う場合もありますので、かかりつけ医や薬局に相談することが重要となります。今後、医師会や薬剤師会等と十分に協議を図りながら、推進してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

○教育部長（倉原謙治君）

学校関係についての２回目のご質問にお答えいたします。学校のパソコンシステムの更新時期については、合併前の５市町でバラバラであったため、現在少しずつ集約をかけてきておりますが、現時点で平成18年、20年、22年に導入されたものを使用しております。直近で更新を考えなければならないのが、平成18年度導入分で、平成25年度以降の更新を考えているところです。互換ソフトの導入についてですが、普及率の高いマイクロソフト社製のofficeが現在導入されております。学校と家庭及び企業と同じアプリケーションでの学習が最も効果的であり、家庭に別のソフトの購入負担をなくすためでもあります。しかしながら、現在ある互換ソフトのopen officeの普及率も上がってきており、操作性も向上していることも事実であります。これまでパソコンシステムの導入の際には、使用ソフトの構成についても使用者となる学校の先生方で組織した委員会で検討していただき、導入しておりますので、次回更新の際には、互換ソフトの導入事例等も紹介し、運用状況や費用対効果及びセキュリティ等、しっかりと検討させていただきたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森兄臣君）

２回目のよへほ号の次年度の事業継続等についてお答えいたします。先ほど答弁いたしましたとおり、会員数は5000人近くに達し、バスの乗車については福岡から到着します第２便及び福岡行の第３便は定員45名に対し、平日もほぼ満席の状態で、

運行開始以来、11月末日までの福岡からの述べ入込数は7800人となっております。福岡方面からの観光客の増加を図るという当初の目的は達成できていると感じているところです。また、よへほ号に使用しておりますバス自体に、八千代座や灯籠踊りの写真、山鹿温泉・平山温泉などの文字をボディーラッピングしており、まさに動く広告塔です。来年度の運行については、最終的には事業主体である山鹿温泉観光協会の判断となりますが、来年度も継続する方向で事業内容の検討が進められております。市といたしましても、経済効果が高く、福岡との相互交流が促進される事業であり、山鹿市のＰＲに大いに貢献していると高く評価しておりますので、今後も継続して関係機関と連携しながら、よへほ号の運行を支援してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

北原議員、了解ですか。

○７番（北原昭三君）

議長。

○議長（横手啓介君）

北原議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

○７番（北原昭三君）

パソコンの更新時には、この互換ソフトについて十分に検証していただき、できましたら経費削減に努めていただきたいと思います。

それでは３回目の質問をいたします。医療費の抑制について、３回目は胃がん対策についてお伺いをいたしたます。胃がんはヘリコバクター・ピロリ、通称ピロリ菌に感染したことが原因で起きる感染症由来のがんの割合は、アメリカでは10％、ヨーロッパ６％に対し、日本では27％を上回ると書いてありました。感染症対策が急がれるということで、特に年間患者数が11万人と、日本人に最も多い胃がんの対策が重要と思われます。我が国の2010年度の医療費は、総額で36兆6000億円でありまして、急速な高齢化に伴って、今後も増加の一途をたどる見通しです。胃がんに対しては、推計で年間約3000億円の医療費が使われております。ピロリ菌除菌による胃がん予防を進めることで、医療費を大幅に削減できると期待されるとの新聞の記事がありました。

それでは、質問をいたします。１点目、まずそのピロリ菌についての説明をお願いしたいと思います。

２点目、山鹿市の健康診断でピロリ菌検査の血液検査等が、この特定健診の中に

反映されているかどうか、お尋ねをいたします。

３点目、胃潰瘍などになっている場合は、このピロリ菌除菌が保険適用になりますけども、慢性胃炎や症状のない感染者の方は保険適用となっていないために、このピロリ菌除菌に薬代が約１万2000円かかると聞いております。このピロリ菌除菌に対する助成について、山鹿市としてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

２件目、学校関係について、３回目はミストシャワーの設置についてお伺いをいたします。これは来年度の対応としてお伺いをいたします。熱中症対策など児童生徒の健康に配慮した取り組みとしまして、人工的な霧を噴射するミストシャワーの設置を導入している自治体がふえつつあります。同シャワーは水道水をノズルから霧状に噴射し、気化熱で周辺の温度を下げる、水道の蛇口と直結するため、電気は不要とのことのです。設置費も標準セットで数千円程度と低コストで済むそうです。また、来年の夏も暑いと思われますけども、今、期間リースの扇風機を利用している学校もあります。昨日の質問にもありましたように、私も冷房施設を要望したい気持ちですけども、財政的な面ですぐには無理と思います。そこで、体育授業や部活動終了後に汗を流すミストシャワーの設置についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

３件目です。山鹿市のＰＲについて、今度はオリジナルナンバープレートについてお伺いをいたします。山鹿市をＰＲする方法は多々あると思いますが、先ほどよへほ号も動く広告塔とおっしゃっておられました。こちらは小さな走る広告塔としてオリジナルナンバーがあります。愛知県豊橋市では市のマスコットキャラクター「トヨッキー」の図柄を盛り込んだ原付バイクのご当地ナンバーが好評とのことです。近くの菊池市では、合併５周年を記念しオリジナルナンバーを制作されたと聞いております。多くの自治体に山鹿市をＰＲするため、費用対効果等の問題もあると思いますけども、山鹿市独自のオリジナルナンバープレートを作製したらいいと思いますけども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

胃がん対策についてお答えします。まず山鹿市における胃がん検診の取り組み状況についてご説明いたします。市が毎年実施しているがん検診は、子宮がん、乳がん、肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん検診があります。乳がん、肺がん、胃がん、大腸がん検診について、国は40歳以上を対象としておりますが、本市では19

歳以上を対象に年齢を拡大し、実施しております。胃がん検診の受診者は平成22年度が3867人、平成23年度が3790人とほぼ横ばいの状態です。

１点目のピロリ菌検査についてですが、まずピロリ菌について少し説明をさせていただきます。ピロリ菌の正式名称は、ヘリコバクター・ピロリ菌です。ピロリ菌は胃の中に生息し、胃粘膜を傷つけ、胃炎を起こす細菌です。年齢が高くなるほど感染率が高くなり、日本では上下水道の普及率が低かった時期に生まれた世代で約80％と高くなっています。ピロリ菌は内視鏡による検査、呼気テスト、血液、尿、便の検査で調べることができます。検査費用としましては、内視鏡での検査が１万7000円程度、呼気テストが5700円程度となっています。またピロリ菌治療としての除菌費用としましては、胃潰瘍等の診断がないと保険適用がなく、１万2000円から１万3000円程度の実費が必要となります。

２点目の山鹿市が実施する胃がん検診にピロリ菌検査を追加することについてですが、現在、本市の胃がん検診は健康増進法に基づき、国が定めるがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に従い、実施しているところです。ご質問のピロリ菌検査については、この指針に示されていない検査であるため実施いたしておりません。ピロリ菌は胃がん発症にかかわる要因の一つと考えられておりますが、ピロリ菌の除菌が胃がん死亡率を低下させる効果の実証が不十分なことから、研究が進められていますので、その情報収集に努めるとともに、今後、国から新たな指針が示されたときは、それに従い対応したいと考えております。

３点目のピロリ菌感染者に対する除菌費用の助成についてですが、先ほど述べましたとおり、ピロリ菌除菌の胃がん予防に対する有効性について現在研究されていることから、国としての判断が示されておりませんので、市としましては個人の判断により、自己負担でピロリ菌の除菌を行うことが望ましいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

○教育部長（倉原謙治君）

ミストシャワーの設置についてお答えいたします。夏の暑さ対策に水を霧吹き状に散布するミストシャワーについては、京都府の京田辺市や宇治市、茨木県取手市などで全小中学校に設置されるなど、普及が広まりつつあると感じております。設置費用も安価で冷却効果も高く、平均して２、３度ほど気温を下げるとも聞いております。まだ近隣市町への導入事例は聞いておりませんが、その効果や適した設置場所、運用の方法などを探るための試験導入も含め、検討させていただきたいと考

えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

北原議員のご質問のオリジナルナンバープレートについてお答えをいたします。まず、本市のナンバープレートの現況は、昭和60年の総務省、旧自治省からの通達によりまして、長方形で排気量等によって色分けをした標準的なものを使用しております。これは軽自動車の課税客体を識別し、軽自動車税の賦課を目的として交付しているものです。平成23年10月末現在のバイクの登録台数を申し上げますと、50cc以下のバイク、これは白ナンバーですが、4128台。50ccを超え90cc以下のバイク、黄色ナンバーですが251台。90ccを超え125cc以下のバイク、これは桃色ですが、247台。合計で4626台です。ご質問のオリジナルナンバープレート、いわゆるご当地ナンバーについては、平成19年に愛媛県松山市が導入し、現在、全国の市区町村の中で約4.2％に当たる74の市区町村がそれぞれ地域の特性を生かしたデザインを採用し、自治体のイメージアップや地域振興を目的として導入されております。しかし、議員もご認識のとおり、軽自動車税における税収とオリジナルナンバー作成にかかる経費とのコストバランスや費用対効果の観点からも、オリジナルナンバープレートを作製することについては課題もあります。オリジナルナンバー作成に要する費用は、例えば1000枚作成したとすると、１枚当たりの単価が380円程度となります。ちなみに現在、本市が交付しているナンバープレートの単価は１枚82円です。また１年間の原付バイク、これは50ccですが、登録台数は年間で約400台であり、現在の在庫枚数は約1600枚程度ありますので、約４年分が在庫として残っている状況です。観光都市を目指しております本市といたしましては、議員ご提案のとおり、オリジナルナンバーの作成は本市のＰＲになると認識をしておりますが、今後、ただいま申し上げました課題や問題点等を整理し、何らかの節目の年に本市のＰＲの一つとして考えていければと思っているところです。以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（横手啓介君）

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、芹川正美議員の発言を許します。

芹川議員。

［８番　芹川正美君　登壇］

○８番（芹川正美君）

８番議員のみらい山鹿、芹川正美です。よろしくお願いをいたします。通告にしたがいまして、一括方式でお伺いをいたします。

山鹿市の農業の現状として、３点ほどお尋ねをします。ＴＰＰ環太平洋経済連携協定への参加を決めたことで、日本の農業が論議される中、本市の農業も一段と厳しくなっていく現状と思われます。本年におきましては、基幹作物の一つ、麦は長雨の影響で減収に至り、米だけが台風の影響もなく良好な結果に終わったような気がいたします。ただ、福島原発の影響で、米の単価が上昇したものの、素直に喜べることではなかったような気がいたします。前回、９月議会の折に吉本議員の一般質問の中で、農業振興についての質問がありました。前期基本計画の成果についてと後期基本計画の具体策ということでありました。農林業への危機感ということであったわけです。それに関連した質問となりますが、熊本県の農業従事者７万3000人、平均62.9歳、年間、人口11％ずつの減少をしております。担い手も早いペースで減少をしているとのことであります。本市における農林業センサス調査によりますと、水田4451万6906平米、畑4050万2993平米の耕地がありますが、ここで生産がなされておるところです。年齢別で見ますと、農業就業人口、これは自営農業に従事した人数になりますが、男女の計が5214名、15歳から19歳までの方が32名、20歳から29歳までの方が66名、30歳から39歳までの方が167名、40歳から49歳までが300名、50歳から59歳までが795名、60歳から69歳までの方が1393名、70歳から79歳までの方が1757名、80歳以上が704名ということで頑張っておられます。以上の年齢層から見たときに、あと５年経過をしたときに、どう変わっていくかと思いますと大変不安を感じるところです。農業を取り巻く環境の中で、どのような動きを行政がやっていくのか、行政の責任として役割を果たさなければならないかと思うところです。これからの農業をどう支えていくのか、という観点から３点の項目をお伺いをいたします。

まず１点目、基幹作物のほかに新たな作物の支援の取り組みについてお伺いをいたします。２点目、福岡・山鹿直行バスということが先ほどお話がありましたけれども、先月行われました山鹿うまかもんin福岡について、また実施されましたアンケート調査の結果、今後の予定、それから現在福岡事務所の方に派遣職員の方がおられますけれども、この業務の内容についてお伺いをしたいと思います。３点目、本市の農業を守るために意欲ある担い手の確保、育成が必要と思われます。その観点から後継者等の状況と、その支援策についてお伺いをしたいと思います。

１回目終わります。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

まず１点目の、新規作物等の支援の取り組みについてお答え申し上げます。市といたしましては、農業は基幹産業であることを踏まえ、さまざまな方策を講じることとしております。その中で、今までの基幹作物に加えて新たな作物や加工品の支援にも取り組んでいるところです。これまで支援した中で、一定の成果を得ているワイン用のブドウ、栗のポロタン、甘藷の灯籠蜜芋、渋柿を使ったあんぽ柿について紹介をいたします。まず、ワイン用ブドウですが、菊鹿地域において現在、熊本ワインの専用種として白ワイン種シャルドネが208アール、赤ワイン種カベルネが56アールの、合計で264アールが契約栽培されております。特にシャルドネを使用した白ワインは、日本で飲もう最高のワイン2011で国産ベストワイン賞に輝いたのを初め、これまで国内の各種コンクールで金賞を受賞するなど、多数の入賞を果たしております。知名度が上がり、嬉しいことではありますが、一方で原料が少なく供給不足となっている現状であります。平成24年度におきましては熊本ワインが追加製造可能な面積約１ヘクタールについて、栽培面積の拡大を考えているところです。栗の新品種ポロタンについては、平成21年度から導入が始まりまして、現在、鹿北、菊鹿地域を中心に15ヘクタールで栽培されております。ポロタンは早生のニホングリで果実の大きさは30グラム程度と大きくて、果肉の黄色味が強く、肉質は粉質で優れており、甘味や香りも強く、食味も優れている、それと同時に最大の特徴といたしまして、中国栗の天津甘栗のように加熱すると渋皮が簡単にむける点にあります。今後はこのような特徴と果実の大きさ、風味を最大限に生かした焼き栗などを通じて消費拡大に向けたＰＲ、宣伝活動を行っていきたいと考えております。次に、甘藷の灯籠蜜芋については、平成21年度に山鹿市の８名の青年農業者で、やまがファーマーズ夢創会というグループを設立され、現在、鹿本、鹿央地域を中心に約４ヘクタールの農地で生産をされております。甘くておいしいと評判で、東京や広島の市場、地元の物産館などへ青果として出荷をされております。また加工品開発にも取り組まれておられ、焼酎やアイスなどを製造販売されております。また菊鹿地域では渋柿の付加価値を高めるため、高齢者が中心となり、11名の方で平成20年度に菊鹿町干柿研究会を立ち上げられました。干柿やあんぽ柿を製造し、大手量販店や地元物産館との取り引きの中で、販路拡大に現在取り組んでおられます。

以上紹介いたしました新たな作物や加工品は、消費者や市場の反応も好評でありまして、山鹿の特産品として成長性が高いことから、市としては今後も生産拡大に

向けた支援に努めていきたいと考えております。

続きまして、２点目のご質問、福岡ターゲット構想についてです。まず山鹿うまかもんフェアin福岡についてお答え申し上げます。去る11月９日、10日、福岡市役所ふれあい広場において、初めての試みとして開催をいたしました。農林畜産物を初めとする特産品の知名度アップや販路開拓、誘客宣伝などを目的に、農林・商工・観光が一体となり、山鹿を売り込むため山鹿宣伝隊実行委員会を主体として実施をいたしました。物産館を初め物産振興協会、商工会、観光協会、農業団体等の33団体に出店をいただきまして、山鹿灯籠踊りの披露、ころうくん、くまモンの体操披露や、チヨマツも会場内を練り歩きまして、２日間で約１万人のご来場をいただいております。イベントに合わせまして、福岡・山鹿直行バスよへほ号の会員受付も行なっており、２日間で185名の申し込みをいただいております。またデパートや直売店等の方のご来場もあっており、興味を持たれた商品への問い合わせや商談が４件ほどあっております。また、イベントの翌日には福岡市内のホテルより畜産農業協同組合へ赤牛の商談の話があるなど、一定の成果があったのではないかと思っております。また、２日間にわたりまして、来場者へのアンケート調査も行いました。全体的に見ますと高評価を得ており、山鹿市に行ってみたい、あるいは山鹿市に興味を持ちましたとの意見もいただいており、定期的な開催を望む声が多く寄せられております。また、出店団体へのアンケート調査につきましても、よかったとの声をいただいておりますが、土日の集客も見てみたい、あるいは11月はイベントが続くので時期を変えてほしい、そういう今後の課題も意見として出てきております。開催場所については、オフィス街の真ん中である、人通りが多いなどの点から今回の場所でよいとの回答を得ており、次期開催の要望も多くいただいているところです。このことから、次回開催については、今後、山鹿宣伝隊実行委員会で協議していくことになりますが、より成果の上がる取り組みとして発展させ、継続開催したいと考えております。

次に、熊本県福岡事務所に派遣しております本市職員の業務内容についてお答え申し上げます。通常業務の主なものといたしましては、山鹿、菊池、阿蘇地域の担当をしており、マスコミへの情報提供等の広報活動やデパート、ホテル等における催しや商談会開催等の販路拡大、その他、山鹿市出身者の会である福岡不動会の連絡調整等、幅広い業務を行っております。今回の山鹿うまかもんin福岡におきましても、福岡市役所との連絡調整、マスコミ関係への情報提供、テレビにおける生放送枠の獲得など、精力的に動いていただき、イベント成功への大きな役割を果たしております。

次に、３点目の質問であります後継者への支援策等についてお答え申し上げます。

高齢化や後継者不足が進む中、意欲ある担い手の育成・確保が最も重要であると考え、市では昨年７月に県内の市町村では初めて就農支援センターを立ち上げ、山鹿市で就農したい方や田舎暮らしをしたい方など、センターが中心となって相談業務を行いながら、県やＪＡ、農業委員会などの関係機関と連携して、安心して農業ができるようバックアップを行なっております。その結果、平成23年度の新規就農者は新規学卒が９名、Ｕターン13名、新規参入４名、合計26名と過去10年間で最多の方が新たに就農をされております。本年度の就農支援センターへの相談者は、11月末時点で19名で、現在研修を行われている方や今後研修を受けたい方などが相談をされているところです。新規就農者の方への支援策といたしましては、がんばる農林業チャレンジ支援事業の中で、新たな作物の栽培に要する資材や施設、機械購入、商品開発、販売促進に取り組む場合の助成としての新規従事事業、それと市外から新規に山鹿市で就農される場合の家賃などの助成を行う新規定着化事業等があります。本年度は新規従事事業が５名、新規定着化事業が１名助成を受けられている状況です。

今後とも担い手の育成確保については重要な課題ですので、就農支援についても重点的に取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

芹川議員、了解ですか。

○８番（芹川正美君）

議長。

○議長（横手啓介君）

芹川議員。

［８番　芹川正美君　登壇］

○８番（芹川正美君）

新たな作物への助成、新規従事事業等、多くの人々が利用いただき、開発研究され、基幹品目となりますように、私たちも手伝いをしなければならないと思っております。また、福岡の方々とのきずながより強くなりますよう、山鹿を売り込んでいかなければならないと思います。３点目の後継者問題もオーストラリア、韓国、中国においても農業後継者は減少しているという話を知人から聞いております。長野県川上村の所得や子どもの出生率が高いように、山鹿市もなりますように願うところです。

今回は、農業の後継者等についてお伺いをいたしましたが、本市の農業を守っておられる70歳以上の方々がたくさんおられます。高齢の農業従事者の方々にも何らかの支援も必要ではないかと思うわけです。山鹿市の農業のために温かい施策を展

開いただきますようにお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で芹川議員の一般質問は終了いたしました。ここでしばらく休憩いたします。

午前10時59分　休憩

―――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――

午前11時09分　開議

○議長（横手啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、吉本政幸議員の発言を許します。

吉本議員。

［14番　吉本政幸君　登壇］

○14番（吉本政幸君）

14番、みらい山鹿、吉本です。通告に従いまして２問質問させていただきます。まず最初に、農業生産基盤の整備についてでありますが、このことについては総合計画の中の前期で、「農業基盤の整備については、各種事業により、圃場整備など実施されているが、一部には、用排水路の老朽化や機能低下が見られ、遅れている未整備地区の推進とともに、これらの農業用施設の改修が必要です。」とあり、後期では「農業の生産性の向上と経営の安定を図るため、老朽化や機能低下した農業用排水路、農道を整備するとともに、用排水機場や取水堰等の農業用施設整備や改修を支援します。」と、その必要性、重要性がうたわれております。前期の推進が後期では支援となっていることに若干の疑問を感じますが、農業の振興を図るためにはぜひともしっかりした対応を願うものであります。何度も申し上げますが、先ほども芹川議員、それから昨日の稲葉議員、今の農業農村を取り巻く環境は非常に厳しく、後継者不足により農業従事者の高齢化は深刻さをますます増し、今後どうなるのか、今までできていた管理と、これから先、どのようになっていくのか、非常に強い不安を感じられております。この現状を踏まえ、その対策の一つとして農地・水・環境保全対策が出てきたのではないかと思っておりました。各地域でこの事業にしっかり取り組まれ、我が地区でも農道を中心として整備がなされてきました。また本年より、違った形の事業が出てきたという話があり、将来のことを考え、しっかり対応した方がよいのではと参加を決められました。この事業については、９月定例会時に古荘議員の方から質問の中に出てきており、再度となりますが、前の事業と今度の事業の違いを含め、説明をお願いいたします。

それから、３月定例会において質問させていただいたとき、前の部分の事業の継続について、国・県に要望していくとの答弁をいただいておりますが、どのように

なっているのかお尋ねします。

２問目です。消防団支援についてということで、久しぶりに消防団関係の質問をさせていただきます。旧鹿央町当時、消防団に籍を置かせていただいておりましたので、よく団関係の話が入ってまいります。当時はこうだったという話はしますが、最終的には現役で決めていくべきではと助言はしております。その中から行政としてどう考えているか２、３点お尋ねします。

最初に、組織整備についてでありますが、鹿央町当時、各集落は定員制を導入されており、そのために小さな集落においては一般団員として50歳を過ぎても頑張らなければいけないという状況になっていた事情を考え、集落ごとの内容を幹部会で検討し、部長会に諮り変更したことがありました。現在も近隣の支部を見てみますとどうしても小さな集落においては当時、減員はしましたが無理をしているような話も聞いております。団が考えることでありますが、この現状をどう捉えておられるか、部の再編等検討が必要なのかとも感じます。どうでしょうか。このことに関連いたしますが、団員の確保についてであります。昔も今もあまり変わりませんが、人員の確保を考えるあまり、地域では一般的な活動と同等の活動をできない方々にも団に加入していただき、例えば有事という際にはどうしてもそのためにか少人数での対応となっているように見えます。これも昔からある話でありましたが、仕事の多様化により新規団員の勧誘も厳しいとの話があります。状況に応じては各集落の区長にも協力をしていただいたというようなことが過去にもありました。この点、今どうなっているのか尋ねます。それから、消防予算の確保についてでありますが、ご存じのように団の活動は、火災はもちろん台風災害、行方不明者の捜索、危険箇所への対応など、我が身を省みず、極端なことを言えば命にかかわる状況においても活動が必要となります。行政また各集落より要請があれば真っ先に駆けつけ、自分の仕事をおいてでもその任に当たってもらっている状況であります。なかなか現在の財政的にといいますか、厳しさは十分わかっているつもりでありますが、このことを考えたとき、できる限りの予算措置をすべきであるというふうに考えます。いかがでしょうか。以上、お尋ねします。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

ご質問の１点目、農地・水・保全管理支払交付金事業についてお答え申し上げます。平成19年度から実施してまいりました農地・水・環境保全向上対策事業については、平成23年度から農地・水・保全管理支払交付金事業と事業の名称が変更され、

支援内容が拡充されております。これまでの農業生産の基盤となる農地、農業用水などの資源の保全活動、地域住民の協働による集落機能の維持に向けた取り組みを支援する共同活動支援、これに加えまして新たに圃場整備事業等で整備してきた農業用施設の中で、耐用年数を超えている農業用の水路などの長寿命化に向けた補修、更新などを計画的かつ効率的に行う向上活動支援が追加されたものです。向上活動支援における各組織の活動内容としては、素掘りの水路からコンクリート水路への更新、水路の破損部分の補修などの事業が主なものであり、本年度は27組織、対象面積1772ヘクタールで実施していく予定です。なお、本年度で完了いたします共同活動支援については、農林水産省の意向としては交付単価を少し低くしてでも引き続き実施したいとして現在、来年度予算の概算要求がなされている状況です。ぜひ継続されますよう予算の成立を期待しているところです。以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

吉本議員のご質問の消防団組織の整備と団員の確保及び予算の確保についてお答えをいたします。消防団組織については、市町村合併に伴う消防団統合によります混乱を回避するため、当初、団長及び副団長10名、計11名による団本部を核として組織運営を行ってきたところです。しかしながら、合併から数年を経過し、組織運営も安定してきたことから、本年度から副団長の定数を削減し、団本部員７名による運営に切りかえるなど、組織のスリム化を図ったところであり、当面、現体制により運営していく考えです。

次に、消防団員の確保についてですが、近年、少子化や地域コミュニティの低下、就労形態の変化など、社会情勢の変化によりまして全国的に新規消防団員の確保が困難な状況となっております。このため企業等に対する消防団活動への理解と協力をお願いしていくほか、今後とも区長や消防団幹部に対し、勧誘の促進をお願いしていきたいと考えております。しかしながら、地区によりましては若年層の減少により、消防団活動の維持が困難な状況になっている集落もあるようです。実際、鹿央地区において行政区を超えた部の統合が図られた事例が２件あるなど、今後も自主的な部の統合を促していきたいと考えます。さらに今後の団員確保の動向次第では、消防団員の市外等への流出が多い昼間などの時間帯のみの消火活動に参加するなどの特定の役割を持たせた機能別団員制度の導入も視野に入れ、消防力の維持強化を図っていく必要があるものと考えます。

次に、消防予算の確保についてお答えいたします。消防予算については、市民生

活の安全を確保するための消防力の強化の立場から、消防関係法令に基づき、これまで小型ポンプや積載車などの消防設備の導入や、常に危険と隣り合わせにある業務に携わる団員の身分保障のための福利厚生、さらには消防団が実施する各種事業への支援予算など、その確保を図ってきたところです。今後におきましても消防団があらゆる災害から市民の身体、生命、財産を守るために率先して活動する組織であるという重要性にかんがみ、消防関係法令を基本に重点事業や優先事業を明確にした中で、計画的な予算確保に努めてまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

吉本議員、了解ですか。

○14番（吉本政幸君）

議長。

○議長（横手啓介君）

吉本議員。

［14番　吉本政幸君　登壇］

○14番（吉本政幸君）

１問目についてでありますけれども、農地・水・環境保全のちょっと言うなら先ほどお話ありましたように名称の変更と、その中での拡大部分の事業であるということであり、以前の共同活動支援、それも継続するという点においては、今まで以上に基盤整備が進むことを確信し、心強く思う次第であります。特に土掘りであった排水路の整備が可能となっていることは、本当に管理する上で非常によい結果をもたらすと思います。先ほど申しました総合計画の文言に十分貢献できるものと期待するところであります。ただ、少し気になりますのが金額的な対応が効かない土掘りの幹線排水路の整備であります。以前に実は近くの集落の排水路の支線の改良ができないかとの話が持ち上がり、相談したときに、下流域の幹線排水路の改修ができていないのに、上の支線排水路を改良してもという話がありまして、現在の状況としてはそのままになっております。その地区におきましては、公役等、非常に辛い思いをされているという話を聞いております。支線排水路については、このたびの事業でなされるか、聞いてはおりませんけれども、このような状態の対応はどのように考えておられるかお尋ねします。

消防団に関しましては、幹部の方々としっかり協議されることを願います。あまり無理な要求はされないとは考えております。

それからもう１点であります。これは一般の方からあった話ですが、現在、火災・災害の出動には積載車が配備されておりますが、その運転について、最近の若

い人たちはオートマ専用の免許を取得される場合があり、その方がマニュアル車である積載車の運転ができないのではと危惧されておりました。他の団員の方と一緒であれば出動は可能でありますが、例えばその方が１人だった場合は出動できないというような状況になるわけです。団員が数多くなったときは、どうにかなることでありますけれども、そこで現在、このオートマ専用の免許取得の状況、把握されているかお尋ねします。また、限定解除の方法もあると思いますが、もしそうする場合、市として助成ができるのか、この点を含め、どのように考えておられるかお尋ねします。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

ご質問の２回目、未整備幹線排水路整備についてお答えいたします。先ほどお答えいたしました向上活動支援において、数集落が共同で活動組織を立ち上げ、幹線排水路の整備に取り組まれるところもありまして、本事業による未整備排水路の補修・改修が進むものと考えます。また、大規模な幹線排水路等の再整備の事例としましては、昨年度、国庫補助事業であります農山漁村活性化プロジェクト支援事業を活用いたしまして、鹿本町御宇田地区の幹線排水路の整備を約700メートルほど実施しております。近年では長坂地区において農地等の集積を目的とした県営事業による経営体育成基盤整備事業で用排水路や農道などの農業用施設の再整備を行いたいとして、採択に向けた協議が進められている状況です。今後、大規模的な農業施設の再整備については、多種多様な事業の情報収集を密に行いまして、また地元の要望も考慮しながら、国や県の補助事業等を活用して整備を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

吉本議員の２回目のご質問、積載車出動における問題点についてお答えをいたします。現在、本市における消防車両の配備状況については、タンク車１台、ポンプ車２台、積載車においては普通車94台、軽自動車28台、計125台となっております。これらはすべてマニュアル車であることから、近年普及しておりますオートマチック車限定免許では運転することができないことになります。この点については、消防団からも問題提起された経緯があり、先般、消防団員の運転免許取得状況につい

て調査をしたところです。その結果、オートマチック車限定免許の取得者は20名程度と、全団員に占める割合は１％弱でありました。しかしながら、今後、オートマチック車限定免許取得団員が増加した場合、いざ有事の際に積載車による出動ができない事態も起こり得ることから、将来的にはオートマチック車の導入も検討する必要があるものと考えます。なお、運転免許取得費用については、当初、取得時点の差異はマニュアル車免許が１万5000円程度高く、再入校によるオートマチック車限定解除については５万円程度の取得費用がかかるとのことですが、運転免許が個人資格であることを考えますと、団員各位において免許取得を行っていただくことが適当であると判断するところです。なお、オートマチック車限定免許の問題とは別に、車社会においてオートマチック車の普及率が高くなる中で、マニュアル車運転免許取得者においても日常的にオートマチック車両しか運転する機会がなく、マニュアル車の運転に不慣れな団員の増加が懸念をされております。この点についても、消防団各部の小型ポンプ等、定期点検の際にはあわせて積載車の運転操作の習得についても実践いただくよう要請をしているところです。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

吉本議員、了解ですか。

○14番（吉本政幸君）

議長。

○議長（横手啓介君）

吉本議員。

［14番　吉本政幸君　登壇］

○14番（吉本政幸君）

最後に要望といいますか、思いを述べさせていただき、終わりたいと思います。生産基盤の整備については、各地域等に機会があれば出来る限り説明会を行われ、対処を願うものであります。この生産基盤の整備は、農業地域にとりましては、内容は全然違うと言われるかもしれませんが、現在の八千代座、さくら湯建設と同じぐらいの意味を持っていると考えます。ぜひとも農業を少しでも元気にできるよう、予算の確保等願うものであります。

消防団支援については、先ほど申しましたように、団の幹部の方々と早目早目にしっかり話し合ってもらいたいと考えます。先般、新聞に全国の消防殉職者の慰霊祭が行われたと出ておりました。これは昨年８月から本年10月までの殉職者の方の慰霊祭であり、239名の方が亡くなられ、そのうち東日本大震災関係の方々が226名にも上り、今回が今までの最多であったとのことです。この震災で想定外という言

葉がよく聞かれました。これからは、いつどこでもどのような災害が起きるかわからない状況であると考えます。団の活動をしっかり支えていくべきと思います。

最後に、慰霊祭の中で岩手県の分団長をされていた方が、お年寄りの避難を誘導されていて、津波の被害に遭われ、亡くなっておりますが、この奥さんの言葉を一部紹介して終わりたいと思います。

「迫り来る危険の中、最後まで消防団員として職務に当たったことを誇りに思います。」以上、終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で吉本議員の一般質問は終了いたしました。次の通告順により、川野功議員の発言を許します。

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

○19番（川野　功君）

19番、温もりの会の川野です。先日通告しておりました２問について、一問一答方式で質問いたします。

午前中、多分最後ということで、眠気覚ましになるかどうかわかりませんけども、昨日、高野議員がくまモンがゆるキャラ日本一になったお話をされましたが、その中の何票かは私の票も入っております。というのは、あれは一日に１人１票入れることができたんです。くまモンの１位が危ないというツイッターでつぶやかれておりましたので、そのたび入れておりました。くまモンはエンターテイメント性を理解しているというか、本当に行動がおもしろいので、私は大好きなキャラクターの一つです。１位になれて熊本のためにも本当によかったと思っております。

それではまず１問目、物産館及び指定管理者について質問いたします。本年度の契約で物産館のある施設は施設管理契約期間が３年から５年に変更されました。その変更されるまでに至った理由をお尋ねいたします。農林部長の提案理由説明では、生産者を守るために指定管理者契約期間を延ばしたということでしたけども、私から見ると、それは生産者を守るのではなく、販売者つまり指定管理者を守るためのような気がします。物産館は地域活性化の拠点としてつくられておりますが、地域の生産者、出荷者のための施設であり、管理者のためにあるのではありません。管理者は生産者のために物産館が繁栄するように、日々努力と研究を重ね、緊張感を持って管理をするという使命があります。どういういきさつで変更されるまでに至ったのか、理由をお尋ねいたします。

次に、指定管理者が福岡県の会社である「ゆ～かむ」についてお尋ねいたします。ゆ～かむについては、以前よりもその赤字について議論がなされております。もと

もとつくられたときは鹿北町民の健康増進が目的だと思いますし、今も市民の健康増進に役立っていると期待しております。つまり、5000万円以上手出ししておりますけども、ゆ～かむを利用した市民が健康になって結果的に病気にならず、健康保険等でそれ以上の歳出減になれば、これは理想の話ですけれども大変いいことだと思っております。しかし、ゆ～かむの利用者の割合を見てみますと、本市の利用者は約半分しかないということです。それに加え、先ほど申しましたけども、指定管理者は福岡県の業者です。なかなか本市の利用者を捕まえることは不得意なのではないでしょうか。このまま指定管理者の方にだけ任せっきりだとしたら、本市の利用者割合は変わらないか、かえって福岡の利用者がふえてしまい、市の手出し金額がむだ銭に終わってしまいかねません。これは非常にもったいないことだと思います。せっかく多額の出費を本市がしているのですから、できるだけ多くの市民に利用してもらい、健康な市民をふやしていただきたいものです。指定管理者に任せきりでなく、本市も積極的に利用者がふえるような施策を考えていただきたいと思っております。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

ご質問の指定期間の変更についてお答えいたします。物産館を含む施設の指定管理期間については、これまで３年間としていたものを５年間に変更をいたしました。その理由については、第一に、出荷者である生産者がより安心して継続的に出荷できる体制を確保するための配慮です。第二に、指定管理者がより良好な運営を行うには、初期の設備投資や人材の確保と育成を必要とするため、安定的かつ計画的に管理運営に当たることができる期間にも配慮し、設定をしたということです。

以上、簡単ですが答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

山鹿市幸の国健康館ゆ～かむの山鹿市民の利用促進についてお答えいたします。まずゆ～かむの現状について説明をさせていただきます。ゆ～かむは本体としての健康館、交流センター及び鹿北ふれあいセンターの三つの建物とテニスコートからなっており、市民の健康増進と体力づくり及び都市住民との交流により、地域の活性化を図ることを目的とした施設です。また鹿北ふれあいセンターについては、地

域住民の研修や福祉増進のための多目的研修施設として公民館的な役割を持っています。平成22年度の施設の利用者数は、市内外を合わせて７万5947人の利用があっております。市内の方の利用比率は50％です。山鹿市民の利用促進については、前年度末には指定管理者みずからＰＲ映像を録画したＤＶＤを作成し、山鹿市内の企業等350社を対象として、ゆ～かむの職員が直接訪問し、配布されたところです。また市では、ゆ～かむにおいて65歳、70歳、75歳を対象とした介護予防教室や介護予防が必要と判断された方を対象とした温泉わくわくクラブを開催しております。また特定健診説明会時にゆ～かむのパンフレットを配布するなど、利用促進に努めているところです。なお、来年度以降の指定管理者による自主事業計画の中には、無料送迎バスを運行させたり市民感謝の日を毎月最終月曜日に設定するなど、前年度の自主事業をベースに、利用者のニーズにこたえられるよう計画されています。市としましても、ゆ～かむの知名度アップのため、広報紙等を活用し、ＰＲに努めてまいります。今後、さらなる利用促進を踏まえたゆ～かむの運営を考える上では、民間の活力を導入し、より効率的、効果的な事業運営を行うため、平成26年度に民間移譲する方向で準備を進めているところです。以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

川野議員、了解ですか。

○19番（川野　功君）

議長。

○議長（横手啓介君）

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

○19番（川野　功君）

物産館に関しては、どこも売上が伸びないで苦労している状況です。売上推移を見てみますと、鹿北の小栗郷では年間売上が平成18年度は７億3990万円でしたが、４年後の平成22年度は５億6558万円と24％の減となっております。水辺プラザでは年間売上が平成18年度は８億5792万円でしたけども、同じく４年後の平成22年度は６億5545万円と23.6％も減っており、非常に厳しい状況です。社会情勢や取り巻く環境が違ってきて、より厳しくなっている状態で仕方がないというかもしれませんけども、これだけ減ってくれば先行きも不安になるし、地域経済に与える悪影響は大きくなるばかりです。早く売上減を止める有効な手立てをとってほしいものだと願っております。指定管理者がもっと有効な対策をとっておれば、ここまで落ち込んでいなかったかもしれません。特に水辺プラザにおいてはそう思っております。３年だったものを５年に長期化することで、管理者に緊張感がなくなり、日々やら

なければならない企画や催しものがおろそかにならないか、心配しております。物産館は、地域活性化の拠点としてつくられておりますが、それは地域の生産者、出荷者のためであり、管理者のためにあるのではありません。出荷者のための延長と部長が言われるのであれば、物産館の売上は上がり、安心して計画的に出荷ができるようになるために、ソフト、ハード面の対応策を考えていただきたいと思います。その対応策として、昨日の稲葉議員のすばらしい質問もありましたが、小栗郷では改修策が進んでいるようですが、ほかの物産館はどうなっているのでしょうか。物産館の競争力を高めるために施設の充実を考えられないか、お尋ねいたします。

次に、ゆ～かむに関しましては、ＤＶＤを制作したり、無料送迎バスなども運営されているということで、それなりに努力されていることはわかりました。しかし、まだ鹿北町以外の市内の方には知名度が低いように思います。健康のためのトレーニングやプールに行きたいと思ったときに、パッと頭の中にゆ～かむがひらめくようになればもっと利用頻度は上がると思います。さらなる広報活動や健康増進の施策、一部やっておられますけども、それをさらに組み込んだりして、健康保険税が下がるようになればと期待しております。こちらは答弁要りません。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

２回目のご質問にお答えいたします。まず１点目の、指定管理期間の長期化によって、指定管理者の緊張感がなくなり、弊害があるのではないかというご質問については、これまでも指定管理者に対する日々の監督や指導に当たってきており、毎月提出させております業務月報や年度終了後に提出させております事業実績報告書に基づき、必要に応じて指示を行ってきております。今後はこれまで以上に検証作業を強化することにより、長期固定化による弊害が発生しないよう努めたいと考えております。そのため、具体的には事業計画書に基づき、施設の設置目的に沿った適正な管理運営がなされているか等について、定期的に審査・面接し、改善指導を行う機会を設ける予定であります。

２点目の、出荷者を守るためには物産館の競争力を高めるための施設の充実を考えられないかというご質問については、今後、物産館が生き残っていく方策として、新たな分野への挑戦も想定されます。しかしながら、それぞれの物産館の一番の設置目的でもあります地域農林産物、特産品、加工品の販売や、都市と農村の交流促進といった業務の安定的で適切な運営を継続できることが、その大前提と考えてお

ります。したがいまして、施設の充実に関するハード面の整備は今後の検討課題とし、施設の魅力を高めるために当面は施設の設置目的に沿ったソフト面の充実を優先させたいと考えております。具体的には、昨年の９月に市内物産館等６施設により設立されました、山鹿市物産館連絡協議会によるさまざまな取り組みが実施されており、山鹿市内の農林産物のＰＲを通じて出荷者が安心して継続出荷できる体制の充実を図っているところです。今後も物産館が地域活性化の拠点であることを十分認識し、出荷者や地域住民にとってなくてはならない施設として機能を発揮していくよう、適正な管理運営に努めていきたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

川野議員、了解ですか。

○19番（川野　功君）

議長。

○議長（横手啓介君）

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

○19番（川野　功君）

物産館が地域活性化の拠点であることを十分認識し、出荷者や地域住民にとってなくてはならない施設として機能を発揮していくよう努めるということですので、今回はこれ以上言うわけにはいきません。質問はこれで終わります。

ただ、補助金でつくったものに後から施設を追加するのは大変なことだと思いますが、必要ならしなければなりません。もしハード面での要望等があるときは、まず生産者や地域をまとめて市にお願いをしていくということでこれからも進めていきたいと思っております。

次に２問目の教育問題について質問いたします。まず、小中学校連携及び不登校といじめ対策についてお尋ねいたします。１カ月ほど前の熊日新聞に、小中学校連携に成果があったという全国レベルでの調査結果が発表されておりました。その内容は、中学校で急に目立ち始める不登校やいじめを減らす効果などを期待し、小学校と中学校の連携を進める市区町村教育委員会が全国で７割を超え、多くが成果があったと考えているとのことです。これは文部科学省が初めて実施した実態調査でわかったことで、それによると不登校の子どもは小６に比べて中１で約３倍になり、いじめの把握件数も倍になる。その背景には、学校生活の急激な変化や子どもの成長の影響があるとされ、中１ギャップと言われる。小中連携は教員や子ども同士が交流することで変化を緩和し、学習指導上の効果も期待できるとして、中教審でも

推進策が議論されております。昨年11月、1763の市区町村教育委員会を調査したところ、小中９年間を通じたカリキュラム編成や推進計画を定めるなどの何らかの連携策をとっているのは1276の教育委員会で72％を占めています。そのうち中学教員が小学校で教えるなど、より具体的に取り組んでいる1050の教育委員会の質問では実に96％が成果があったと答えました。その成果の内容としては、生徒指導が74％でトップ、次いで学習指導が58％、教職員の指導力向上が50％の順でした。具体例としては、情報共有が進み、子どもへのきめ細かい指導が可能になった。中学への体験入学で不安が解消され落ち着いたなどが挙げられたと書いてありました。合併前の鹿本町でも小中連携で先生たちの交流が行われておりましたし、来民、稲田、中富の３小学校は、一緒に修学旅行に行ったりするなど、中学生になる前から事前準備をしておりました。合併後、本市の現状の取り組みとその成果がどのようにあらわれているか、お尋ねいたします。また深刻ないじめなどがあったとき、その対応は非常に難しいものです。市としてはどのような対応をとっているか。ケースバイケースで違うかもしれませんけども、お尋ねいたします。

次に、２番目の小中学校教諭の人事についてお尋ねいたします。これはもう何回も質問しておりますが、非常に重要な問題です。来年の３月がラストチャンスで、熊本市が政令指定都市になってしまってからではもう遅いからです。一応その後も２年間の経過措置があると言われておりますけども、ほとんど思いどおりにはならないようです。９月議会で永田議員の質問でも答弁されておりますけども、９月から今日までどのような方針で行動されてきたのか、今までの進捗状況も含めて今後の意気込み、見通しをお尋ねいたします。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

川野議員のご質問の２問目の１番、小中学校連携と不登校といじめ対策についてのご質問にお答えをいたします。まずは小中学校連携の取り組みについてですが、現在、山鹿市教育センターが中心となり、各６中学校区の幼保小中連携協議会の支援を行っております。これまで中学校区ごとに幼保小中連携協議会が組織され、計画、実践に取り組んでいましたけれども、活動する時間の確保が難しい、実践の成果がなかなか見えない等の課題がありました。そこで、本年度、中学校区幼保小中連携協議会の代表者が集まりまして、組織の見直し、実践目標や実践内容等の検討を行い、児童生徒に確かな力をつけるための新たな具体的な取り組みに着手し始めました。取り組みの内容としましては、育てたい子ども像と発達段階に応じたカリ

キュラムの作成、幼保小中合同の授業研究会の開催、幼稚園、保育園と小学校との保育交流、中学校の教員が小学校で授業をする授業交流、小学校教員と中学校教員での算数科の共通問題の作成、小学校の集団宿泊教室、修学旅行の合同実施など、各中学校区で特色ある実践を行っております。次に、不登校といじめ対策ですが、不登校いわゆる30日以上の欠席者の数は平成20年度が46人、21年度が25人、22年度が23人と近年減少をしてきております。本年度は11月末現在で８人でありまして、昨年度の同時期より８人減少しております。これは各学校の不登校やいじめを絶対に出さないという未然防止の取り組み、または不登校解消に向けた学校全体としての取り組みの成果であると思います。山鹿市では各学校に専属のサポートティーチャーを配置し、子どもに対する心のケアや学習支援などを学級担任と連携を図りながら実施しています。また不登校等の子どもの居場所として、適応指導教室オアシスクラブを設置し、子どもを初め保護者も対象にサポートティーチャーによる支援、相談活動を行っています。あわせて、日常的な個別相談、学習相談指導、体験活動及び保護者研修会を通しながら、子どもの教室復帰と自立を支援しています。また、本年度からは教育委員会の主催によりまして、家庭教育や子育て、不登校、問題行動、療育、障害児福祉などの相談窓口となっている相談員等を中心にした山鹿市相談員等連絡会を毎月教育事務所において開催をしています。相談活動の報告と情報共有を目的とした会議であり、より効果的な相談機関や専門機関につなげたり、個々の窓口に相談があった場合の指導・支援の方向性を検討、協議をしております。このことも本市における不登校の早期発見や解消の一助になっていると思われます。

なお、いじめ及び不登校傾向が発見された場合、まずは各学校で校長を中心とした指導体制のもと、全職員で組織的に事実・実態の確認、早期解決へ向けての対策を講じます。また事案に応じては、関係機関等と連携をとり、共同で解消に向けた取り組みを実施していきます。また、教育委員会としましても各学校の取り組みに対する専門的なアドバイス及び関係機関の紹介等指導・支援を行っております。いずれにしましても、いじめ不登校の未然防止、完全解消に向けて、学校等と連携し、今後とも全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、小中学校教諭の人事についてお答えをいたします。９月定例会の折もお話をしましたように、山鹿市の教育を推進するに当たり、人材確保はとても重要なことです。魅力ある山鹿市、山鹿市で子どもを育てたい、山鹿市で子どもたちを教育したいと言われるような山鹿市の教育環境づくりに努めているところです。現在、鹿本教育事務所と共同連携を図りながら、魅力ある山鹿市の教育を目指して山鹿市教育創造夢プロジェクトの取り組みを進めております。この夢プロジェクトは、学び合いをキーワードにした日常の授業改革や、新たな教育課題に柔軟に対応できる

学校づくりを目指しています。これまでの学校の枠組みにとらわれない新たな視点で学校を見直すことが必要であり、先生方が子どもと向き合ったり教材研究等に専念できる時間を確保していくことが大事なことになります。この取り組みの方向性を確かなものにするために、今年度は先日の山鹿市青少年健全育成大会での江里口選手の講演会を開催し、さらにこのあと12月11日のはやぶさプロジェクトマネージャーの川口淳一郎氏による講演会を計画しております。これらの夢プロジェクト講演会については、山鹿市出身あるいはこれまで山鹿市に勤務経験があられた先生方にご案内を差し上げ、新しい取り組みをご理解いただき、山鹿市に対してご支援をいただくように進めております。また教職員のことに関しましては、学校訪問の際に校長先生方から情報を得たり、しっかりと意見交換をしております。さらに校長ヒアリングの中で学校運営という視点から意見を伺いながら、鹿本教育事務所と相談をしながら進めていくことになります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

川野議員、了解ですか。

○19番（川野　功君）

議長。

○議長（横手啓介君）

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

○19番（川野　功君）

人事についてですけども、昨年も鹿本教育事務所と相談しながら進めていくと答弁されて、結果的にはうまくいかなかったと評価を受けております。今年もこのままいくと同じような結果になってしまうのは明らかだと思います。ただ、夢プロジェクトの取り組みは教育委員会としてはすばらしいと思います。本市の学校で教えてみたいという先生方をできるだけ多く集めることは大事ですし、その情報を発信するのはすばらしいことです。教育委員会の取り組みとしては評価します。教育委員会としては、先生方が本市に来てくれるように希望を出してくれるように受身にならざるを得ません。しかし、人事はそれだけではないのは教育長もご存じのはずです。言い方は悪いですけども、ポイントポイントでいかに一本釣りをしていくか、本当に必要な人材は攻めていかなければ確保できません。その点を本当にわかっていらっしゃるのでしょうか。教育長の話を聞いていると受身の話しか聞けません。全然期待が持てないのはその点です。教育長にはもっと緊張感と危機感を持って職務に当たっていただきたいと思います。教育長、大変忙しく、学校に直接訪問して

校長やほかの先生方とじっくり話したり、授業を視察したりする時間はほとんどないと聞きました。学校訪問で校長と話しているということですけども、そのときはじっくり二人だけで人事の話などはできないはずです。教育長の仕事で何が一番大事なのか、優先順位をはっきりさせて行動していただきたいと思います。人事は最重要課題です。忙しすぎてそれができないのなら教育委員会の組織、教育長の仕事そのものの改変をするべきじゃないかと思います。

所管委員会ですので質問は１回でやめます。あとは昼からですけども、同じ温もりの会の永田議員に引き継ぎたいと思います。

○議長（横手啓介君）

以上で川野議員の一般質問は終了いたしました。ここで昼食のため休憩いたします。午後は１時10分から再開いたします。

午後０時08分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後１時10分　開議

○議長（横手啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、丸山康昭議員の発言を許します。

丸山議員。

［30番　丸山康昭君　登壇］

○30番（丸山康昭君）

通告に従いまして一般質問を行います。人口減少と活性化対策についてということで質問いたします。全国的な少子高齢化や過疎化が進む中、山鹿市でも合併時の平成17年度では人口５万9725人であったものが、平成23年10月では人口５万6543人となっています。人口はこの５年半で3182人の減となり、年平均では578人の減少となっております。出生数と死亡数については、出生数が年々減少する一方で、死亡数は増加しており、平成22年度では死亡数が出生数より約350人も多く、この差は今後大きくなることは確実であり、転入転出による社会的移動も転出超過になればダブルパンチになり、仮にこのままの状態が続けば10年後には人口が５万人を切る計算になります。社会に活力があるか否かは、経済成長とそこに人が多いか否かであるかと思います。これまで過疎化対策事業など、各自治体があの手この手の振興策を行っています。今の日本の状況を見れば、経済成長もさほど期待はできないとなれば、どうすればよいか、それは自治体が地域ごとの特色を踏まえた生活環境や、暮らし続けるために必要な条件を用意することが大事だと思います。山鹿市に大都会と同じような都市機能をつくれとは言わないし、このご時世にトヨタや日産

のような大規模な工場を誘致しろとも言えません。まして厳しい財政状況の中で、フルセットの生活機能を提供できるはずもないとするならば、地域別に戦略性のあるまちづくりが求められると思います。そういう意味で、人口増加策、人口流出対策にもっと力を注ぐべきだと思います。住みやすい条件の捉え方と、現在、山鹿市で行われている施策についてお尋ねいたします。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

丸山康昭議員の人口減少と活性化対策についてのご質問にお答えいたします。まず、住みやすい条件についてですが、この問題を考えますときに、公式なデータを参考にしたいと思います。平成22年の国勢調査人口を平成17年のものと比較をいたしますと、全体で2335人減少しておりますが、年齢５階層別で見ると、より特徴的な結果が出ております。ゼロ歳から４歳までの人口は171人の減、率にすると7.7％の減となっており、少子化がさらに進んでいることがわかります。さらに学齢期に当たる年齢層と20歳から29歳までの青年層及び45歳から54歳の壮年層では２桁以上の減少率となっております。このことは、学齢期の現象は少子化の影響と転出増加によるものと思われ、その親世代も減少していることから、働き盛りの世代の転出に伴い、その子どもも転出しているものと推測できます。現に平成22年度の教育委員会の調べでも転出超過となっております。また20代の青年層でも減少率が大きいということは、山鹿市外に生活の本拠を求める転出者が多いからだと思われます。しかし、人口減少の中にあっても逆に人口が増加している年齢層があります。ご案内のとおり、高齢者層ですが、特に顕著に増加しているのが60歳から64歳の年齢層でして、924人、伸び率は実に25.4％となっています。ところが65歳から74歳の年齢層では逆に765名の減、マイナス9.7％と反転しており、不思議な現象が生じております。

以上の結果から、人口増加対策、人口流出対策を講じるに当たり、現在の市民や将来、本市への移住を考えておられる方に居住地として選択していただくには、子どもを産み、育てる世代、つまり若い世代の定住化を図ること。そのためには子育て環境、特に教育環境の整備、教育水準の向上が不可欠であること、次に子育て世代が安心して働ける場があること、さらには安心して高齢期を過ごすことができる住環境が整っていること、そして円滑な近所づき合いができる生活環境があること等が重要ではないかと思います。居住地の選択は、相対的優位で決定されると言われております。人はどこかに住まなければなりませんが、どこでもよいというわけ

ではありません。人はまず、絶対必要な条件に合致する場所を選定し、その中からさまざまな要素を比較考量して、相対的に優位な場所を居住地として選択するのが普通です。したがいまして、居住地として選ばれるには、その人が優先的に考えることは何か、その地域がどういう条件を備えていれば引っ越してくるのか、また住み続けてくれるのか、他の自治体の施策はどうか等を把握し、住みやすい条件を整えることが肝要と考えます。

次に、現在、本市が実施しております人口増加策、人口流出対策については、公共交通の確保を初め、空き家対策、過疎集落の活性化、婚活支援、子育て支援、農業の担い手支援、企業誘致、商業・観光振興、教育・文化・スポーツの振興、地域医療の充実等、暮らしやすい山鹿を目指して、すべての行政分野にわたって対策を講じているところです。しかしながら、これらの施策効果が期待どおりに上がっているとは言えないのが現実でありまして、先ほど申し上げました点にも留意をしながら、本市の現状や市民ニーズをもっと掘り下げて把握し、より効果的な施策を継続して講じる必要があると考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

丸山議員、了解ですか。

○30番（丸山康昭君）

議長。

○議長（横手啓介君）

丸山議員。

［30番　丸山康昭君　登壇］

○30番（丸山康昭君）

ただいま国勢調査のデータをもとに分析結果の説明がありましたけれども、その流れを見ますとゼロ歳から４歳までの減が大きくて、少子化が進んでいるという結果が出ておりますし、また20歳から29歳までの青年層の減少も大きいということは、やはり子育てに対するところのいろいろな問題があるのかなと。一部では、子どもを持つ親から、夜など子どもが病気したときに小児科等が少ないので大変子育てに不便だとか、あるいは若い人の中では、コンピューターとかパソコン等をやる人においては、光回線等がなくて非常に通信機能あたりが不十分だという意見もあって、若い人たちの定着が進まないのかなというところもあるかと思います。また、先ほどのデータの中で60歳から64歳までの人口については、大変大幅に増加しておるということで、またその反面、65歳から74歳までが減少しておるということは、定年を迎えて地元に帰ってきたけれども、年金等を満額もらうようになったときはやはり地元は住みにくいということで流出がふえているということも考えられるのでは

なかろうかというふうに思います。そこら辺のところ、十分に今後精査をしていただきまして、対策をつくっていただきたいと思っております。

それから、平成17年度から22年度までの市内の各地ごと人口の推移を見ますと、５年間で山鹿が912名で2.7％の減、鹿北が522名で9.7％の減、菊鹿が536人で７％の減、鹿本が250人で2.8％の減、鹿央が304名で5.7％の減、中心部よりも周辺部の人口減が進んでいることがわかります。各地域は地理的な条件や人口の集中度合いに違いがあるが、やはりそれぞれの地域に合った人口増加策、あるいは人口流出対策を講じる必要があるんではなかろうかというふうに思っております。

今、山鹿では八千代座を核としてまちづくりでさくら湯が建設されていますが、これが活性化対策の一つではなかろうかと思います。それぞれの地域でこのような対策を検討すべきではなかろうかと思っております。例えば鹿央町では菊池市の蘇崎の工業団地に近く、また熊本市、合志市や大津町等にも１時間で通勤ができますし、また広域農道等の整備で高速道路インターも近くなりましたので、松橋、八代市あたりも通勤可能な住宅地として最適だと思います。この辺のところを生かしたまちづくりあたりも今後は検討されるべきだろうと思います。農地の確保も大変重要かと思いますけれども、水等が来ている農地については農家をやめた方々の後を利用するという人もおられるようですけども、水が来ていない土地については、農業後継者がいないところは今後荒れるばかりです。しかし実際問題として、農地転用、宅地転用をしようとすると非常に難しいというのが現状です。市が率先してそういうところを宅地化するというような働きかけをすることによって解消するのではなかろうかと思っております。その辺のところを十分今後が検討されて、それぞれの地域に合った何らかの政策を持っていくべきではなかろうか。ただ一元化した政策でなくて、そういうものを願いたいと思っております。

それから、先ほど人口流出対策の中で、円滑な近所づき合いができる生活環境をということがありました。やはり地域ごとでそれぞれに住む人たちがその地区のまちづくりに積極的に参加する、そして話し合うということが必要ではなかろうかというふうに思っております。例えば大字や小学校区を対象とするまちづくり組織、例えば自治区の特区制あたりを設けるとか、そういうものに対して予算を与え、まちづくりを積極的に任せるということによって、先ほど地域地域の活性化をということも解消できるのではなかろうかと思っております。玉名市あたりでは一部そういう取り組みもなされておるようですので、いろいろとご検討して対策をお願いしたいと思っております。

先ほど総務部長の方から施策についていろいろとお話がありましたけども、平成23年度の予算から見ますと、路線バスあるいは市街地循環バス、あいのりタクシー

等の交通の確保に１億1900万円、それから空き家対策、過疎集落対策、地域づくりの活性化等に1700万円、子育てとか子どもの医療費助成、放課後児童対策等に２億4500万円、農業担い手資金や農業集落の再生事業、市産材の利用促進等に6200万円、企業誘致対策に2100万円、緊急雇用対策に１億500万円、商業観光振興対策に9000万円、教育・スポーツ振興等に１億3000万円、あるいは医療の充実等２億4000万円等が、予算が平成23年度で計上されておりますけど、この辺のところを見る限り、どの自治体でもこういう事業については取り入れられておると思います。その辺のところから、やはり住みたいまちをつくるとするなら、それなりの事業が必要ではなかろうかと思います。このことについては、私も総務文教委員会担当ということですので、いろいろと企画課と話する中で、回答としては、これからの検討課題ということで、先ほど人口増加対策、あるいは人口流出対策で言われました、若い世代の定住を図る、それから子育て環境、特に教育環境の整備、教育水準の向上は不可欠であると、あるいは子育て世代が安心して働ける場があること、安心して高齢期を過ごすことができる住環境が整っていること、あるいは円滑な近所づき合いができる生活環境があること等を目的に、今後検討するという答えしか返ってこないと思いますので、私も総務文教委員として提言に留めさせていただきたいと思いますので、今後十分に検討をしていただきたいと思います。ただ、米野岳中学校の校区の小学校統合については、住民の方々の関心が大変高いことから、人口対策の点から質問をしたいと思っております。

複式学級解消との名目で、市内一円を同じ考えで統合を進めてこられましたが、米野岳中学校区については昨日、立山議員の質問に対して、今後、児童数の推移等を見極めながら十分協議し、進めるとのことでしたが、４小学校のうち１校については、統合に反対される方が初めからおられ、現在は半数にも達していると聞いております。また建設用地の取得も困難であると聞いており、今後４小のスムーズな統合は難しいのではないかと思います。一方では、山内小学校区からは、子どものことを思うなら早く複式解消のために統合を急ぐようにという意見がありました。鹿央町では合併前、米野岳小学校が将来複式になることを想定し、鹿央町公民館近く30戸の町営住宅、一里木団地をつくりました。当初は入居があるか心配されましたが、すぐに満室になり、現在、米野岳小学校の生徒数は89名ですが、このうち一里木団地から通学する児童が32名です。これが政策ではないでしょうか。住みやすい条件について幾つか答弁がありましたが、その中の一つに若い世代の定住を図ること、そのためには子育て環境、特に教育環境の整備、教育水準の向上が不可欠と答弁がありましたが、私も若い世代の定住と教育環境の整備は深いつながりがあると思います。学校の統廃合は、子どものことが第一です。複式解消を優先させるべ

きだと思います。その中で人口増加対策等の政策を行うことで、学校を残せるのではないかと、これがまちづくりだと思います。教育委員会はどのように考えておられるかお尋ねをしたいと思います。なお今後はＰＴＡだけでなく、地域の方々も含めて情報を提供しながら話し合いをやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

○教育部長（倉原謙治君）

丸山議員の一般質問の２回目、まちづくりの観点からできるだけ学校を残すことは考えられないかというご質問についてお答えいたします。全国的な少子化が続く中で、山鹿市においても児童生徒数が減少傾向にあり、小学校においては複式学級の発生や、１学年１学級といった小規模校などが増加している状況は、議員ご承知のとおりです。米野岳中校区でも山内小学校で複式学級が編成されております。この複式学級を解消し、子どもたちがたくましく育ち、社会性や協調性を養い、生きる力を身につけていくために、より適した集団規模を確保するという学校規模適正化事業の目的をご理解いただき、複式学級の早期解消に努めなければならないと考えております。しかしながら、学校はこれまで地域におけるよりどころとして見守られてきた経緯等もあることから、現在、保護者代表と意見交換を行っておりますが、今後もさらに地域の皆様方とも十分協議を行いながら、子どもたちにとってよりよい教育環境を整備できるよう、ただいまの議員のご意見も視野に入れながら、今後進めてまいりたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

丸山議員、了解ですか。

○30番（丸山康昭君）

終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、丸山議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。

永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

○17番（永田紘二君）

17番議員の、温もりの会、永田紘二です。発言通告に基づきまして、一般質問を２点行います。１点目は、有害鳥獣被害防止対策について、２点目は、「子どもは

やまがの宝だ宣言」についてであります。

まず有害鳥獣被害防止対策についてお伺いをいたします。有害鳥獣の被害については、皆さん方、十分にご承知のとおりであります。イノシシ、カラス、ハト類、最近ではシカも出没をしております。特にアライグマのスイカに対する被害、それからカワウのアユ等に対する被害が発生していると聞いております。被害防止対策が急がなきゃいけない、いろんな問題点が出てくると思いますけども、現状についてお尋ねをします。また本年度からイノシシの侵入を防ぐ防護柵の実施事業が取り組まれたと聞いております。その状況についてお尋ねをしたいと思います。さらに、この事業について平成24年度に向けてどんな取り組みをしていくのか、取りまとめ、申請等も上がっていると思いますが、どれくらいの内容でどれくらいの事業費がかかるのか、その辺をまずお伺いをします。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

ご質問の、有害鳥獣被害防止対策の状況等についてお答えいたします。有害鳥獣対策については、猟友会山鹿支部に捕獲を全面委託して事業を行っておりまして、イノシシの捕獲頭数は平成21年度1000頭、平成22年度で1946頭、平成23年度はこれからが本番ということもありまして９月末現在で321頭となっております。またカラス、ハトなどの鳥類の捕獲数は平成21年度で500羽、22年度で1078羽、23年度は９月末現在で625羽となっております。委託料については、イノシシが１頭当たり7000円、カラス、ハトなどの鳥類が１羽当たり1000円で委託契約しておりますので、平成21年度が750万円、22年度が1470万円、23年度は９月末現在で287万2000円となっております。次に、金網などで農地等を囲い込み、イノシシからの被害防止に最も効果的である侵入防護柵の平成23年度の設置状況ですが、国の鳥獣被害緊急総合対策事業を活用し、事業に着手をしております。当初、33地区の集落から合計68.7キロメートルの要望に対し、投資効果などを算定し、本年度は21地区において約30キロの施工を行っているところであり、11月末現在で約86％に当たる25.3キロメートルの設置が完了しているところです。また、事業費につきましては、国から山鹿市被害防止対策協議会への補助金として1713万7000円、それと市の単独予算として500万円、合わせまして2213万7000円となっております。今回の事業については、資材のみを支給し、設置については地元施工のため自己負担金がなく、大変好評をいただいていると同時に、農作物に対する被害が激減したとの報告を多くの地区よりいただいております。

次に、平成24年度の侵入防護柵の申請状況についてです。最近被害が報告されていなかった地区からの新たな報告がふえている状況であることを踏まえまして、先般、市内全域を対象に各嘱託員を通じ、平成24年度の防護柵設置についての要望調査を行い、要望があった全43地区に対しまして、ヒアリングを行い、被害の状況確認及び防護柵設置に向けた要望箇所及び施工延長等について確認をした結果、総延長で約100.3キロメートルの要望が上がっている状況にあります。なお、本年度の施工単価で今回要望が上がった地区をすべて施工するとなりますと、約8000万円がかかる計算ですが、今後も深刻化、広域化することが予測されます鳥獣被害についての防止対策は、農業生産現場における喫緊の課題であることを踏まえまして、国に対しても本対策における特段の支援を要望しつつ、市といたしましても引き続き重点施策として位置づけ、防護と駆除の両面から、できる限りの対策を講じていく必要があると考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

永田議員、了解ですか。

○17番（永田紘二君）

議長。

○議長（横手啓介君）

永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

○17番（永田紘二君）

被害防止対策については、２回目をしたいわけですけれども、出てくる答弁は検討しますということだろうと思います。要望にかえさせていただいて、農林部にしっかりこの事業を取り組んでいただきたいと思います。平成23年度の経過をみますと、30キロの防護柵が計画されました。自己負担金がまず今回はなかった、それから国県の事業の補助金をもらって約2200万円の事業が終わった、特に農作物に対する被害が非常に激減したという報告がされております。平成24年度は申し込みが延べ100キロになっている。事業費でいけば8000万円ぐらいかかるだろう。昨年同様の補助金を仮にもらったとしても、6000万円ぐらい足らないのかなということになります。要はこの事業については、過疎債が活用できるというお話を聞いております。申請されました全部は無理と思いますけれども、どうしてもこれは防護柵が要るという地点については、できるだけ施工できますように、国また県、そして市町村独自の予算も組みながら前向きに検討していただきたいと、農林部の皆さん方にお願いをしておきます。

次に、２点目の、「子どもはやまがの宝だ宣言」についてお伺いをいたします。

昨年３月の市長の宣言を受けまして、教育委員会として、いや教育長としてどのような捉え方をして、どのように反映されてきているのか、そしてその実績等についてお伺いをします。本来でありますと、子育ての関係から福祉関連になると思いますが、今回は子どもの教育に一番接点があります教育委員会に対してお伺いをしていきます。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

永田議員のご質問の２点目、市長の「子どもはやまがの宝だ宣言」に関する教育委員会の対応について、お答えをいたします。市長は昨年の３月議会で、この宣言をされた後、あらゆる会議等でこの宣言の趣旨とその思いを熱く話されてきました。特に教育委員会関係では、全部の小中学校を訪問した朝のあいさつ運動の折、市長が各学校の教職員に対して、宣言制定への思いを直接語りかけ、あわせて激励をされました。このことはすべての教職員の精神的よりどころとして非常に大きかったと思います。その後、進めてまいりましたほとんどの施策・事業については、長期計画に沿ったものでもありますが、この宣言を受けて、なお一層、子育ての重要性を認識して推進してきたものです。まず、県鹿本教育事務所の廃止に備えた教育委員会の体制充実として、学校教育指導員の増員と教育センターの体制強化、また先ほどご質問のありました不登校児童生徒への支援対策、家庭などで問題を抱える児童生徒への対策としての精神保健福祉士（ＳＳＷ）を山鹿市として新規設置、さらには昨日ご質問のありました読書活動推進員の配置拡大などがあります。一方、教育環境の整備については、よりよい教育条件の整備と快適な教育環境の充実を目指し、山鹿小・川辺小の統合校の建設工事に着手し、その他の地区においても再編・統合の準備を進めております。また、家庭教育でも非常に難しい問題が生じてきておりますので、家庭教育支援員を増員し、相談体制の充実などで家庭教育力の向上に取り組んでおります。その他、多くの事業がありますが、教育委員会の所管事業のほとんどは、宣言が目指しております次世代の担い手づくりであり、山鹿の未来を切り開くものだと、このように考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

永田議員、了解ですか。

○17番（永田紘二君）

議長。

○議長（横手啓介君）

永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

○17番（永田紘二君）

２回目の質問を行います。先ほどの答弁の中で、朝のあいさつ運動の中、市長が各学校の職員に対して宣言制定の思いをしっかり話されたということでありまして、これは教育長の仕事じゃなくて市長の仕事だという理解をします。私はそういう背景の中で、教育委員会として、教育長として、どういうかかわり合いをするのかというのを期待したわけであります。特にこの宣言が出されたから教育委員会の事業がやりやすくなったという答弁はありました。それをしっかり踏まえてやっていただきたいと思います。特に、これは私も解釈が間違っているのかどうか知りませんが、子どもはやまがの宝だ宣言の文中に、中程であります、これは市長の言葉でありますけど、山鹿の子どもたちすべてが市民みんなの誇りであり、山鹿の宝であると考えます。そのため、子どもには常に真の愛情、優しさ、厳しさをもって接し、同時に学校、園、家庭、そして先生を市民みんなで支えあうことが大切です。教育委員会がやるのではなくて市民の皆さん方がそうなってもらうように教育委員会はどうして関わるかという理解を私はしました。ここには市長が述べられていますけど、宣言は、特に強調したい点は、すべての子どもたちが無限の可能性を秘めるふるさとの宝である。この宝を市民みんなではぐくみ、光輝かせようということであります。すなわち市民みんながこういう気持ちになって、宝だ宣言に向けていけるような配慮、かかわりを教育長もしくは教育委員会に期待をしたいと思います。

９月議会で先生たちの確保、先ほど川野議員からもいろいろ人員確保の話が出ました。答弁の中に、魅力ある学校づくりについて取り組むというお話もありました。その背景に、先ほど川野議員の質問の中に夢プロジェクト、結局これが柱ですという答弁でありました。この夢プロジェクトの内容を少し具体的にお話しいただければと思います。さらに、人材確保に向けて校長先生たちのヒアリングやＯＢの教職員から支援、情報収集をとっていく、進めていくというお話もいただいております。この内容について、どういう具合に進めてこられているのか、お話を聞きたいと思います。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

永田議員の２回目のご質問にお答えいたします。魅力ある山鹿市の学校づくりに

ついては、山鹿市教育創造夢プロジェクトとの関連から答弁を申し上げます。

今年から来年度にかけて、鹿本教育事務所と連携を図り、魅力ある山鹿市の教育を目指して取り組みを始めたところです。これは次にご説明いたします三つの現在の山鹿市の課題に対応するために、その必要性を感じたからです。まず１番目に、鹿本教育事務所の平成24年度末廃止です。２番目は、新たな教育課題に柔軟に対応できる学校づくりです。児童生徒の視点から、いじめ、不登校の解消等や活用型の学力の向上、教職員の視点からは、負担感軽減や多忙感の緩和、学校の視点からは学校応援団づくりや幼保小中連携、教育行政の視点からは、鹿本教育事務所と山鹿市教育委員会の目標連携と行動連携、さらに組織や施策等のスリム化による機能強化等が考えられます。そして３番目が人材確保です。その具体的な取り組みといたしましては、一つ目に、学び合いをキーワードにした日常の授業改革です。これは児童生徒がお互いに学び合う、学び合いをキーワードにした日常の授業改革です。それから今回の新しい学習指導要領が求めております思考力、判断力、表現力等の育成に向けて、学び合いのある事業づくりを目指していきます。二つ目に、新たな教育課題に柔軟に対応できる学校づくりです。まず、新たな視点で学校を見直し、先生方が子どもたちとしっかり向き合ったり、教材研究等に専念したりする時間を確保していくことが大変重要です。このプロジェクトの目的や成果をマスコミなどを活用して周知することによりまして、本市の教育行政のよさを県内に広くアピールし、人材確保の一助にしようとするものです。現在、学校現場では会議の精選を初め、行事終了後に反省をし、次年度の計画まで立てておく直後プラン、行事が終了したらすぐに反省をして次年度の計画をすぐ立てるということです。会議の効率化を図るための起案方式、朝会でなく夕方に会議を行うなど、学習サポーター等、地域人材の有効活用による学校応援団づくりなどの取り組みを始めている学校があります。また授業の質を高める、お互いに学び合う、学び合いの授業づくりを初め、ワークショップ型の研修による校内研究の質的改善などを進め始めている学校もあります。このため、教職員を初めとした関係者向けに５回の講演会を設定し、夢プロジェクトの目標を達成するための重要な手段として位置づけておるところです。

次に、人材確保については、学校訪問のときに経営部会というのを持ちます。これは教育長と校長と首席教育審議員の３名で話し合いをする部会ですが、校長先生方の思いを聞いたり意見交換をしたりしております。この中で人事に関する話を重点的にしております。また退職されたＯＢの方々から情報を得るなどもしております。そのほかにも学校現場に日常的に足を運びまして、各学校長と意見交換や情報収集などをしたい思いはありますが、公務の現状からしますと、現実的になかなか時間的に厳しい状況です。まずは山鹿市教育創造夢プロジェクトを鹿本教育事務所

と連携して取り組んでいくことが、子どもはやまがの宝だ宣言の趣旨にも沿うものであり、重要であると考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

永田議員、了解ですか。

○17番（永田紘二君）

議長。

○議長（横手啓介君）

永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

○17番（永田紘二君）

３回目の質問を行います。本12月定例会では、教育委員会、ましてや教育長に対する一般質問がたくさん出ました。教育長、答弁大変だったと思います。13名の登壇の中に、７名のつもりでしたけども、先ほど丸山議員の質問もありましたので８名が教育委員会に関する質問でありました。それほど期待が大きいということと、不安がたくさんあるということ。それからもう一つ、不満もあるということも十二分に教育委員会は僕は理解をしてほしいという感じであります。課題もたくさんありますし、特に先ほど２回目の質問をしました。この質問に対して、後半でありますけどこういう答弁を教育長からいただきました。人材確保については、学校訪問、同時に経営部会の中で校長先生方と話を聞いたりする。これは年に１回ぐらいしか行かれていません、行っても２回だと思います。その中でそういう話ができるとは思いません。それから、退職されたＯＢの先生方からの情報を得る。これは私たちは退職されたＯＢの先生方はわかりませんので、されているかされていないかわかりません。そのあとです、その他でも、学校現場に日常的に足を運んで各学校長と意見交換や情報収集などをしたい思いはありますが、公務の現状からしますとという話です。こういう情報収集は公務ではないのだろうかという理解をしました。先ほど川野議員からも質問がありましたけど、９月議会で人材確保について質問をしておきました。その中でも校長先生のヒアリングやＯＢの先生方等の支援を得て、人材確保に努めていくということでありまして、先ほどの答弁を見ますと、学校でのヒアリング、校長先生方とのこの３カ月間の間に全く接点はなかったろうという理解をします。ということは、本会議で質問して答弁されたら、それで事業は終わりだという理解では困ると思うんです。今回８人の議員がこれだけ教育問題、心配しながら質問しております。しっかり読まれて検討していただきたいと思います。

３回目のお伺いをしておきます。まず先ほど公務の現状からというお話がありましたけど、教育長の公務、職務というのはどういうものがあるかというお尋ねをし

たい。それからもう１点、これだけ事業がたくさん、そして先ほど課題がたくさん出てきました。当然、事業展開をしていく中では、優先順位、まず急がないといけないのはこれだという優先順位というのを決めて進められていると思いますが、そこら辺の内容等についてお尋ねをします。本来であれば、３回目の質問の答弁をお聞きしてもう１回質問したいけども、４回目の質問はできませんので、私の思いをここで少しだけお話をさせていただきます。

教育長は先ほど答弁の中で考えていきますと、非常に教育長としての業務が多忙である、処理ができない、対応ができないものがたくさんあるだろうという理解をします。そうしますと、教育長が教育委員会の中で業務ができる範囲内はどこまでなのか。教育委員の先生方と一緒になって学校教育に携わる中で、教育長として教育全体の、教育長としての業務が本当に多忙であれば、これは市長にも次はお尋ねしたいと思いますが、それは教育委員会自体の組織体制の見直し等も十分必要ではないかという気がしております。以上で質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

永田議員の３回目のご質問、教育長の職務内容またその優先順位をどう考えているのかについてお答えをいたします。まず、基本的なことから申し上げますと、教育委員会の事務局部門の責任者として、幅広い権限と重い責任があると認識をしております。もちろん合議制の機関ですので、教育委員会の会議において資料提供や報告・説明に努め、その決定された方針や委任された権限の範囲で具体的な事務を担当していることは、法令に定められたとおりです。したがって、現在、教育長として管理しております職務の範囲は、学校教育から社会教育、そして文化行政、社会体育まで大変幅広い分野にわたっております。このことは、教育委員会の各課、各係の組織の広がりを見ていただければご理解いただけるものと思います。そしてまた、どれも地域住民の方々にとって、また将来の山鹿市にとって大変重要なものばかりです。私の時間と体力の許す限り、これらの現場に出向き、実態を把握し、改善に努め、このことを教育委員会の会議において詳しく報告や説明に努めているところです。また、職務の優先順位についてもお尋ねですが、状況や時期的に順位をつけざるを得ない場合もあるかと思いますが、日ごろから順位づけをして対応しているものではありません。もちろん、未来ある子どもたちのことは常に気にかけております。生涯学習や文化・体育の振興など、何一つ欠けてもバランスを欠くことになり、山鹿市の心豊かな人づくりは進展しないと考えております。

与えられた職責を全うするため、今後も全力を尽くして職務に専念してまいりたいと思います。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。これにて質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第119号　教育委員会委員の任命について並びに議案第120号及び議案第121号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての３案件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第119号、議案第120号及び議案第121号の３案件は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（横手啓介君）

日程第２　委員会付託を行います。ただいま議題となっております議案第119号、議案第120号及び議案第121号を除く全案件を、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

散　会

○議長（横手啓介君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後２時05分　散会

～～～

１２月１６日(金曜日)

平成23年（第６回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成23年12月16日（金曜日）午前10時開議

第１　議案第 80号　専決処分の承認を求めることについて
（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について）

議案第 81号　山鹿市暴力団排除条例

議案第 82号　山鹿市税条例等の一部を改正する条例

議案第 83号　山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例

議案第 84号　山鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 85号　山鹿市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

議案第 86号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例

議案第 87号　山鹿市立視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例

議案第 88号　山鹿市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

議案第 89号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 90号　山鹿市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例

議案第 91号　山鹿市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第 92号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第 93号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第 94号　平成23年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）

議案第 95号　平成23年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）

議案第 96号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市幸の国健康館「ゆ～かむ」等）

議案第 97号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市黒蛭地区コミュニティーセンター）

議案第 98号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市蒲生コミュニティーセンター）

議案第 99号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市山村・都市交流施設　たかとり自然共育センター「木馬館」）

議案第100号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市一本松農村公園）
議案第101号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿央生産物直売所等）
議案第102号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市特産工芸村等）
議案第103号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市水辺プラザかもと）
議案第104号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市道の駅小栗郷等）
議案第105号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿灯籠民芸館）
議案第106号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第107号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））
議案第108号　公の施設の指定管理者の指定について
（岳間渓谷キャンプ場）
議案第109号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（待合所棟））
議案第110号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（物販棟））
議案第111号　公の施設の指定管理者の指定について
（岳間研修センター）
議案第112号　公の施設の指定管理者の指定について
（椎持研修センター）
議案第113号　公の施設の指定管理者の指定について
（幸ケ丘研修センター）
議案第114号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市農村集落多目的共同利用施設下分田センター）
議案第115号　公の施設の指定管理者の指定について
（八千代座等）
議案第116号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民スポーツセンター）

議案第117号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民プール）
議案第118号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市サイクリングターミナル）
議案第119号　教育委員会委員の任命について
議案第120号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第121号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
陳情第 12号　「原発」依存のエネルギー政策を抜本的に見直す意見書の提出を求める陳情書

（委員長報告）
討　　論
採　　決

第２　議員提出議案第２号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第３号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第４号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第５号　農業委員会委員の推薦について

○

本日の会議に付した事件

第１　議案第 80号　専決処分の承認を求めることについて
（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について）
議案第 81号　山鹿市暴力団排除条例
議案第 82号　山鹿市税条例等の一部を改正する条例
議案第 83号　山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例
議案第 84号　山鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 85号　山鹿市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
議案第 86号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例
議案第 87号　山鹿市立視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例
議案第 88号　山鹿市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例
議案第 89号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 90号　山鹿市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例
議案第 91号　山鹿市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第 92号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）
議案第 93号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第 94号　平成23年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）
議案第 95号　平成23年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）
議案第 96号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市幸の国健康館「ゆ～かむ」等）
議案第 97号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市黒蛭地区コミュニティーセンター）
議案第 98号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市蒲生コミュニティーセンター）
議案第 99号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市山村・都市交流施設　たかとり自然共育センター「木馬館」）
議案第100号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市一本松農村公園）
議案第101号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿央生産物直売所等）
議案第102号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市特産工芸村等）
議案第103号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市水辺プラザかもと）
議案第104号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市道の駅小栗郷等）
議案第105号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿灯籠民芸館）
議案第106号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第107号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））
議案第108号　公の施設の指定管理者の指定について
（岳間渓谷キャンプ場）
議案第109号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（待合所棟））
議案第110号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（物販棟））

議案第111号　公の施設の指定管理者の指定について
（岳間研修センター）
議案第112号　公の施設の指定管理者の指定について
（椎持研修センター）
議案第113号　公の施設の指定管理者の指定について
（幸ケ丘研修センター）
議案第114号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市農村集落多目的共同利用施設下分田センター）
議案第115号　公の施設の指定管理者の指定について
（八千代座等）
議案第116号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民スポーツセンター）
議案第117号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民プール）
議案第118号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市サイクリングターミナル）
議案第119号　教育委員会委員の任命について
議案第120号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第121号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
陳情第 12号　「原発」依存のエネルギー政策を抜本的に見直す意見書の提出を求める陳情書

（委員長報告）
討　　論
採　　決

第２　議員提出議案第２号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第３号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第４号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第５号　農業委員会委員の推薦について

日程追加

第３　議案第122号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議案第123号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）
議案第124号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第125号　平成23年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
議案第126号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第127号　平成23年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第128号　平成23年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第129号　平成23年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）

意見書案第５号　国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書

意見書案第６号　原子力発電依存のエネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める意見書

○

出席議員（30名）

１番	永田　健　君
２番	稲葉　昇　君
３番	藤本芳雄　君
４番	福本義文　君
５番	冨丸洋一郎　君
６番	藤本峰秀　君
７番	北原昭三　君
８番	芹川正美　君
９番	藤原　豊　君
10番	立山秀木　君
11番	立山　隆　君
12番	原　徹　君
13番	平井邦廣　君
14番	吉本政幸　君
15番	池田誠一　君
16番	堀　茂幸　君
17番	永田紘二　君
18番	森川昭彦　君
19番	川野　功　君
20番	古荘克郎　君
21番	森　芳顕　君
22番	家入憲隆　君
23番	横手啓介　君
24番	高野誠二　君
25番	藤原　弘　君
26番	森　久雄　君
27番	太田黒鐵郎　君

28番　丸山寛治君
29番　寺崎勇児君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	杉本作徳君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	富田辰郎君
農林部長	潮崎昭二君
商工観光部長	三森兄臣君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	古荘秀幸君
市民医療センター事務部長	荒木　隆君
教育部長	倉原謙治君
首席審議員兼会計管理者	富安　豪君
市民福祉部次長	有働　博君
市民福祉部次長	山口敦子君
農林部次長	冨田弘海君
水道局長	宮本　稔君
職員課長	阿蘇品貴司君
財政課長	木下　実君
農村整備課長	池田廣二君
商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
住宅課長	山内敏雄君
市民医療センター事務部総務課長	野田修誠君
監査事務局長兼選管事務局長	緒方　栄君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	幸村英星君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	中村武志君
書記	森　英州君

○

午前10時00分　開議

○議長（横手啓介君）

これより、本日の会議を開きます。

日程第１

議案第80号～議案第121号

陳情第12号

○議長（横手啓介君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案及び陳情並びに議案第119号、第120号及び第121号の全案件を議題といたします。

議案第 80号	専決処分の承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について）
議案第 81号	山鹿市暴力団排除条例
議案第 82号	山鹿市税条例等の一部を改正する条例
議案第 83号	山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例
議案第 84号	山鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 85号	山鹿市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
議案第 86号	山鹿市公民館条例の一部を改正する条例
議案第 87号	山鹿市立視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例
議案第 88号	山鹿市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例
議案第 89号	山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 90号	山鹿市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例
議案第 91号	山鹿市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
議案第 92号	平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）
議案第 93号	平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第 94号	平成23年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）
議案第 95号	平成23年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）

議案第 96号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市幸の国健康館「ゆ～かむ」等）
議案第 97号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市黒蛭地区コミュニティーセンター）
議案第 98号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市蒲生コミュニティーセンター）
議案第 99号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市山村・都市交流施設　たかとり自然共育センター「木馬館」）
議案第100号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市一本松農村公園）
議案第101号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿央生産物直売所等）
議案第102号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市特産工芸村等）
議案第103号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市水辺プラザかもと）
議案第104号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市道の駅小栗郷等）
議案第105号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿灯籠民芸館）
議案第106号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第107号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））
議案第108号　公の施設の指定管理者の指定について
（岳間渓谷キャンプ場）
議案第109号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（待合所棟））
議案第110号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（物販棟））
議案第111号　公の施設の指定管理者の指定について
（岳間研修センター）
議案第112号　公の施設の指定管理者の指定について
（椎持研修センター）

議案第113号　公の施設の指定管理者の指定について
（幸ケ丘研修センター）
議案第114号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市農村集落多目的共同利用施設下分田センター）
議案第115号　公の施設の指定管理者の指定について
（八千代座等）
議案第116号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民スポーツセンター）
議案第117号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民プール）
議案第118号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市サイクリングターミナル）
議案第119号　教育委員会委員の任命について
議案第120号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第121号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
陳情第 12号　「原発」依存のエネルギー政策を抜本的に見直す意見書の提出を求める陳情書

○

○議長（横手啓介君）

各常任委員長の報告を求めます。

平井建設環境常任委員長。

［建設環境常任委員長　平井邦廣君　登壇］

○建設環境常任委員長（平井邦廣君）

建設環境常任委員会の報告をいたします。

まず、９月27日から９月29日に行った岐阜県飛騨市と石川県金沢市の行政視察について報告いたします。９月27日、飛騨市ではごみ焼却施設の単独建設について視察をしてきました。飛騨市は平成16年２月１日に２町２村で合併しましたが、合併前から利用していた焼却施設の経年劣化と平成23年３月を期限とする地元協定の遵守に加え、岐阜県が進めるごみ処理広域計画で示された飛騨圏域内で最大規模の高山市が単独処理を明言したことで、飛騨圏域での意思形成が困難になったことと、ごみ処理の委託が同圏域の焼却施設よりも地理的に近い岐阜県外の富山市が所有する施設に委託しなければならず、将来的に市や住民へ負担が重くのしかかることから、単独処理を検討することとされました。そのため、既存施設の拡充建設に当たり、使用期限前から地元へ幾度となく丁寧な説明を行い、理解を得た事例の紹介がありました。翌28日は金沢市の歴史まちづくりについての視察を行いました。金沢

市は、歴史的建造物が戦禍を逃れた上、伝統文化・工芸の保護育成が行われた土壌があったことから、全国に先がけて昭和43年、独自の金沢市伝統環境保存条例を制定してありました。以来、継続的にまちづくりに取り組み、平成21年１月、金沢市歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けて現在に至っています。しかしながら、これまでの事業実績の一方で、歴史的建造物の喪失や伝統文化・工芸技術の継承者数の減少など、時代の流れとともにまちづくりの継続が困難になりつつあること、また金沢大学が金沢城跡から移転したことにより、若者が流出し始めるといった問題が起きているなど、新たな施策が必要となっている事情や歴史的まちづくり推進と、そこで暮らす人々の生活をいかに確保するかといった、本市が抱える問題とも共通する部分が多く、大変参考になりました。

続きまして、閉会中の継続審査であります。陳情第12号　「原発」依存のエネルギー政策を抜本的に見直す意見書の提出を求める陳情書について、11月11日、午前10時から議員控室におきまして委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。委員から、さらに慎重に検討する必要があると発言があり、継続審査すべきものと決しました。

次に、本定例会において当委員会に付託されました議案３件、継続審査中の陳情１件について、12月９日、午前10時から議員控室において委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果について報告いたします。

議案第92号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第109号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター（待合所棟））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第110号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター（物販棟））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第12号　「原発」依存のエネルギー政策を抜本的に見直す意見書の提出を求める陳情書、現状を考慮しても、陳情内容の実施は不可能であるので、不採択とすべきとの発言や、現段階では実現不可能な内容だが、将来的な方向性は理解できるもので、趣旨採択としては、との発言があり、挙手採決の結果、趣旨採択すべきものと決しました。

議案審査終了後、市道鹿北星原線の災害復旧工事の進捗状況と、熊本県企業局の菊鹿水力発電所の活用状況の現地調査を行いました。

以上、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（横手啓介君）

立山経済観光常任委員長。

［経済観光常任委員長　立山秀木君　登壇］

○経済観光常任委員長（立山秀木君）

経済観光常任委員会の報告をいたします。

まず、行政視察について報告いたします。去る10月３日から５日にかけまして、新潟県新発田市と三条市を視察いたしました。新発田市は、新潟県北部に位置する中核都市で、人口約10万3000人、昨年、市制施行60周年を迎えられております。赤穂義士の堀部安兵衛生誕の地ということで、本市とも忠臣蔵サミットなどでかかわりのあるところです。新発田市では、食の循環によるまちづくりについて研修を行いました。食や食育、環境など、個別に取り組まれている自治体は数多くあるようですが、食の循環という一連の流れの中で、市民や事業者、行政の役割を条例で定め、一体となって推進している自治体は、全国的にも例がないようです。食の循環によるまちづくりの基本的施策として、１、産業の発展、２、健康及び生きがいの増進、３、教育及び伝承、４、環境保全、５、観光及び交流という５項目に分類し取り組まれておりました。このように、食の循環によるまちづくりとして活用することで、地域活性化や市民生活の質の向上を目標にされているという説明を受けました。その後、市内３箇所にあります有機資源センターの中の一つ、米倉有機資源センターに移動し、バイオマスの利活用について研修を行いました。この施設は、ごみの減量化や良質な堆肥づくりを行う資源循環型社会づくりの根幹施設として位置づけられておりまして、畜産農家の家畜排せつ物処理対策や野積み堆肥の減少による生活環境の改善、農地・水・環境事業による土づくり、減農薬・減化学肥料農業の推進という効果は出ているものの、周辺地域への臭気対策や運営面においての赤字収支の解消を含め、民営化を見据え、今後の課題等があるという説明を受けました。現時点では、指定管理者制度の導入や民営化は困難であるとのことでしたが、民間との共同開発にも取り組まれているという説明を受けました。

次に、三条市におきまして、中心市街地活性化対策について研修を行いました。三条市は、人口約10万4000人、新潟県のほぼ中央に位置する工業都市です。三条市では、中心市街地活性化対策として、人が集まる仕組みをさまざまな事業を通じて進められておりました。市が目指すスマートウェルネスシティ三条により健康になるようなまちづくりとして、中心市街地に住む高齢者の方々が歩いて買い物ができるよう、地元商店街が事業主体となり、コンパクトストアを開設され、買い物弱者等の多い地域の環境向上に取り組まれておりました。来年４月に大型店が出店予定という問題を抱えているということでしたけども、それをプラスに捉え、住み分け、

共存していきたいという考えであるとの説明を受けました。空き店舗対策事業では、市街地活性化を図るため、新規出店を促すだけでなく、営業時間を午前11時から午後８時までと指定するなど、まちづくりに必要な業種や店舗構成を検討しているという説明を受けました。

次に、本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案15件であります。去る12月12日、午前10時から議員控室におきまして委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず、議案審査に先立ちまして、現地調査を行いました。鹿北町岩野の竹の谷において、木竹粉砕機導入による作業現場を視察し、担当職員から詳しい説明を受けました。次に、来年11月にオープン予定のさくら湯建設工事の現場において環設計の鮎川所長から詳しく進捗状況の説明を受けました。午後１時10分から委員会を再開、慎重に議案審査を行いました。

議案第85号　山鹿市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第94号　平成23年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第97号から議案第108号まで、公の施設の指定管理者の指定についての12議案は一括議題として審議し、採決は議案ごとに行いました。

議案第97号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市黒蛭地区コミュニティーセンター)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第98号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市蒲生コミュニティーセンター)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第99号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市山村・都市交流施設たかとり自然共育センター「木馬館」)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第100号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市一本松農村公園)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第101号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市鹿央生産物直売所等)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第102号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市特産工芸村等)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第103号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市水辺プラザかもと)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第104号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市道の駅小栗郷等）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第105号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿灯籠民芸館）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第106号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第107号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第108号　公の施設の指定管理者の指定について（岳間渓谷キャンプ場）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済観光常任委員会の報告を終わります。

○議長（横手啓介君）

藤原福祉厚生常任委員長。

［福祉厚生常任委員長　藤原　弘君　登壇］

○福祉厚生常任委員長（藤原　弘君）

福祉厚生常任委員会のご報告をいたします。

まず、10月３日から５日にかけて実施いたしました本委員会の行政視察について、ご報告いたします。

視察先は、京都市及び富山県氷見市の２自治体といたしました。調査事項は、京都市の子育て支援における教育行政と保健福祉行政の協働について、並びに氷見市におけます金沢医科大学氷見市民病院の指定管理者制度についてを主な調査事項とし、先進的な自治体の子育て支援への取り組み状況と、自治体病院の経営手法等に関し調査を行ってまいりました。京都市では、京都市子育て支援総合センター「こどもみらい館」を視察しました。こどもみらい館は、少子化、核家族化、地域コミュニティーの希薄化などが進行する中、子育てに不安や悩みを持つ保護者の子育てを支援し、安心して子どもを生み育てる環境を整備する施策の一環として、平成11年12月に小学校跡地に建設されております。こどもみらい館が行う事業では、保育園、幼稚園、私立・公立の垣根を越えた共同機構による研究事業の推進や医師等専門スタッフが直接対応する相談事業などがあり、それらの各取り組みについて詳細な説明を受けました。

次の視察地、富山県氷見市は人口約５万2000人、面積約230平方キロメートルで、本市とも同規模程度の自治体であります。公立病院を持つ自治体としては、全国的にもいち早く病院の公設民営化の運営形態を採用していることから、金沢医科大学氷見市民病院の指定管理者制度についてを調査事項として視察を行いました。病院

の概要及び沿革を初め、金沢医科大学を指定管理者に選定するまでの経緯や公設民営による指定管理者制度導入後における成果と課題等について説明を受けた後、移転・新設されたばかりの氷見市民病院現地に移動し、院内の各施設を見学することができ、今後、本市の市民医療センターの健全な経営を図る上で大変参考になる視察となりました。

続きまして、福祉厚生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。本定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案７件であります。当委員会は12月13日、午前10時から本庁３階会議室におきまして、委員全員出席のもと執行部に関係職員の出席を求め、付託案件につきまして慎重に審議しましたので、その結果についてご報告します。

議案第84号　山鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号　山鹿市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第91号　山鹿市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第93号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第95号　平成23年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第96号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市幸の国健康館「ゆ～かむ」等)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（横手啓介君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎勇児君）

総務文教常任委員会の報告をいたします。

まず、行政視察について報告します。去る９月28日から30日までの日程で、ＮＰＯ法人里山ねっと・あやべによる小学校廃後の利活用について、京都府綾部市を、また防災メール配信サービスを初めとする防災への取り組み全般について、福井県敦賀市を視察しました。

まず、初日の視察地であります綾部市は、人口約３万5000人、面積約350平方キロメートルで、豊かな自然を有するとともに、物流環境に優れていることから、市内の工業団地には、精密機械・薬品・食品・運輸関係などの28社が立地しております。綾部市では都市と農村の交流などを通した地域活性化を目的に、平成12年７月に里山ねっと・あやべが設立され、統合により廃校となった豊里西小学校の旧校舎と周辺敷地を再活用して米作り塾、里山そば塾、農家民泊、里山交流大学、森林ボランティア活動など、実に多彩な活動が行われております。さらに空き家紹介、集落活動の支援、就農の支援などを行うあやべ定住サポート総合窓口が行政主体で設置をされておりますが、実働部隊としての里山ねっと・あやべの長年にわたる地道な活動が事業実績を支えているとのことでした。

次に、二日目の視察地であります敦賀市は、人口約６万9000人、面積約250平方キロメートルで、古代より港湾を中心に栄え、近年では原子力発電所や関連施設の誘致により、市街地の規模拡大が続く福井県嶺南を代表する都市です。敦賀市では、平成20年に完成した地上４階建ての敦賀市防災センターが大規模災害に対応するための防災拠点施設となっております。総事業費は約７億3000万円、建物は免震構造で、自家発電設備や太陽光発電、無停電電源装置が配備されております。３・４階には市の防災関係部署が入室しており、また１・２階には消防指令センターを有する広域消防組合の庁舎ともなっております。平成元年からケーブルテレビを利用した防災情報の一斉配信が行われ、平成17年から防災情報を携帯電話に一斉にメール配信するサービスも開始されております。さらに防災行政無線も整備され、希望する世帯には防災ラジオの無償貸与も行われております。使える手段をすべて使い、市民への情報伝達率100％を目指す敦賀市の姿勢は高く評価されるものであります。

以上で、行政視察についての報告を終わります。

続きまして、本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案17件であります。去る12月14日、午前10時から本庁３階会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。

まず、議案審査に先立ち、現地調査を行いました。主に市民センター化を目指して改修工事中の菊鹿総合支所と鹿央総合支所においては、工事の進捗状況、改修後の業務配置等について調査をいたしました。また、新庁舎整備の間の教育委員会部局の移転先である旧九州電力山鹿営業所においては、移転スケジュール、移転後の業務配置等の説明を受けました。鹿央物産館で昼食後、帰庁し、午後１時15分から委員会を再開。慎重に議案審査を行いました。その結果についてご報告いたします。

議案第80号　専決処分の承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について）、原案のとおり

承認すべきものと決しました。

議案第81号　山鹿市暴力団排除条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第82号　山鹿市税条例等の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第83号　山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第86号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第87号　山鹿市立視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第88号　山鹿市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第89号　山鹿市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第４号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第111号　公の施設の指定管理者の指定について（岳間研修センター)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第112号　公の施設の指定管理者の指定について（椎持研修センター)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第113号　公の施設の指定管理者の指定について（幸ケ丘研修センター)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第114号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市農村集落多目的共同利用施設下分田センター)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第115号　公の施設の指定管理者の指定について（八千代座等)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第116号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民スポーツセンター)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第117号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民プール)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第118号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市サイクリングターミナル)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「議長」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

丸山寛治議員。

［28番　丸山寛治君　登壇］

○28番（丸山寛治君）

丸山寛治です。質疑をいたしますが、経済観光委員長にちょっと聞きたいことがあります。議案第97号から108号、12議案ですけど、この審議内容を説明していただきたいと思います。なぜかと言うと、指定の期間が３年間から５年間に延長されたということが一つあります。それはなぜかというと、経費節約のため行かれない人もおるし行く人も指定管理者をしておるからということであります。指定管理という意味の責任は経営手法としては、大変いいことだと思っておりますが、そこの管理、抜き打ち的に、人を信用することも大事ですけど、たまには見に行くことも大事じゃないかと思っております。経費節約が大事ですけど、そこら辺はよくかみしめながら、節約するところは節約しないといけませんけど、節約するほど見に行ってくれとは申しませんが、そこら辺の監督状況をどのように審議されたか、詳細にお願いしたいと思います。

○議長（横手啓介君）

立山経済観光常任委員長。

［経済観光常任委員長　立山秀木君　登壇］

○経済観光常任委員長（立山秀木君）

ただいまの質問、指定期間の延長の理由につきましては、執行部から答弁がありましたので省きますけども、質問にありましたように、慢性化しないかというような意見も出ました。その点につきましては、今後とも十分執行部、地元との話し合い、あるいは業者との話し合いの中で、危機感を持って取り組んでいただきたいというような話し合いができております。以上、報告します。

○議長（横手啓介君）

丸山議員、了解ですか。

○28番（丸山寛治君）

了解じゃありませんけどあとで聞きます。

○議長（横手啓介君）

ほかに質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

［「議長」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

○12番（原　　徹君）

せっかくですので討論に参加します。12番、日本共産党の原です。

陳情第12号　「原発」依存のエネルギー政策を抜本的に見直す意見書の提出を求める陳情書について。建設環境常任委員会の決議に賛成の討論を行います。福島第一原発遠い安定、核燃料格納器を侵食、汚染水再び海へ放出、伊達市の米出荷停止、福島県の３市７地区に拡大、粉ミルクに放射性物質、３カ月ごとに点検、今挙げたものは12月10日の新聞の見出しであります。福島原発事故から９カ月が経過しているにもかかわらず、いまだに収束どころか処理を間違うと被害がさらに拡大する恐れがあることを示唆しております。これらは人類が残念ながら、まだ放射能を完全に処理する方法を開発していない。このことから生じるものであり、一度原発事故が発生すると大量の放射能によって被害はどこまでも広がっていくことを福島第一原発事故が教えていると思います。私は建設環境常任委員会の模様を傍聴しましたが、その中で、陳情書にあります死の灰という表現がとても極端だという意見も出ておりました。死の灰というのは、これは若い議員の皆さんはご存知ないかもしれませんが、今から66年前、1945年８月６日、９日、広島と長崎に原爆が落とされましたけれども、そのときに天から降ってくる放射能、そのころ放射能という言葉を知らなかったわけですね。灰を浴びてそして次々と血を吐きながら死んでいく。それを見て住民が「死の灰」という名前をつけたんですね。決して最近の言葉ではありません。したがって、放射能のことを通称死の灰とも言っています。先ほど寺崎総務文教委員長から報告がありましたが、総務文教常任委員会は９月末、原発銀座と呼ばれております福井県敦賀市の防災センターを視察しました。私はそのときのセンター所長の言葉が印象に残っております。これまで原発事故を想定し、市民を放射能から守るために大型バス数十台を用意して大規模な避難訓練を実施してきた。しかし、今回の福島原発事故は200キロメートル圏内までに被害を及ぼしており、これまでの訓練方法の再検討が必要である。こういうことでありました。敦賀市か

ら50キロメートル圏内に大阪、京都といった大都市が控えているわけであります。大阪府だけでも880万人が居住しております。もし事故が発生したら、福島原発事故の数十倍もの被害が想定されるわけです。54基もの原発が立ち並ぶ日本列島、世界でも有数の地震国、津波国、人類が放射能を無害にする技術を開発するまでは、原発は中止すべきではないかと思うわけであります。そうしない限り、日本国民は常に原発事故に不安を抱かなければなりません。そのかわり、環境省が試算していますように、原発54基分の４倍もの自然エネルギーを生かして、国を挙げて一気に促進を強化するならば、電力不足を招くことはありません。今そのための緊急なプログラムづくりが求められていると思います。

最後に、政治の最大の目的は国民の生命を守ること、国民の安全・安心な暮らしを保障することにあると考えるわけです。このことを強調して、陳情の趣旨採択賛成の討論とします。

○議長（横手啓介君）

他に討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第80号に対する委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第81号から議案第91号までの11案件を一括採決いたします。議案第81号から議案第91号までの11案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、11案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第92号から議案第95号までの４案件を一括採決いたします。議案第92号から議案第95号までの４案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、４案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第96号から議案第101号までの６案件を一括採決いたします。議案第96号から議案第101号までの６案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、６案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第102号に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（横手啓介君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第103号から議案第106号までの４案件を一括採決いたします。議案第103号から議案第106号までの４案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、４案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第107号に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［「賛成者　起立］

○議長（横手啓介君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第108号から議案第118号までの11案件を一括採決いたします。議案第108号から議案第118号までの11案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、11案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第119号　教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第120号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第121号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、陳情第12号に対する委員長報告は、趣旨採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（横手啓介君）

起立多数であります。よって、本案は趣旨採択することに決しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第２　議員提出議案第２号～議員提出議案第５号

○議長（横手啓介君）

日程第２、議員提出議案第２号から議員提出議案第５号までの農業委員会委員の推薦についての全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

議員提出議案第２号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案第３号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案第４号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案第５号　農業委員会委員の推薦について

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○議長（横手啓介君）

提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者、藤本峰秀議員。

［6番　藤本峰秀君　登壇］

○６番（藤本峰秀君）

議員提出議案第２号から第５号までの４議案について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第12条第２号の規定により、議会推薦の農業委員に、議員提出議案第２号から第５号まで記載のとおり、竹下滋氏、古川康信氏、井上秀実氏、前田戦一氏をそれぞれ推薦するものであります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議員提出議案第２号から議員提出議案第５号までの４案件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第２号から議員提出議案第５号までの４案件は、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

議員提出議案第２号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり推薦することに決しました。

次に、議員提出議案第３号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり推薦することに決しました。

次に、議員提出議案第４号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり推薦することに決しました。

次に、議員提出議案第５号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり推薦することに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程追加

日程第３　議案第122号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第123号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）

議案第124号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第125号　平成23年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

議案第126号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第127号　平成23年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第128号　平成23年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第129号　平成23年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）

意見書案第５号　国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書

意見書案第６号　原子力発電依存のエネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める意見書

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（横手啓介君）

ただいま、議案８件、意見書案２件が提出されました。

職員に配付させます。

［職員配付］

○議長（横手啓介君）

お諮りいたします。

この際、議案８件、意見書案２件を日程に追加し、議題とすることにご異議あり

ませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案８件、意見書案２件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（横手啓介君）

日程第３、直ちに一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

議案第122号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この条例は、国家公務員の給与についてされた人事院勧告にかんがみ、職員の給料月額等を改訂するため条例を改正する必要があり、提案するものです。

１ページをお願いいたします。まず、第１条は給料月額について。40歳代以上の中高齢層の職員に適用される給料月額を最大で0.5％、平均で0.27％引き下げるための給料表の改正を行うものです。ご存知のとおり、国において人事院勧告の見送りが閣議決定されたことにより、本市においては公民格差によるマイナス改訂であった人事院及び熊本県人事委員会勧告等を勘案した結果、県に準じて40歳代以上の中高齢層の職員の月例給の改訂を行うものです。

３ページをお願いいたします。第２条は平成18年に公布しました山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則を改正するもので、これは給与構造改革における経過措置額、いわゆる現給保障の経過措置の算定基礎額について、同様に0.49％引き下げるものです。附則といたしまして、この条例は平成24年１月１日から施行します。

続きまして、議案第123号から129号につきましては、議案第122号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に伴う給料改訂等に係る補正予算であります。なお、今回の給料改訂に伴います全会計における影響額は、総額216万7000円であります。

それでは、一般会計から順次ご説明申し上げます。

議案第123号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）について、申し上げます。

１ページをお開きください。第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から4205万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を305億9659万3000円とするも

のであります。内訳につきましては、給料改訂に伴う減額が169万6000円、会計間移動に伴う増額が529万2000円、その他、早期退職、休職及び育児休業等に伴う減額が4464万円です。

以上が歳出予算の概要です。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第124号から129号について、私の方からそれぞれの会計ごとに補正額と補正後の額、そして影響額についてのみ申し上げます。

議案第124号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、申し上げます。

１ページをお開きください。第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から717万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を77億7716万3000円とするものです。当会計における給料改訂に伴う影響額は２万1000円です。

次に、議案第125号　平成23年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、申し上げます。

１ページをお開きください。第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に170万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億4161万4000円とするものです。当会計における給料改訂に伴う影響額は１万9000円です。

次に、議案第126号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、申し上げます。

１ページをお開きください。第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から213万円を減額し、歳入歳出予算の総額を60億5078万8000円とするものです。当会計における給料改訂に伴う影響額は３万9000円です。

次に、議案第127号　平成23年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）について、申し上げます。

１ページをお開きください。今回の補正予算は、収益的収入及び支出等の補正です。第２条、第１款、水道事業費から488万7000円を減額し、４億4025万3000円とするものです。また、これに伴いまして、第３条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を488万7000円減額し、8228万4000円とするものです。当会計における給料改訂に伴う影響額は２万5000円です。

次に、議案第128号　平成23年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）について、申し上げます。

１ページをお開きください。今回の補正予算は収益的収入及び支出等の補正です。第２条、第１款、病院事業費用に709万円を追加し、32億6944万5000円とするものです。また、これに伴いまして、第３条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費に709万円を追加し、17億8498万6000円とするものです。当会計にお

ける給料改訂に伴う影響額は34万5000円です。

次に、議案第129号　平成23年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）について、申し上げます。

１ページをお開きください。今回の補正予算は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等の補正です。第２条、第１款、下水道事業費用から４万5000円を減額し、８億5198万5000円とするものです。第３条、第１款、資本的支出に15万3000円を追加し、９億8788万8000円とするものです。また、これらに伴いまして、第４条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費に10万8000円を追加し、5414万4000円とするものです。当会計における給料改訂に伴う影響額は２万2000円です。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

意見書案２件について職員に朗読させます。

［職員朗読］

意見書案第５号

平成23年12月16日提出

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　北原　昭三

賛成者

山鹿市議会議員　寺崎　勇児

山鹿市議会議員　藤原　　弘

山鹿市議会議員　立山　秀木

山鹿市議会議員　平井　邦廣

山鹿市議会議長　横手　啓介　様

安心社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行われてきた。しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了する。

特に、下記に掲げる基金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっている。国民生活の安心と向上を図る上からも、こうした基金及び基金事業を継続するよう、政府に強く求めるものである。

記

1　子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金

地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する基金であり、ワクチン接種について予防接種法の対象疾病に位置づける法改正が実現するまで継続すべきである。

2　安心子ども基金及び妊婦健康診査支援基金

保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする安心子ども基金及び妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健康診査支援基金について政府は、新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すべきである。

3　介護職員処遇改善等臨時特例基金

介護職員の賃金引上げなどを行うための基金として創設し、今年度末まで予算措置されているが、来年度以降の対応は、引き続き基金事業によるのか、介護報酬によるのか、方向性がまだ見えていない。介護職員の処遇改善は、極めて重要な課題であり、介護報酬で手当できない場合は、既存の基金を積み増しし、着実に賃金引上げなどに充てられるように措置すべきである。

4　障害者自立支援対策臨時特例基金

障害者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行うため、平成18年度から平成20年度までの特別対策として実施し、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、今年度末まで延長されている。来年度以降も、新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要であり、基金継続によって柔軟な支援をすべきである。

5　地域自殺者対策緊急強化基金

地域における自殺対策の強化を図るための基金として、電話相談窓口の充実など地方自治体における具体的な取り組みに活用されており、こうした取り組みを切れ目なく支援するため、継続かつ基金の積み増しが必要である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

熊本県山鹿市議会

内閣総理大臣　　野田　佳彦　様
厚生労働大臣　　小宮山洋子　様
文部科学大臣　　中川　正春　様
少子化対策担当大臣　　蓮　　舫　様

意見書案第６号
平成23年12月16日提出

原子力発電依存のエネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第２項の規定により提出する。

提出者
山鹿市議会議員　平井　邦廣
賛成者
山鹿市議会議員　芹川　正美
山鹿市議会議員　森　　芳顕
山鹿市議会議員　古荘　克郎
山鹿市議会議員　北原　昭三
山鹿市議会議員　藤本　芳雄
山鹿市議会議員　永田　　健

山鹿市議会議長　横手　啓介　様

平成23年３月11日に発生した東日本大震災は、東北地方をはじめとする日本各地で、人的・社会的に計り知れない被害をもたらした。なかでも東京電力福島第一原子力発電所では、巨大地震に続く大津波の影響による全電源の喪失後、冷却装置が停止し、炉心溶融を誘発したために、大量の放射性物質を環境中へ放出する事態となり、今なお収束していない。この放射性物質の放出が、一日でも早くおさまるための対策が進むことを注視しつつ、同時に原子力発電依存のエネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策を促進することを強く求めるものである。

記

1　原子力発電所の新設・増設計画を中止すること。
2　老朽化した原子力発電所の運転を中止すること。
3　段階的な原発撤退の計画を作成し、再生可能な自然エネルギーの開発と普及促進に全力を挙げること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

熊本県山鹿市議会

衆　議　院　議　長　横路　孝弘　様
参　議　院　議　長　平田　健二　様
内　閣　総　理　大　臣　野田　佳彦　様
経　済　産　業　大　臣　枝野　幸男　様
環境・原子力行政担当大臣　細野　豪志　様

○議長（横手啓介君）

意見書案第５号について、提案理由の説明があれば、発言を求めます。提出者、北原昭三議員、ありませんか。

○７番（北原昭三君）

ありません。

○議長（横手啓介君）

次に、意見書案第６号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、平井邦廣議員、ありませんか。

○13番（平井邦廣君）

ありません。

○議長（横手啓介君）

この際、議案審査のためしばらく休憩いたします。

午前11時12分　休憩

―――――――――――――――○―――――――――――――――

午前11時27分　開議

○議長（横手啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております全案件について、質疑を行います。質

疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、全案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。

原　徹議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

○12番（原　　徹君）

12番、日本共産党の原です。私は議案第122号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正する条例案について、反対の意見を述べます。それと関連して、123号から129号まで関連しますので、これにも反対を表明します。

はじめに要望しておきます。こういう重大な、重要な問題を閉会の最終日に持ってくるというのは非常に困ります。十分審議もできません。開会初日に持ってきていただきたいと思います。

反対の理由を述べます。条例改正案は、県人事委員会が人事院勧告に基づき市職員の給与を平均0.27％引き下げようとするものでありますが、40歳から50歳までのベテラン職員を対象にした引き下げは、教育費や住宅ローンなど一番家計がかさむ世代の生活実態を無視したものであると考えます。職員課の資料によりますと、市職員の給与は、ここ10年間、平成13年から22年で３年間が据え置き、７年間が引き下げであり、一度も引き上げられたことがありません。引き下げ額はボーナス分を含めますと10年間でなんと一人当たり平均108万円余りにもなっております。職員500人で計算しますと全体で５億4000万円もの金額が減額されたことになり、個人消費が極端に減少して、地域の経済が疲弊していくのも当然ではないでしょうか。こうしたやり方は、職員の勤労意欲と積極性をそぎ、生活設計を歪め、住民サービス低下に反映していくと思います。さらには民間の賃金引き下げにも連鎖して、個人消費の低下を招き、地域経済のさらなる停滞をもたらすものであると考えるわけです。県人事委員会勧告の大もとにあるものは、2011年の人事院勧告があることは

言うまでもありませんが、今年度の人事院勧告は民間準拠に固執し、50歳代への大幅引き下げを勧告、さらに今後も格差縮小を勧めることを表明しています。こうした方向はベテラン公務員労働者の生活実態を無視するものであり、公務員全体の人生設計を不透明にして、ひいては財界が要求しております熟練した安い労働力の確保を推し進める役割を果たすものです。近年の政治の風潮として、公務員バッシング、すなわち公務員を敵にすれば選挙で勝利するとあって、それを競い合う傾向にあります。公務員定数や給与の削減が安易になされがちでありますが、それは国民の安全・安心と住民サービス低下につながり、到底、容認することはできません。東日本大震災の際にも、国・地方を問わず、公務員の皆さんは住民の生命と安全を守るために、粉骨砕身の努力を行ってきました。多くの自治体職員が住民の生命と生活を守るために、自らの危険を顧みずに奮闘されました。本市からも24名の方が現地に派遣されております。市職員の皆さんが日本国憲法第15条に基づく国民全体への奉仕者として、さらには地方自治法に定められております住民の福祉の増進のために、一層その役割を果たすことを期待しながら、給与引き下げ条例改正案に反対を表明して討論を終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、通告による討論は終了いたしました。他に討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第122号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（横手啓介君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第123号から議案第129号までの７案件を一括採決いたします。議案第123号から議案第129号までの７案件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（横手啓介君）

起立多数であります。よって、７案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、意見書案第５号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、意見書案第６号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

閉　会

○議長（横手啓介君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成23年（第６回）山鹿市議会12月定例会を閉会いたします。

午前11時35分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**横　手　啓　介**

山鹿市議会議員　**原　　徹**

山鹿市議会議員　**立　山　　隆**